

関東学院大学キリスト教と文化研究所所報

キリスト教と文化

第 4 号

巻頭言

歴史の検証と伝統の継承

森 島 牧 人 1

研究論文

バプテストの水戸・平伝道 1885年—1941年

大 島 良 雄 3

出産に関する自己決定権についての一考察

三 浦 一 郎 19

奉仕教育と体験活動について

——福祉教育・ボランティア学習の理念と実践——

伊 藤 隆 二 35

研究ノート

『坂田祐日記』読解 1944年（昭和19年）

坂 田 創 49

大学生に対する「いのちを考える」授業実践

大豆生田 啓友 他 57

キリスト教徒から見た原始仏教思想の特質と課題

——比較宗教学的な視点からの研究ノート——

三 井 純 人 67

活動報告

2005年度キリスト教と文化研究所活動報告

森 島 牧 人 81

2005年度キリスト教と文化研究所構成員

85

2005年度キリスト教と文化研究所研究プロジェクト等のメンバーリスト

86

研究プロジェクト報告

「バプテスト」研究プロジェクト

村 椿 真 理 87

「坂田祐」研究プロジェクト

帆 莉 猛 88

「国際理解とボランティア」研究プロジェクト

古 庄 修 90

研究グループ報告

「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ

■ 木 紀 男 92

「いのちを考える」研究グループ

松 田 和 憲 93

「奉仕教育」研究グループ

所 澤 保 孝 95

委員会報告

資料委員会

矢 嶋 道 文 97

広報委員会

簗 弘 幸 98

所報編集委員会

安 田 八十五 99

所報に関する規定

100

所報編集についての申し合わせ

100

編集後記

所報の充実と編集体制 —研究レベルの向上をめざして—

安 田 八十五 103

2006年3月



関東学院大学キリスト教と文化研究所

巻 頭 言

歴史の検証と伝統の継承

所 長 森 島 牧 人

今回ここに、関東学院大学「キリスト教と文化研究所」研究紀要第4号を送り出すこととなった。その内容は、研究論文（3点）、研究ノート（3点）、および現在当研究所が抱えている3つの研究グループ（「いのちを考える」、「キリスト教と日本の精神風土」、「奉仕教育」）と4つの研究プロジェクト（「バプテスト研究」プロジェクト、「坂田祐研究」プロジェクト、「国際理解とボランティア」研究プロジェクト、「資料研究」プロジェクト）からの成果報告書、並びに研究所が今年度に行った「奉仕教育と体験活動について－福祉教育・ボランティア学習の理念と実践－」と題する公開講演会（伊藤隆二氏）の発表内容をまとめた論文、等である。本研究所の2005年度の歩みにご尽力いただいた多くの方々に、この場を借りて深く感謝する次第である。

さて、関東学院の源流は、1884年に横浜山手に創設された「横浜バプテスト神学校」である。その後総合学園として発展を遂げる関東学院であるが、1972年、関東学院大学は、学園紛争を通し本学院教育の原点であり要である神学部を失った。その結果、建学の精神に基づく教育の理念とその実践方法構築の部署を持たずに歩むことを余儀なくされてきた。その点から見ても、2001年7月に設置された本研究所の目的は、キリスト教学校として創設された関東学院の真の教育ミッション達成に資することにある。関東学院大学らしい研究所の在り方が求められていると言えよう。

この観点から、本研究所の第一のテーマは、「歴史の検証と伝統の継承」である。第二は、当研究所の名称（キリスト教と文化）が示している如く、〈と〉の原理の展開である。それは、建学の精神であるキリスト教と大学の諸科学との対話を目的としている。敢えて、キリスト教文化研究所と銘打たなかった所以である。

この設置趣旨の下、当研究所は創設時より、キリスト教と大学の諸科学との対話を目的とした三つの部門（文化研究部門、倫理研究部門、実践教育研究部門）を設け、研究を進めてきた。

この中には「キリスト教と日本の精神風土」、「いのちを考える」、「奉仕教育における課題と実践」等の研究グループがある。さらに2004年度には、本研究所の前身が「プロテスタント史研究所」であることから、その伝統を受け、新たに歴史研究部門を創設、研究の全体を4部門構成とし今日に及んでいる。歴史研究部門の中には、以下の二つの研究プロジェクトが立ち上っ

た。一つは、「坂田（資料）研究」で、本学の建学の精神「人になれ 奉仕せよ」の制定者である坂田祐の人と思想を、特にその残された日記（坂田日記）の解読を中心に研究している。二つめは、「バプテスト研究」である。本学院教育の基盤であるキリスト教はバプテスト派の伝統をもっているが、これはバプテスト派に関する歴史神学的研究である。これら二つは、共に学院のアイデンティティーを求めるための研究である。

また2005年度には、実践教育研究部門の中に「国際理解とボランティア」研究プロジェクトが発足した。ここでは、学院のモットーである「人になれ 奉仕せよ」の精神を、国際的視野に立ち実践することを目差して、奉仕教育の方法論的研究（国際サービス・ラーニング）に取り組んでいる。今日、グローバル化が進むこの国際社会の中で、国と国が、民族と民族が、文化と文化が、社会と社会が、そしてそこに生きる一人一人の人間が、共生の精神を実現するためには、国際間の相互理解が最重要課題となるからである。そのためには、ボランティアの精神を軸にした国際サービスラーニングの理論と実践研究は欠かせないものとするからである。関東学院らしい教育を模索する試みである。さらにこのプロジェクトは、インターネットを用いて各大学が持つ知的財産を共有し合うためのシステム作りにも、産学共同体制で取り組んでいる。タイと日本間での実験は、2005年12月22日無事終え、2006年度からは、英国オックスフォード大学、タイ国チェンマイ大学、中国北京外語学院及び韓国東西大学との遠隔講義を実験的に運用する計画である。その目差すところは、同じく、共生の精神の涵養である。

今後とも当研究所へのご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

研究論文

バプテストの水戸・平伝道 1885年—1941年

大島良雄

Evangelistic Work of the Baptist in Mito and Taira Fields, 1885-1941

Yoshio Oshima

目次

序論。

1. フィッシャーの時代 1886年-1891年
2. デーリングの時代 1891年-1899年
3. ブランド夫妻の時代 1899年5月-1901年
4. パーシュレー代行、ミス・M・カーペンター
在住の時代 1901年-1904年
5. 記録の欠けている時期 1904年5月-1908
年
6. ジョーンズの水戸定住時代 第一期
1908年-1912年末
7. ホルトムの時代 1912年5月-1914年末
8. ジョーンズの第二期 1914年-1920年
9. ホルトムとロスの時代 1920年-1927年
ミス・クラゲット 1922年頃 2年間在住
10. ケナードの時代 1928年-1935年
11. 戦時体制下の教会 1935年-1941年

結論

参考文献

キーワード

- ① バプテスト ② ABMU
③ WBFMS ④ 伝道活動
⑤ 水戸地区 ⑥ 平地区
⑦ 地方講義所

序論

アメリカン・バプテスト宣教師同盟 ABMU は 1873 年 2 月 7 日に N. ブラウンと J. ゴーブルの両家族を横浜に派遣し日本宣教を開始した。それから 12 年後の 1885 年に尾作昇平が平に伝道を開始した。当時の ABMU に属するバプテストの教勢は横浜、東京、神戸、仙台に宣教拠点を持ち、17 名の宣教師、3 名の日本人牧師、15 名の伝道師、8 つの教会、423 名の信徒を有する教団にまで発展したが、決して大きな教団ではなかった。しかし宣教師たちは積極的に宣教地の拡大を目指して地方への伝道に取り組んだ。平・水戸地区の伝道も其の一例であるが、地域の性格上バプテストの農村伝道への取り組みを示す事例の一つである。

バプテストは宣教師個人の自主的、主体的な活動、また個別教会主義の伝統を重んじたので、長い間、日本におけるバプテストの活動を全体的に統括する教派的な組織や計画はなかった。即ち、初期のバプテスト教会の活動は全体的、計画的に実施されたのではなく、宣教師個人の主体的、個別的な活動であった。本稿で取り上げる宣教地は茨城、福島の両県

下にあるが、宣教師たちが個人的に責任を担った活動の拠点、水戸、平の伝道を中心としたものである。(なお、バプテストの「外国伝道協会の伝道方針の問題」については大島『バプテストの東北伝道』参照)

東京から関東北部乃至東北地方に向かう街道には日光・奥州街道と水戸・陸前浜街道、更には日光街道に並行して下館・真岡を通る奥州中街道があり、それらに沿うように東北本線、常磐線、関東鉄道常総線・真岡線などが敷設されている。バプテストのこの地域に向けての伝道もこれらの街道や鉄道に沿って東京、横浜に在住する宣教師達の個人の地方伝道活動として始められた。本稿で取り上げたのは茨城、福島全域ではなく、水戸・陸前浜街道に沿った水戸、平両教会とそれらの教会の地方伝道地・講義所を中心とした宣教師たちの活動について記述するものである。

アメリカン・バプテストの外国伝道活動には、ABMU とは別個な組織である婦人バプテスト外国伝道協会 WBFMS も日本の婦人と子供達への伝道のために、1875年11月にミス・キダーとミス・サンズを日本に派遣した。ミス・サンズは横浜に居を構えて教育活動と神奈川県下の農村伝道に力を注ぎ大きな成果を挙げた。彼女に導かれて婦人伝道者となった者に苗村かく、重本千代、小島せき、男子伝道者となった者には小林健次、鈴木重威、織部（後の尾作）昇平、伊達謙などがあつた。ミス・サンズは神奈川県内の伝道に満足せず山梨県、福島県或いはポートに同行して東北伝道にも力を尽くした。本稿で取り上げる平伝道も彼女の発意によって始められたものであつた。

1 フィッシャーの時代

1886 - 1891 年

謳歌主義から国家主義へ変遷した時代

1) 平伝道の始まり

尾作は1882年神奈川県長後村で医業に従事していた時、ミス・サンズに導かれて信仰に入り、ポートより受浸し、医業を棄て伝道者になり原町田、八王子、上溝、厚木などに伝道した。1884年10月横浜に神学校が開設された時、第一期生として入学した。当時は伝道師が極端に不足していた時代で神学校は通年の授業をする事が出来ず、一学期を終えた者は次の8ヶ月は任地に出て伝道に従事し、又学校に戻ると言う方式を取っていた。この方式は1888年に4年制の神学校として課程を定めた学校になるまで続いた。彼は1885年の休学の期間にミス・サンズの発意によって平伝道を開始した。伝道の成果が挙げられ1886年7月11日に横浜より川勝鉄弥牧師を招いて4名の信者がバプテスマを授けられ平教会を設立した。(高橋楯雄『日本バプテスト史略 上』参照)

東京在住の宣教師フィッシャーはミス・サンズに代わって彼自身の地方伝道活動として平教会の責任を担うことになった。彼は1887年のABMUのAnnual Reportに前年度の平伝道について報告し、神学生尾作が学校に戻らずに伝道を続けている、二度の訪問で夫々7名にバプテスマを授けたという。(Annual Report は *American Baptist Missionary Magazine* の7月号に掲載される前年度の活動の年次報告、以下年次報告と略す)

彼は1888年の年次報告で佛教僧侶による激しい迫害があるにも拘わらず忠実に働く説教者よって28名が受浸した(バプテスマを受けた)と言う。彼は其の年の11月に休暇・帰国し1890年12月に再来日した。1892年の年次報告に、帰国以前に較べて活動が多く

の点で困難になったと告げているが、それは「帝国憲法」、「教育勅語」の発布などにより、それまでの欧化主義政策に対する反動が起こり反外国、反外国宗教の風潮が支配的になったからである。

2) 水戸伝道の始まり

1888年の年次報告にフィッシャーは水戸伝道開始の経緯を述べている。其の頃水戸では既に聖書販売人が活動していた。1887年6月頃県立水戸中学校（校長は札幌農学校の一期生の渡瀬寅次郎、後に東京中学院＜東京学院、関東学院の前身校＞の校長になる）から午前中は授業、午後からは自由に伝道活動をしてよいと言う条件で英語教師就任を依頼された。彼は後任を推薦することを条件として水戸に居を構え11週間中学校で教えた。7月以来17名の受浸者を得て1887年12月20日に水戸浸礼教会を設立した。

彼がアメリカから招いた後任の教師クレメントはABMUの宣教師ではなかったがクリスチャンとして教会活動を支援した。フィッシャーが水戸教会に配属した伝道師たちは笠間、石岡、真壁などにも伝道した。真壁は後に水戸教会の伝道地になるが、当時は東京駿台英和女学校で働く婦人宣教師たちの地方伝道地であった。（高橋『史略下』参照）

1892年の年次報告にフィッシャーは水戸へは一年の間に数回説教に出かけた、反キリストの勢力の強いところであるが、クレメントが長い間素晴らしい影響を与えていると報告している。

1891年にフィッシャーが日本での活動を止めた英国バプテストの地方伝道地の栃木県の責任を担うことになり、横浜在住の宣教師デーリングがフィッシャーの水戸、平の活動を継ぐことになった。

1893年に水戸浸礼教会の伝道師として赴任した植山直樹は当時の教勢を次のように伝え、「水戸中学にクレメント氏あり、師範学

校に校長渡瀬寅次郎氏（先の中学校校長）ありて、直接間接伝道を助けた。伝道師としては伊達謙氏ありて、一時教勢は隆盛を極めしも、その後渡瀬氏は辞して東京に赴き、クレメント氏は東京学院設立準備のため渡米し、伊達氏も亦上京してに伝道者なき有様となり、中学及び師範の信者の生徒は卒業して所所に散りたる為、デーリング氏の引き受けられた時は、定住の信徒は僅かに二三名あるのみなりき」と言う。（高橋『史略下』p.76）

2 デーリングの時代

1891 - 1899年

91年、内村鑑三不敬事件。94年、日清戦争勃発、日英通商航海条約改正（実施は5年後）。95年、勝利と三国干渉。

1892年9月の宣教師通信にデーリングは、「他の仕事で忙しく巡廻できなかったが、出来れば伝道地の一部を毎月訪問したいと願っていた。昨年は家内や日本人同労者と一緒に水戸、平を度々訪問した」と言う。1894年秋に彼はバプテスト神学校校長に就任したために、それ以降の地方巡廻は一層制約されることになった。

1) 平地区

彼は1893年9月に「伝道旅行記」を宣教師機関紙 *American Baptist Missionary Magazine* に寄稿している。それには「平に行くには水戸まで鉄道で一日、其処から人力車で二日かかるが、それは海岸沿いの美しい街道の旅で65マイル離れた平に到着する。他の一台の人力車で旅行に必要な道具とオルガンを運んだ。～牧師は非常に熱心な人で、25マイル平方の広い地域で活動し、1/3の時間を中心部で、他の2/3は近隣の町や村での活動に費やしている。」～「日曜日の夕刻、平の劇場を借りて大きな集会を催したが、約500名が集まり福音を聞いた。貧しい人たち

は勿論、政府の役人、裁判官、学校の教師や町の有力者達も聴衆のなかにいた。～丁度養蚕で忙しい時期であったが平の信徒は忠実に応援してくれた」などと、牧師の活動や大衆伝道の模様を報告している。

1895年6月の *GLEANINGS* (在日南北両バプテスト宣教師の隔月刊行の情報紙) に平と水戸周辺を二週間に亘って日本人伝道者達と共に巡廻し、寝食を共にし膝を交えて親しく話し合い、心が通うようになったと告げている。

尚当時の平の伝道地には湯本、泉、小名浜、四倉などがあつた。

2) 水戸地区

先に引用した伝道旅行記にデーリングは「帰途水戸に立ち寄ったが、その町では人々に接するのが非常に難しかった。町の人々は皆昔の日本を愛し、新しい事は何事も歓迎しなかった。特に外国人には猶更そうであつた。」と記した後で、聖書協会で働いていた植山直樹が犠牲を払って水戸に赴任したことを告げている。

1896年の年次報告でデーリングは、植山が水戸と地方でよい働きした、又水戸と平の中間に当たるところで神学生たちが夏期5ヶ月の間に10カ所で集会を催したと、言う。

1897年の年次報告は水戸の伝道者が昨年活動に行き詰まり伝道を中止した。彼はキリスト教に対する反対が強くて継続できないと感じた。しかし地方の講義所の真壁では9名の受浸者があつた、此処ではミス・ホイットマンと彼女のバイブル・ウーマン内田はまの活動が大きな助けであつたと言う。

3 ブランド夫妻の時代

1899年5月-1901年

条約改正実施、内地雑居。ブランド水戸に在住し宣教拠点開設。訓令第一二号発令。

内地雑居が可能になりブランド夫妻が水戸に定住し水戸宣教拠点が開設された。従って今までは伝道の開始された順序に従って平、水戸の順に記述してきたが、水戸に宣教拠点が置かれ、水戸と其の講義所の活動が重視されるようになったので、順序を変えて水戸から記すことにする。

1) 水戸地区

8月4日には通商航海条約が実施され内地雑居が可能になるのを見越して、5月にブランド夫妻が水戸に転住し、先に赴任していた神学校の新卒業生赤川を平に移し、6月にはブランドに馴染のあつた甲府の伝道者松野菊太郎を水戸に招いた。

1900年の年次報告に彼は水戸の町について説明し、町は二つに分かれており、丘の上の町は上市、谷にある町は下市と呼ばれている。双方の町に夫々15,000名と30,000名の人口があると報告し、水戸人の気質、町の様子、自宅での集会の模様などを具体的に報告している。

ブランド夫人は先のミス・サンズで、彼女は休暇帰国中にブランドと結婚した。1890年来日した彼等は東京の芝と其の地方伝道地甲府などで9年間伝道した後、水戸に来住した。再来日後の彼女は昔のように自分が先頭に立って華々しく伝道するようなことはなかったが、バイブル・ウーマンを用いて、また自作のトラクトを多用して伝道した。ブランド夫妻は水戸の各地方講義所を巡廻し、訪れた町の街々で説教、聖書分冊の販売、トラクトなどの配布を行った

1900年8月の *GLEANINGS* にブランドは「昨年10月に地方に出かけ聖書を販売し、福音を語るよう主に命じられた。それ以来、其の活動によって21,000部の分冊、35,000部のトラクトと、数千の自作のトラクトを配布した。又昨年中に300回以上路傍で説教した」と、聖書の販売、トラクトの配布を主の

命令として地方伝道に従事したと言う。

2) 平地区

1901年8月の *GLEANINGS* にブランドは平地区巡廻の報告で塩屋崎でのバプテスマの様子を記している。灯台守の佐藤氏に導かれた3名に諮問をした後、バプテスマを執行した、「～天気はよく、海は静かで、全てが主にあって平穏のように思えた。我々は海の中へ進んで行った、一方浜辺では平から来たクリスチャン達が『イエスの血のほかには～』を歌った。私は *Unto him who loves us, and washed us from our sins in His own blood.* を心に思い描いていた」云々と記している。

4 パーシュレー代行

ミス・M・カーペンター在住

1901年10月－1904年5月

01年、20世紀大挙伝道、求道者2万人。田中正三足尾鉍毒事件で直訴。04年、日露戦争勃発。

1903年の年次報告でパーシュレーは、ブランドが水戸、平と甲府の三つの拠点と二人の伝道者を私に託して帰国した。水戸には伝道師が不在であるが、平には非常に誠実で競争心のある赤川が働いていたが、彼は大阪に移ったと言う。

1903年5月の *GLEANINGS* でミス・カーペンターは水戸伝道の困難を訴え「木曜日の夕方の集会で未成年者が会堂の内外であらゆる妨害をした。我々女性には乱暴しなかった。が、説教者は投石されたが幸い負傷は免れた。活動を断念する積もりは無い。しかし此処での働きは『嗚呼水戸、困難、困難』と言う言葉に要約できる」と言う。

5 記録の欠けている時期

1904年5月－1908年

04年、日露戦争に勝利、大国意識と自負心の高揚が宣教師と軋轢を生む。

08年、経済恐慌、社会主義、共産主義運動が始まる。

この時期は水戸拠点に在住する宣教師は不在で横浜在住のパーシュレーが、次にデーリングが責任を担ったが、デーリングは神学校校長また1908年5月には巡回宣教師 *General Missionary* としての職務に多忙で其の任を果たすことが困難で、宣教師側の記録は見られない。

目につく出来事は1907年9月20日の『教報』に「平教会は公娼設置に反対したが破れた。しかしそれは町民に良い印象を与え、礼拝出席者が60名内外、日曜学校は30名程の生徒がいる」とある。

1908年7月20日の『教報』は1905年に就任した赤川が辞任し無牧になり後任者を得るまで石岡町より小川達氏、石塚町より小池氏が隔週来援するとある。茨城県には水戸教会の伝道地以外に真壁、北条、太田などがあり、駿台女学校の宣教師ミス・ホイットマン、ミス・クラゲットが活動していた。

1908年9月20日の『教報』は平教会でデーリング博士が5名に授浸した。また7月16日には浅原が按手礼を受けたので、これまでの牧師不在で礼典執行が出来ないと言う不都合が無くなったと報告して居る。

6 ジョーンズの水戸定住時代

第一期 1908年－1912年

09年、日本宣教50周年、横浜バプテスト神学校創立25周年、ベンネット召天。10年、大逆事件、日韓併合。11年、カリフォルニアでの排日運動。12年、明治天皇崩御、神仏基三教合同。

1) 水戸地区

1884年以来仙台に在住し東北地方で活動していたジョーンズは1904年6月に帰国し、長い休暇の後1906年12月に来日したが仙台に戻らず、北海道の活動を支援した後、長府

で伝道していたが1908年水戸に定住することになった。(宣教方針の変更により、小樽及び下関・長府拠点は相次いで閉鎖された。大島『灯火をかかげて』参照)

1909年1月の *GLEANINGS* にジョーンズは「バプテストは茨城県で余り活動してこなかった。～東京に近いのに様々の理由で無視されて来た」と述べ更に、「水戸の人々は儒教的道徳に身を委ねて全ての宗教は迷信であるとしている。彼等は古い体制の頑固な信奉者である」と人々の気風について記し、「～下市講義所では人々の便宜を図って改造し畳に代えてベンチを入れた。ある時、明らかに妨害の意図を持った十数人の若者が会堂に入ってきた。彼等は私や渡部牧師を嘲笑した。保守的な水戸で活動を継続するには是非ともこの野次馬をやっつけておかねばならぬと決意した。私は今までに見てきた素晴らしい事の全てを話した。セントルイスの世界博覧会で見た有名なピグミー、パタゴニアの大男、私の故国カナダのガラスのような氷の大宮殿、我々の宗教の力を示すヨーロッパやアメリカにある大伽藍、世界の全ての高度の文明は聖書や其の宗教に根拠を置いていることなどについて話し、又日本の議会、憲法、赤十字、公立学校の制度、新しい便利な鉄道、電報、郵便制度などはキリスト教国の文明を模倣したものである事、佛教、儒教は新しい日本に対して少しも貢献していない事などについて語った。そして集会の終わりを告げ、彼らを外に出して次の集会に移った」と言う。彼はこれ以後も若者などの妨害対策としてこの方法を活用して居る。

1910年1月の *GLEANINGS* では彼が水戸、小栗、石岡の集会でアセチレンガスの幻灯機を用いて「イエスの生涯」を見せ子供は勿論大人にも好評を博したと報告している。

1911年3月の *GLEANINGS* でジョーンズは田舎への幻灯伝道旅行について詳細な報告を残している。少し長くなるが要約紹介す

る。「水戸から車で一時間半で土浦に着く、そこは最近ペンシルバニア・バプテストの寄付によって活動を始めたところである。其処から2時間よく耕作された地方を通過して筑波山麓にある人口2,500の北条に着く。～皆川伝道師は集会の為に50畳ある大きな家の確保に成功した。境の襖を取り外し60×15フィートの部屋の用意が出来たが、天井が低く、人の頭が邪魔になり8フィートの画面を映せない。しかしスクリーンを斜めに張ってベランダから投影することで急場を凌いだ。最初に見せたのはアメリカとヨーロッパの諸教会、YMCA、建築物、図書館、議事堂などである。～次に旧約聖書とイエスの生涯を福音的に説明した。幻灯は絵画付きの説教で、耳のみならず目にも語りかけるので有効である。また偏見を取り除く為に日常的なものと一緒に見せた」と農村での幻灯利用の伝道について述べている。

「北条から人力車で2,3時間かけてもっと辺鄙な吉沼に行った。道路は馬車には狭く、軟弱すぎた。田園風景が続く中、やがて人口2,000の吉沼に着いた。ミス・ホイットマンは此処での働きが好きで数度訪ねている。多分私は彼女以外にこの地を訪ねた唯一の外国人だろう。北条と同じ様な大きな家に人々が集まり庭や道路にまで人が溢れた。人の重みで畳の下の床が抜け落ちた。群集はその様な集會に不慣れなので、画面を見ながら勝手なお喋りをするので説明に苦労した」と詳細、具体的に報告している。

1911年5月の *GLEANINGS* はジョーンズが他教派の宣教団体と協力して工業博覧会に集まる群衆を対象にして天幕伝道を実施したと、彼が大衆伝道に強い関心を持っていたことを告げている。

Report 1911 (American Baptist Missionary Magazine に掲載されたものでなく、単独に刊行された年次報告) にジョーンズは水戸には会堂が無く、宣教師住宅で集會を開く不

便さ、また其の住宅は裏通りにあり、夜間は街路灯が無く、又個人の住宅なので普通の人には訪れ難い、と設備の不備を訴えている。

Report 1912 にジョーンズが水戸について報告している事を要約すると、水戸には牧師が不在で土浦の小野村が兼牧し、彼が不在になる土浦には神学生が援助に来ている。水戸の地方講義所、下市、石岡、大田村、北条、下館には夫々一名の伝道師がおり、またそれらの所から毎週の集会に出かけているのは真壁、吉沼、小田、オガタである。さらにその他の所へは特別集会や個人的な訪問で出掛けていると、地方講義所の活動の報告を加えている。

GLEANINGS 1912年9月号にジョーンズは茨城県には130万の人口があるが、人々は主として多くの小さな村や町に住まっており、県庁所在地の水戸が最大の都市で4万の人口を有するに過ぎない、と紹介し茨城県の伝道は農村伝道であると言う。一つの例として「～15ほどの部落、2万の人口を持つ大田村の夜の集会が終わったのは10時を過ぎていた。一時間歩いて飯田伝道師の家に戻った。厚っぽく毛羽立つ蚊帳、蒸し暑い空気、蚊帳の外の虫の羽音、蚊帳の中の蚤の動き、これらが人の忍耐力と信仰の熱心さを試しているようだ」と困難な条件の下で活動して居る伝道師の生活の一端を紹介している。

2) 平地区

1909年月の*GLEANINGS* にジョーンズは7月の猛暑の時期の小名浜講義所の集会について、「奥の方には風が通らず。入口は人で塞がれ、特に説教者と内部の聴衆は蒸し風呂の中にいるようであった」と報告し、多くの場合我々は施設の面で他教派より遅れているので発展が阻まれていると言う。

1911年3月の『教報』は佐藤卯右衛門牧師来任以来教勢が好況に向かいつつある。又4月には立田果牧師を招いて連夜説教会を開

き求道者30余名を得た、と言う。

Report 1911 でジョーンズは平教会が昨年ミッション・ソサエティのお陰で土地を購入した。～また、神の特別な導きによって事態は変化しこの地区の夜明けが始まったと、佐藤の働きに大きな期待を表明している。

Report 1912 でジョーンズは平、湯本、泉、小名浜について報告し、其処には約2万の住民がおり、製造業が盛んで鉱業の中心地であると紹介し、佐藤牧師の活動を紹介している。また尾作について、彼は熱心なクリスチャン医師で、昔牧師であった尾作は自給伝道師として平教会と近隣で立派な奉仕をして居る。彼は教会の執事として何時も最前列に席を占め、又湯本で毎週集会を開いていると、牧師辞任後の尾作について報告している。

7 ホルトムの時代

1912年5月-1914年末

14年、第一次世界大戦勃発、キリスト教に対する不信感高まる。

ホルトムは5月に東京から水戸に移住した。宣教師館は大修理中で、宣教師館で行っていた集会は幹線道路沿いの会堂に移転した。

Report 1914 にホルトムは水戸、平地区の一般的な事柄について報告し、キリスト教的な見地からこの二つの場所は夫々の住民の性格に起因する特殊な問題を持っている、として次のように言う。「水戸は今でも日本的保守主義の拠点であり、市民は誇り高く、ある者は頑固で、それを誇りにして居る。平は不道徳な人々の間でも不道徳の評判が高い。市民はしばしば無知でまた品が無い。水戸ではキリスト教は『外国』の故に反対される。他方平では『正義』の故に反対される。古い水戸城内には風雨に曝された儒教の社があり、其の尊厳な社は水戸の問題の核心を象徴して居る。社は現在封鎖されているが、儒教の教

えは今尚人々の生活の中に残っている—公正な取引、伝統維持の異常な熱意、又霊的な事柄に対する無関心が実質的な無神論を生み出している」。

「平の町の北側には下品な個人主義、異教徒的不正直、無知、人間の尊厳に対する無感覚、無関心などの問題の中心になる公認の好ましくない場所がある」と、遊郭の存在を強く非難している。

ホルトムは教会、講義所の施設の改善にも熱心で資金の許す限り改善に努めた。講義所の土間を木の床に変えたが、当初は日本人伝道師から反対があったと云う。又婦人宣教師のミス・クラゲットの石岡、土浦、大田での、ミス・ホイットマンの北条、吉沼、真壁、ミス・エーカックの平での婦人たちに対する活動についても報告している。

GLEANNINGS 1914年3月号にホルトムは筑波山麓の吉沼訪問の記事を寄せている。其の一部を要約紹介すると、「～しかし神の国について話している間に、我々の心は不思議にも一つになった。～彼等は無学の小作人で田圃の真っ黒い泥にまみれて毎日を過ごしている、しかし彼らの魂の声は私の語る聖書の言葉に伝えて語るのである。話している間に彼らが何度も、ソーウダ、ソーウダと呟くのを耳にした。頭を垂れて共に祈ったとき、数年前故国で聞いた賛美歌の出だしの部分、I stand all amazed in the presence of Jesus the Nazarene. ナザレ人イエスの臨在に驚きを感じた」を思い出した、と報告している。

8 ジョーンズの第二期

1914 - 1920年

15年、大戦による未曾有の大景気、対支21か条要求。16年、吉野作造民本主義。

17年、新約聖書改訳、10月革命。20年、戦後の大恐慌、小作争議頻発。

Report 1915 には「相応しい施設が不可欠」

が掲載されている。自前の教会堂を持たずに都市で活動しているのはバプテストだけである。水戸の活動を困難にしているのは会堂がない事が其の原因である。～在日宣教師団がミッション主事フランクリンに強く訴えたのは、「一人の宣教師を派遣するに要する6,000ドルは、現時点では宣教師の派遣を犠牲にしても会堂の建設に当てるのが望ましい」と言うものであった。

Report 1916 は水戸地区について水戸は茨城、福島の一県にまたがる広い地域のセンターであると、従来水戸、平地区における伝道という表現に代わって、二つの県内にある教会、伝道所を一括して水戸地区と呼び、水戸を其の地区のセンターとして取り扱っている。そして其の活動を報告して「水戸地区ではジョーンズと彼の同労者は18か所で伝道している。その内の2か所は教会形成をした教会である。根気よく種を播き、テント伝道、キリスト教文書の配布、また炭鉱地帯を重視しての活動を報告し、31名のバプテスマがあった」と平教会及び其の講義所を含めて報告している。しかし、「水戸地区」という区分は宣教師の側の区分で、この時期の日本バプテスト派教会組合は平教会を東北部会に所属するものとして取り扱っている。しかし、本稿ではこれからも、それらの区分や所属を問題にせず従来通り「水戸、平地区」として取り扱うことにする。

当時ジョーンズは盛岡、仙台、水戸の三つの宣教拠点の宣教師として働いていた。1917年3月には幻灯機を持って平教会を応援し、教会堂で幻灯会を催し、キリストの生涯、欧米の諸教会の会堂、キリスト教による社会進歩の有様を見せた。また小名浜、湯本の講義所でも同様の集会を持った（『基督教報』1917, 4, 5）。なおこの年の平教会の教勢は礼拝出席者25名、伝道集会24名、祈祷会15名、日曜学校71名、教会員数72名、受浸者9名、約束献金者29名と言う（『基督教報』

1917. 5. 17. 東北部会の教勢報告から)。

1818年1月17日の『基督教報』は平教会について、1917年9月28日佐藤牧師が盛岡浸礼教会に転出以来無牧であったが12月6日に秋元安平牧師が兵庫県竜野講義所から着任した、と言う。

1918年3月には水戸地区の真壁、土浦で金森通倫を招いて特別大説教会を開催夫々400、800名の決心者を得たと、同年3月28日の『基督教報』が報じている。

茨城県内の講義所について吉田繁伝道師がこの年の『基督教報』に連載したものがあるので要約紹介する。

真壁町 では凡そ20年ほど前に駿台女学校の宣教師ミス・ホイットマンと其のバイブル・ウーマンが伝道を始めた。その後デーリングと神学生が伝道を助けた。1894年には4名がデーリングから受浸した。1907年に笠置伝道師が派遣され1912年まで在任、無牧の期間には下館講義所より篠崎、中山牧師が来援した。その後小泉左近が一年、高橋直己が3年余り伝道した。吉田は1917年6月に赴任した。講義所の土地建物はミッションの所有、現在会員は僅か7名と言う。

なお茨城県の西部古河と隣接する栃木県野木は駿台女学校の女性宣教師の伝道地であったがミス・ホイットマンが死去、1918年5月小林健次牧師は71歳になるまで30余年の伝道の後辞任、古河講義所は閉鎖された。神学校教授のワインド、千葉勇五郎などが応援した。(なお後に同盟主事として名を残した菅谷仁は小林に導かれた。)

笠間 は日本三大稲荷神社の一つの所在地で茨城県のエペソと云うべき所。伝道を始めたのは5年前で、水戸教会の小野村牧師が毎週一回出張していたが、昨年4月より石岡講義所の島塚、1917年7月より吉田が週一回出張している。

土浦 には1918年9月に吉田が着任した。彼は講義所の紹介を同年10月10日の『基督

教報』によせている。即ち、1909年に小野村が仲条町の借家に講義所を開設した。1911年に本町にミッションが土地建物を購入し、同年5月小野村が水戸に転じた後、篠崎萬亀江が来任し4年近く働き、1915年8月水戸に転じた。同年12月に渡辺謙助が来任し本年8月まで在任した、と言う。

尚1918年6月30日の『基督教報』は先に沖縄で17年間伝道した原口精一が石岡講義所で働くことになったと報じている。

1918年8月22日の『基督教報』は茨城県下の伝道地、牧師名を列記している。

水戸上市泉町	牧師	篠崎萬亀江
水戸下市	神学生	椎谷 博
新治郡石岡町	牧師	原口精一
土浦町	伝道師	渡辺謙助 (近日辞任)
真壁郡下館町	伝道師	高橋直己
真壁町	伝道師	吉田 繁
筑波郡吉沼村	伝道師	皆川幸四郎
稲敷郡君賀村	伝道師	飯田清太郎

この報告に渡部元はコメントをつけ、一地方に斯くの如く伝道地が細かく行き渡るところは全国的に余り例がない。そのほか最近まで北猿島郡古河町には小林牧師が定住されていた、と言う。

1918年には水戸、平において各教派が合同して金森通倫を招き特別伝道を催し大きな成果を挙げた。

1921年にはバプテスト拡張運動として茨城県下特別大挙伝道を実施して教勢の拡張を図った。

9 ホルトムとロスの時代

1920年—1927年

ミス・M・クラゲット

1922年頃2年間在住

21年、ワシントン会議、海軍軍縮条約の締結。

23年、関東大震災。25年、普通選挙法公布、治安維持法公布。26年、大正天皇崩御。27年、宗教法

案反対運動起こる。

Japan Baptist Annual for 1922 (在日男女両バプテスト外国宣教協会の年会記録)においてホルトムは水戸で一番必要としていることは宣教師一家を配置する事、次いで必要なものは施設であると、云う。

彼と前任者ジョーンズとの伝道方法の相違は、ジョーンズが英語を教えることを嫌い直接伝道、幻灯機を利用する大衆伝道、又伝道師の訓練を重視したのに対して、ホルトムは英語教育を媒介として若者に接近し、若者を信徒として獲得するのに成功した。

先に幾つかの講義所を吉田の記述によって紹介したが、その他のものをホルトムの記述で紹介する。

下館は資金不足で活動を閉鎖しようとした時、或る信徒が彼女の家を集会の使用に提供した。それは農民の教会と呼ばれている。一番希望の持てることは信徒達の妻が少なくとも聖書に興味を持ち始めたことである。

君賀 ここへ行く途中、月に一度2時間中学で英語を教える為に龍ヶ崎に立ち寄っている。授業の後のバイブル・クラスには約20名の生徒と1名の教師が参加している、と言う。

次にこの時期の教会、講義所の活動を個別的に紹介する。

1) 水戸バプテスト教会

1922年5月10日の『基督教報』は4月に木村清松を迎え五ヵ年継続のバプテスト拡張運動の最後の特別伝道集会を催し、吉田牧師が20名にバプテスマを授け、裏南町のミス・クラゲット宅において聖餐式を行った。

1924年5月9日の『基督教報』には、教会は観梅の季節の日曜日の午後は偕楽園の人出を利用して野外伝道を行った。4月中には真壁、和田村、山田村、日立村、稲荷村、湊町などで幻灯会を開催した。2, 30名から

100名の来会者があり、12名がバプテスマを受けたとある。

Japan Baptist Annual for 1924 & 1925 には東北三宣教拠点の宣教師で仙台に在住するロスの記事を編集者が要約記載している、「水戸は断念すべしと言う多くの話があるが、宣教地区と親しくなれたのは嬉しいことであった。我々バプテストがこの地区での活動でなぜ動揺するのか理解出来ない。重要で成果を挙げているこの地区での奉仕の機会を捉えようとしなさいことは納得できない」と、ロスが提示したこの疑問に対して本誌に編集者は、「日本ミSSIONの現在直面して居る問題は、どの地区を發展させるかではなく、どの地域を放棄するかである。我々には以前の様な人も金もない。選択は非常に困難である」と言うコメントをつけている。即ち宣教事業縮小の方針により、宣教師のより有効な配置、事業の集中、効率化が問題になっていた。当時、東北の三つの地区(盛岡、仙台、水戸)の地方伝道所・講義所は僅か12ヶ所、水戸地区は5ヶ所しか残っていなかった。

Japan Baptist Annual for 1926 にロスは茨城県が農村地帯である事を、4万の人口を持つのは水戸だけで後は5千から1万の人口を持つ多くの町があると、数字を挙げて示し、水戸地区での活動は農村伝道で日本の農村伝道の助けになっていると言う。

2) 土浦講義所

1921年10月24日土浦の伝道師に就任した橋本宗範が1922年1月11日の『基督教報』に寄稿した文章から当時の様子を探ると、所謂信徒は30名ばかり、伝道を始めて満13年になるが信徒が出席する礼拝は行われていない。仕方がないので家庭訪問をして、「諸君が礼拝を行わず、月に一度も顔を見せないなら他に転出すると宣言した」と言う状態であったが、ミス・クラゲットをはじめ吉田牧師、神学校からの応援を得て特別伝道を実施

しある程度の成果を得た。

1923年3月には東京学院神学部の千葉院長が卒業予定の多田、波岡、大坂、下田を率いて来援し、霊界革新運動として大きな刺激を町民に与えた。

1923年11月30日の『基督教報』によると小学校講堂で土浦の学生が排酒同盟の演説会を開いた。千葉先生は「大戦後の欧米各国の現状と我が国民の自覚」と言う演題で講演したが1200名の聴衆があった。橋本は礼拝の外に社会的活動にも積極的に取り組んでいる。

Japan Baptist Annual (JBA) for 1924 & 1925 は土浦に海軍航空基地が建設されることになり短期間に人口が3万人に増えた。町の中心部に教会堂と大きな牧師館を持っているので強力な教会に発展することを願っていると言う。

JBA for 1926 にロスは「橋本は広く影響を及ぼしている多忙な人である。彼の活動には兵士、学生、勤労少女、ボーイスカウト、日曜学校と幼稚園児と其の父兄のクラスが含まれている。又模範的な幼稚園を経営する有能な夫人の助けもある」と言う。

彼は1927年9月に名古屋伝道に転出した。

3) 他の講義所

真壁、笠間、石岡、君賀それぞれについての報告は略し、20年近く農民の間で活動して来た君賀の飯田氏について *JBA for 1926* にある次の報告を紹介する。「彼独自の活動には多くの困難があるが、我々がそれを正しく評価するのは難しい。彼の活動の拠点^{いち}は自宅にあり、其処は集会所を兼ねている。彼は農民の訪問に時間を費やし、道端で説教し、トラクトを配り、市の立つ日や祭りの日を利用して群集に向かって説教し、時には小学校の教室で特別伝道集会を開いている」とある。

4) 平キリスト教会

1923年11月30日の『基督教報』は高橋牧師が池田に転任、夏季休暇中は庄司惣兵衛神学生が来援し説教、日曜学校、小名浜講義所に出張などで働いた。礼拝出席14～20名。日曜学校100名内外、幼稚園は盛んで園児49名、礼拝堂を教室に当てている。園長はミス・アレンなどと報告している。

1924年6月6日の『基督教報』は一年余りの無牧の後、佐藤卯右衛門を牧師に迎え教会にはわかに活気づいた。礼拝20名内外、日曜学校150～160名、幼稚園児60名云々と盛況を伝えている。

JBA facing 1926 for 1924 & 1925 のロスの報告によると、「此処は商業都市で石炭鉱山地区の中心に位置している。水戸に較べると見掛けも気質も現代的である。佐藤牧師は稀に見る心の美しい人である。丁度新しく建った(1925年11月7日献堂式)会堂のために会員たちは5千円の募金をした。会堂は二階建てで、スタコ塗りの構造である。階下は日曜学校と幼稚園に使用できるように計画されており、礼拝堂は二階にある。以前の集会所は敷地の後部に移し牧師館に改造した」と言う。

JBA for 1925 にロスは「建物の借金は完済され教会財政は好ましい状況にある。教会はミッションからの補助金の削減と言う今までにない事を考慮中である」と、新会堂献堂後の急速な発展について報告して居る。なお、同紙に発表された1925年度の教勢は表1のようである。(次頁上段参照)

5) 水戸地区ロスの総括的報告

JBA for 1928 現在水戸地区には仙台、盛岡地区よりも多くの伝道者がいる。即ち2名の牧師が水戸と平、4名の伝道師が石岡、真壁、土浦、君賀にいる。

平教会は活気に満ちており、東京以北では一番出席者が多い。佐藤牧師は毎週小名浜で集会をもっている。

表1. 1925年度の教勢

教会・伝道所	会員数	男	女	合計	バプテスマ数	日曜学校生徒数
全国の教会 (60)		1619	2487	4106	348	9912
水戸教会		16	15	31	2	63
平教会		19	22	41	10	152
君賀講義所		17	4	21		48
土浦講義所		5	5	10		29
真壁講義所		11	8	19	3	63
石岡講義所						40

水戸教会は会堂建築の為の募金を計画中。現在の古い会堂では現在以上の活動を期待できないので、品位のある会堂が是非必要である。

土浦では昨年橋本が名古屋に移転したが、橋本夫人が4月まで幼稚園の面倒を見た。昨年秋からケナード氏が日曜日に東京から応援に来ている。

真壁では庄司の指導で数名の受浸者があり、日曜学校も施設が一杯になる程盛んになった。

君賀の飯田は農村伝道者として活動している。

石岡では原口牧師夫妻が10年間活動して来たが、協同委員会の命令によって閉鎖されることになった。原口牧師は70歳で引退していた。夫人は幼稚園と日曜学校を継続している、と言う。

10 ケナードの時代

1928年-1935年

28年、治安維持法改正（死刑の追加）、特高警察設置。29年、賀川豊彦「神の国運動」。

31年、満州事変勃発、反宗教運動。33年、国際連盟脱会。35年、天皇機関説問題。

JBA for 1929 にケナードは、この地区は保守的精神の強いところで、人口の大半は農村に住み封建的精神の保持に熱心である。現代

的な機械や西洋風の服装の採用も基本的な態度を変えず、敵意と原始的の信仰を変えていない。大衆は今尚キリスト教を国家の敵であり、教会に属す事は忠誠心に違背することであると考えていると、地域の文化的、思想的、社会的背景についての理解を示している。なお彼は地区の教会、講義所について詳細な報告をしているが、省略する。

JBA for 1930 の報告にケナードは数葉の写真に掲載し、解説をつけて活動の報告をしている。其の一つ、水戸教会のバプテスマ式の写真の記事を要約紹介する。時間は早朝で数名は遠方から歩いて来た。新任牧師内藤が真ん中に立っている。彼の妻は左端の女性である。この数か月に彼等は献身の目的と理由を明確にしたので、この苦闘している教会は将来に明るい希望を与えられたと、内藤忠雄の着任を報じ、更にバプテスマ受領者の若い看護婦達を紹介し、聖書研究の成果として信仰を得た彼女達が今朝は3時に起きてバプテスマに備えた、などと説明を加えている。

JBA for 1931 の水戸地区のケナードの報告で目につくことは賀川豊彦の伝道集会が水戸地区の講義所でも実施されたことである。この特別伝道集会和賀川の十銭本と『週報神の国』の広範な利用がこの時期の伝道の特徴である。

JBA for 1932 にケナード夫人が婦人伝道活動について報告し、婦人の会員が少なく組織

のない茨城県においては活動が困難である。それは婦人が教会に出席することが困難な状況が其の背後にあると、地域の特性について述べた後で、「水戸教会の婦人会は2年前に内藤夫人を迎えてから2名から15名までに成長した。婦人たちは婦人会や牧師夫人を通じて教会に導かれ、クリスチャン・ホームを形成している。婦人会は婦人矯風会と協力して人身売買を禁止する法律を作る活動に協力した。」と言う。

同紙にケナードは1931年11月3日の会堂献堂式に触れ、40年間待った後で水戸は日本帝国の何処にも負けないバプテスト教会の会堂を建設したと報告している。また1932年春に行われた内藤の按手礼式について「神が既に聖霊による按手礼を授けておられたので、彼の誉れの為に集まった会衆の前に跪く彼の頭に人々が按手するのが空しいことのように思えた」と、内藤の之までの優れた牧会を評価している。

JBA for 1933 の水戸地区のケナードの報告を要約すると、内藤は水戸教会を完全な自給教会にするように努力している。ミッションの援助金が月額15円削減された。平教会も1年の間に自給教会となることを約束した。平で注目すべきことは教会活動を担っている若者達の存在である。彼等は自分たちの組織を持ち、多くの人を導いている。石岡は牧師不在にも拘わらず原口夫人と其の娘などの活動で栄えている。

1934年9月21日の『キリスト教報』は財務部長藤井藤太の「東部バプテスト教会の現状について」と言う檄文を掲載して居る。これは当時のバプテストの実情をよく表すように思えるので要約紹介する。

60年以上も伝道しているのに全国に自給教会は22、補助教会は20、講義所17、会館2、学校6、その他2と言うのは如何にも憂うべき現状ではないかと、教勢の不振を指摘し、教役者（男子）について見ると、其の数

僅かに53名、その内60歳以上70歳までの者が12名、50歳以上60歳までの者が7名、40歳以上50歳までの者が6名、30歳以上40歳までの者が18名、20歳以上30歳以下の者が10名であり、壮年、中年の者が甚だ少ないと、教役者構成の弱点を指摘している。

年会において論議されたことは伝道計画についてではなく、教役者扶助の問題であったと、保身的で伝道に積極的でないことを嘆く、次にバプテストの個別教会主義に触れ、誤れるバプテスト主義により、諸教会及び諸講義所が牧師または特定の個人の独裁政治によって禍を蒙っている。他方それが諸教会の協力を困難にしている。組合費を全納しないのは協力主義を排除し孤立主義に墮すからである、と財務部長としての視点からの批判も加えている。

批判は宣教師にも及び次のように言う、数年前フランクリン博士が *We Baptist of America have sent among you living example of Christ.* と語ったが、これは同氏の認識不足を表明した言葉であると宣教師の資質を批判する。又矛先を牧師の批判に転じ、ある種の牧師や伝道師は宣教師の機嫌のみを気にして居る。彼等は神の御旨に従うことを第一にせず宣教師を喜ばす事を使命と考えている、と言う。更に、SCM・社会的キリスト教運動に関心を寄せる神学生たちを非難し、神学生の中には共産主義にかぶれて諸教会に迷惑をかけた者もあった、と言う。更にもう一つの不満はバプテストに力ある人物のいないことである。私はバプテスト再興の為諸君の奮起を希望する *Invest your life where it counts most* と言う。以上は神奈川県バプテスト青年同盟会での彼の講演の要約である。

11 戦時体制下の教会

1935年－1941年

36年、ロンドン軍縮会議脱退表明、二・二六事件。
37年、矢内原忠雄東大追放、文部省「国体の本義」、

日支事変勃発、戦時経済体制へ移行、国民総動員、大本営設置。38年、大阪憲兵隊府下の教会、キリスト教主義学校に「天皇と神との関係について」質問状を出す。39年、宗教団体法成立（翌年実施）40年、皇起2600年奉祝全国基督教信徒大会開催、プロテスタント各教会合同声明。41年、宣教師引き上げ、日本基督教団発足。

1936年ケナー下帰国の後はこの地区を担当する宣教師が不在になり東部組合の主事が其の任をになうことになる。

JBA for 1937 では宣教師に代わって水戸地区の報告は東部組合主事時田信夫が報告している。なお同紙が報告した1935年度のバプテストの統計は表2のようである。(下段参照)

1938年5月6日の『基督教報』にT氏が常磐各教会伝道懇談会の報告を寄稿している。彼は「宣教は茨の道である。日本的キリスト教の勃興もあるが、真理、正義は国際的なものであるが故に看板の塗り替えの如きはならぬ。今日の教会は受難の時代であるが、選ばれた者が残り、新しい真の教会はこの上に発展するだろう」と、時局を反映した発言をしている。

1939年5月5日の『基督教報』に東部バプテスト組合理事長千葉勇五郎は「国家を挙げて非常の時、バプテストもまた大いなる危機に直面すると考えられる。まことにバプテスト主義の高唱はよしとするも、個々人の権利の主張は同時に責任の分担を意味する点を

留意せねばならぬ。東西両組合合同問題については一人の反対者も無かった。しかしこの問題は内的必然性を含みながらも宗教法案と言う外的事情によるものと理解している」とバプテストの主張する個別教会主義の主張が困難になった事、各宗教を統制しようとする宗教法案の前に、存続する為には合同する道を選ばざるを得なかった事情を訴え、時局に対応する苦悩を滲ませた報告をしている。

1939年8月1日に東西両組合は合同機関紙『日本バプテスト教報』を刊行し、所属教会、伝道所の所在地と其の主任牧師の氏名を明らかにしている。但し、両組合が解散を決議した後、日本バプテスト基督教団を成立させたのは1940年1月4日である。

水戸地区を見ると、
福島県

平 平市材木町 23 鈴木正弘
小名浜 小名浜町橋本 鈴木正弘 兼任
茨城県

水戸 水戸市裡南町 460 内藤忠雄
石岡 石岡町金丸 原口精一 引退者
真壁 真壁町高上町 村上忠勝 兼任
土浦 土浦町本町 村上忠勝
君賀 君賀村松山 飯田清太郎

独立伝道者

1940年4月20日の『日本バプテスト教報』は内藤忠雄牧師が4月1日に水戸教会を辞し神戸教会に移ったと伝えている。

1940年5月9日の『日本バプテスト教報』

表2. 1935年度のバプテストの統計

教会	会員数	男	女	合計	バプテストマ数	日曜学校生徒数
水戸教会		32	31	63	2	74
平教会		31	30	61	3	84
君賀講義所		-	-	-	-	-
土浦講義所		21	14	35	1	18
真壁講義所		6	3	9	-	-
石岡講義所		9	12	21		61

には「教会の姿」と云う一文が掲載されている、「～我々は新しく一個の教団を組織し、前途に対して大いなる希望を抱きつつ前進の一途を邁進せんとして居る。けれども教団は教会ではない。～公同教会は個別教会の集合でなければならない。又、個別教会は公同教会の一部ではない。教団は個別教会及びその他の団体の集団である。教会は其の真の姿においてのみ、有力なる教団の一部と成り得るのである」とバプテストの個別教会主義を主張している。

1940年7月25日の『日本バプテスト教報』に菅谷主事は「教団設立に関する件」と言う一文を寄せ、教団として存続するために次の要件を満たす必要があると、東西両組合の合同の理由の一つを指摘している。「一般に知られているように設立を認可されている教会数は50以上、信徒数5千以上を有し、教団として相当の公益事業（教育及び社会事業）を経営し、之に相当する財産を有するか否かによって教団の認可を判定するとの事である。（バプテストは東西合同して認可教会数76、信徒数7千、学校、財産を有するので十分認可を得られると思う）と当時の状況を説明している。

自給独立の道を選んだ日本バプテスト基督教団に対して宣教師団は1940年10月8日に次のような『宣教師団の申し合わせ』を決議した。即ち「われらはミッションとして日本バプテスト教団が新年度より自給独立するまでに進展せし事を心より祝する。われらは過去における教団の進歩に対して神に感謝すると共に、日本の兄弟が時局に対して有せらるる先見とその勇気とを見て誇りとするものであって、バプテスト教団とそれに関係する諸団体との発展に深い関心を抱き、熱祷を怠らないものである。 右決議す」とある。

1941年3月20日の『日本バプテスト教報』は「天下に率先して合同」と言う記事で「水戸市内に在るメソジスト、バプテストの両教

会は、従来伝道その他の教会活動において歩調を一にして協力しつつあったが、先般来教会合同の声に共鳴する所切なるの余り、今般両教会は天下に率先して合同を執行する事になり、夫々の教会本部の同意を得たうえ3月第一日曜より合同礼拝を守り、4月1日より全然合同の実を挙ぐる事となった。尚合同の手続きとしては便宜上メソジスト教会員一同はバプテスト教会に転入する形式を執った」と伝えている。

1941年6月プロテスタント各派は合同して日本基督教団を設立し、日本バプテスト基督教団はそれに加盟した。

本稿は「バプテストの水戸、平地区における活動」を研究の対象としてきたので、バプテスト教団が解散して日本基督教団に加入した時点で終わり、その後の経緯は稿を改めて記述することになる。

結 論

以上1885年から1941年まで半世紀余に亘る水戸、平地区における宣教師を主体にしたバプテストの宣教活動を概括した。諸種の困難を克服しながら一定の成果を収めた時になって、宗教が国家権力によって統制され、個別教派の主張を貫徹する事が困難になり、更にキリスト教会の存立そのものが脅かされる事態になった。プロテスタントの諸教派は日本基督教団を組織して其の存続と発展を図った。本稿では其の経緯や当否を論ずることはしない。ただ其の時を以てバプテストの水戸、平伝道は終息したという事実を述べることで終る。

しかし、一つの教派の働きの終焉によって宣教の大義が無駄に終わったのではないことは銘記しなければならない。即ち、水戸、平地区での宣教活動を過去のものとして忘却してしまうこと許されない。此処で燃焼された先達の信仰の息吹に触れ、伝道の方法を論じ、

国家の権力と信仰の自由の問題などの歴史を冷静に見直すことが、今日の教会の将来の発展に資する違いない。

参考文献

1. The American Baptist Missionary Magazine 1883-1904
2. The Report, 1905- 1916.
3. The Japan Baptist Annual, PUBLISHED BY THE CONFERENCE OF THE ABFMS & WABFMS. 1922- 1940..
4. GLEANINGS, FROM THE AMERICAN BAPTIST MISSIONS IN JAPAN 1894-1921.
5. H. Leon McBeth, THE BAPTIST HERITAGE, BRODAMAN PRESS.
6. 高橋楯雄『日本バプテスト史略上』東京三崎会館、大正12年。
7. 高橋楯雄『日本バプテスト史略下』東部バプテスト組合、昭和3年。
8. 『教報』『基督教報』『日本バプテスト教報』教報社。
9. 日本バプテスト宣教100周年記念委員会『日本バプテスト宣教100年史』日本バプテスト同盟1973年。
10. 鈴木淳子『宣教の使者』日本バプテスト同盟全国婦人会、1981年
11. 大島良雄『日本につくした宣教師たち』ヨルダン社、1997年。
12. 大島良雄『灯火をかかげて』ヨルダン社、2002年。
13. 大島良雄『バプテストの東北伝道』ダビデ社2005年。

出産に関する自己決定権についての一考察

三浦 一郎

A Study of the Right of Self- Decision on Reproductive Health

Ichiro Miura

目 次

- 1 はじめに
- 2 出産に関する自己決定権
 - 2.1 出産に関する二つの方向性
 - 2.2 産む選択における問題点
- 3 我が国における生殖補助医療制度の現状
 - 3.1 日本産科婦人科学会による見解
 - 3.2 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書
 - 3.3 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案
- 4 議論の整理と法制化の行方
- 5 むすび

1 はじめに

子を産むか、産まないかという出産に関する事柄は、女性の自己決定権の問題であろうか。

日本国憲法上、自己決定権は具体的条文で保障されているものではなく、憲法13条の幸福追求権を根拠に学説によって承認されたものであるが、「個人は、一定の個人的事柄について、公権力から干渉されることなく、自

ら決定することができる権利¹⁾」とされ、その保障内容として、①治療の選択や安楽死の是非に関わる生命及び身体の処分についての事柄、②結婚や離婚など家族の形成・維持に関わる事柄、③妊娠、出産や中絶などリプロダクションに関わる事柄、④服装や髪型などを含むライフスタイルに関する事柄などが挙げられる。

そして、具体的な保障内容をめぐって、個人が人格的自律に不可欠なものに限られるとする人格的利益説と、服装や髪型などを含むライフスタイルについての決定など一切の自由を保障すべきとする一般的自由説²⁾とに分類されるが、本稿で考察を試みる子を産むか産まないかという出産に関する事柄は、リプロダクションに関わる事柄であり、女性にとって人生に重大な影響を与える選択であると考えられるので、いずれの説によっても自己決定権の内容であると考えられる。

つまり、国家が、女性の出産に関する自己決定に何らかの強制を加えることは、憲法違反の権利侵害にあたるのである³⁾。例えば、中国の一人っ子政策のように国家的な人口抑制政策がとられた場合には、その合憲性に問題が生じる⁴⁾と考えられよう。

また、アメリカにおいては、合衆国最高裁

判所により妊娠中絶をすることは女性のプライバシー権⁵⁾と認められている⁶⁾。

さらに、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議 (International Conference on Population and Development) で提唱されたりプロダクティヴ・ヘルス/ライツ (性と生殖の健康を権利としてとらえようという概念)⁷⁾においても出産は中心的な課題で、国際的にその権利性が認められていると云えよう。

但し、これらの状況は、何ら、「子を産むか、産まないか」という出産に関する事柄は、女性の自己決定権の問題であろうか」という私の間に抵触するものではない。なぜなら、私は、女性の出産に関する選択が尊重されること、すなわち、権利性を持つことを否定するものではないからである⁸⁾。私の命題は、出産を、個人の自己決定の話として帰結することや出産を女性の権利の問題として、例えば、妊娠中絶の禁止を女性のみ及び規制として性差別の問題として解決するようなこと⁹⁾は妥当な判断と云えるだろうかという権利性の根拠についてのものなのである。

具体的に指摘するなら、まず、例えば、妊娠中絶はひとりの女性のみにかかわる事項ではない。それは、女性の体内に宿った胎児の利益に関係し、女性とともに妊娠に重大に関わる男性の利益に関係する¹⁰⁾問題でもある。

次に、例えば、刑法 212 条の墮胎罪の対象は「妊娠中の女子」であるが、刑法 213 条～216 条の同意墮胎罪等の対象は女性に限られたものではない。

つまり、出産に関する自己決定は、女性の人生において重大な選択であることには違いないが、自己完結する自己にのみ関わる事項とは云えないし、女性のみ及び規制とも云いきれない問題なのである。

本稿では、何らかの法的解決が早急に望まれている¹¹⁾最近の生殖補助医療¹²⁾のあり方についての法整備の議論の過程等を通じて、

この問題が、単なる女性の自己決定権として律しきれない問題を含むことを明らかにしつつ、女性の自己決定権と帰結すべきでないと思われる出産に関する自己決定権の権利性と制限について考察していきたいと思う。

なお、従来、出産に関する自己決定権の問題は、「産まない自由」である妊娠中絶の是非を中心に議論がなされてきた¹³⁾ように思われるが、この問題は、結局のところ、胎児の人格をどのように考えるかにその結論は大きく左右されると思われる。すなわち、個人の倫理観によって女性個人の生き方の選択と胎児の生命保護という比較考量の結論は変わってくるのである¹⁴⁾。よって、本稿では胎児の人格性に立ち入らず¹⁵⁾に議論が可能な「産む自由」に関する最近の生殖補助医療のあり方に限定して考察をしていきたい。

また、文部科学省によって指針¹⁶⁾が示されている「ヒト ES 細胞の樹立及び使用」も関連する事項ではあるが、出産に関する問題ではないので本稿では触れないこととする。

2 出産に関する自己決定権

2.1 出産に関する二つの方向性

出産は、女性にとってその人格に関わる重大な事柄であるため、自己決定権の内容として認識されていることはすでに述べたが、出産に関する自己決定権は二つの対極的な方向性をその内容としている。すなわち、「産む」、「産まない」という選択である。

そして、従来、出産に関する自己決定権の論点が、産まない選択である妊娠中絶を中心として議論されてきたことも、すでに、述べた。

その理由としては、第一に、妊娠中絶が制限されている状況で、合法的に妊娠中絶を認めさせるには、制限が許されないという根拠、すなわち、制限することの不当性、より具体

的には、理論的に妊娠中絶の権利性を導き出す必要があったこと。

第二に、多くの国で、妊娠中絶が法的に禁止されていたというのは、逆に、近年の医療技術の進歩を待つまでもなく、中絶行為は技術的に行うことが可能であったという問題の現実性。

第三に、人権意識や男女平等の発展の過程で、宗教心や倫理観が主たる理由とされる妊娠中絶禁止という制約は格好の議論のテーマに成り得たことが考えられる。

逆に、生殖補助医療の規制等の「産む」選択に関する問題が、同じリプロダクティブ・ヘルスの問題でありながら、妊娠中絶の問題と比べて実質的な議論が遅れているのは、第一に、中国の一人っ子政策は別にして、産むという選択について一般的に法的規制がなく¹⁷⁾、規制の不当性を議論する必要性がなかったこと。

第二に、人口生殖の規制などの「産む」選択に対する規制は、妊娠中絶と比べて、近年の生殖補助医療の急速な進歩という状態になって議論されるに至ったという比較的新しい問題であること。

第三に、「産む」選択に対する規制も、本来的には、宗教心や倫理観が主たる理由であることに違いはないのであるが、それが妊娠中絶の場合のような女性の自己決定権と胎児の生命権という価値の考量により、場合によっては「いのち」の抹殺という重い結果を伴うものでない、未だ曖昧な感覚によるものであること。補足するなら、生殖補助医療には、産む前段階である「いのち」の萌芽を人為的に操作するということに対する宗教的、倫理的疑問が生じることもあるが、妊娠中絶のような「いのち」の抹殺に結びつくような、認識しやすい具体的ダメージがないと考えられるのである。すなわち、国民の道徳観も「いのち」の抹殺という妊娠中絶ほど、「いのち」の創造であるかもしれない生殖補助医療に対

しては評価の方向性が固まっていないのである。

以上のように、産む選択については、妊娠中絶の場合のような産まない選択の場合と比べて、女性の自己決定権を尊重する結果としての胎児の生命権の結果的放棄というような重い命題を含まない分、より自己決定権を主張することに障害がないと一般的に認識されるのではないだろうか。

また、現実の問題に法整備が追いつかないという事情もあるが、産む選択に対する法的規制は、現在の日本においては、事実上存在していない。

2.2 産む選択における問題点

前述のように、産む選択については、妊娠中絶の場合のような産まない選択の場合と比べて、女性の自己決定権を尊重する結果としての胎児の生命権の結果的放棄というような重い命題を含まない分、法律的に他者の権利との衝突もなく、女性の産むという自己決定に障害はないかにも思われる。

しかし、産む選択に関して問題が存在しないわけではない。すなわち、生殖適齢の男女が子をもうけることを希望しているにもかかわらず、妊娠しない状態について、生殖補助医療という医学的措置を用いて子をもうけるにあたっては、様々な手法が存在し、そのいくつかは倫理面等の問題点が喚起されている。

また、生殖補助医療技術を用いて子が誕生した際の親子関係のあり方など、現状の民法自体が想定していないケースも多く、遺伝子的事実や外形的事実と法的認定との間で差異が生じる場合も存在するなど法律面の問題¹⁸⁾も指摘されている。

さらには、産むという選択は、実際に出産する女性の自己決定だけで完結される問題ではなく、近年において進歩が著しい生殖補助医療技術においては、従来の配偶者間におけ

る「授かった子を産んでもらう」というような自己決定のみならず、配偶者を含めたパートナー¹⁹⁾に対して、体外受精という方法をも望むか、さらには、その場合に自分以外の提供精子を使用することをも許容するか等の新たな決断を、時に、要求し、精子や卵子の提供者、代理懐胎を行う場合の代理母など新たな利害関係者をも登場させ、その内容は自己決定の範疇を越えている。

なるほど、最近の生殖補助医療のすべてが倫理面で問題があるわけではないし、法律上の不備は法改正で対処すればよいとも云えよう。

また、精子や卵子の提供者であれ、代理出産する女性であれ、自分で納得して引き受けるのであるならば、何らその者の権利を侵害しておらず、各自の自己決定権の問題として差し支えないとも考えられる。

しかし、例えば、日本は職業として売春を選択する自己決定権は認められていないように、自己決定権は個人の選択のすべてに規制が及ばないとするような絶対的権利ではない。

また、自殺はもちろん²⁰⁾、安楽死や尊厳死でさえも日本においては、現状では、法的権利として認められているわけではない。

つまり、安楽死や尊厳死が自己決定権の領域と判断されることと、安楽死と尊厳死が具体的権利として社会で実現されることは、必ずしも、一致することではない²¹⁾ように、商業的に代理母を引き受けることを具体的権利と認めなくても、直ちに、問題にはならないのである。

さらに、他人の精子での受精に反対している夫の意向を無視して、妻が体外受精をした場合などは、あきらかに、夫と妻の間で自己決定の決定的な対立があると考えられるし、その場合に子と夫と間で法律的な親子関係を認めるかどうかの法的判断は難しい。

思うに、生殖補助医療技術を用いた産む

選択については、必ずしも意見の集約をみない²²⁾倫理面の主張を持ち出して反対に終始すべきでないが、あらゆる形態を、他者にも社会にも影響のない女性の自己決定権の問題と定義して何らの制限も許されないとしてしまうことは、むしろ、問題であるし、また、法のあり方についても、現状の追認ではなく、生殖補助医療を個別に整理した上での統一的な見解を持った整備がなされる必要があろう。

以下、問題点を整理するために、生殖補助医療の実施に関する法的規制がない現状で、事実上、自主的規制として機能している日本産科婦人科学会による見解と、国の対応である最新の厚生科学審議会生殖補助医療部会による「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」、法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会による「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」を通してわが国における生殖補助医療制度の現状と今後の方向性を概観する。

次に、議論を整理した上で、出産の形態を分類し、個別の問題点について検討を加えていきたい。

なお、本来であるならば、各国の法制度との比較²³⁾も必要であり、その際には、単なる法制度の比較だけでなく、各国の宗教的・社会的・歴史的背景等にも触れる必要があると思われるが、そこまでの自身の研究成果がないことと紙幅の関係で本稿では立ち入らない。

3 我が国における生殖補助医療制度の現状

3.1 日本産科婦人科学会による見解

日本産科婦人科学会による見解は、生殖補

助医療について法律による規制等がなされていない現状においては、生殖補助医療が専門性と設備を備えた医者との協力なくして実行が困難なことから、事実上、自主規制と歯止めの役割を果たしてきた。

しかし、その会告に違反したとしても、その処分は学会除名等がなされるに止まり、医者としての資格に影響はないように、今後においても唯一の規制の根拠として依存することは問題である。

以下、重要と思われる見解を取り上げ、若干のコメントを付記する。

① 「体外受精・胚移植」に関する見解（昭和58年10月）

「ヒトの体外受精ならびに胚移植等」(以下、本法と称する)は、不妊の治療として行われる医療行為であり、その実施に際しては、わが国における倫理的・法的・社会的な基盤を十分に配慮し、本法の有効性と安全性を評価した上で、これを施行する。

1. 本法は、これ以外の医療行為によっては妊娠成立の見込みがないと判断されるものを対象とする。
2. 実施者は生殖医学に関する高度の知識・技術を習得した医師で、細心の注意のもとに総ての操作・処置を行う。また、本法実施前に、被実施者に対して本法の内容と予想される成績について十分に説明し、了解を得た上で承諾書等に記入させ、それを保管する。
3. 被実施者は婚姻しており、挙児を希望する夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあり、成熟卵の採取、着床および妊娠維持が可能なものとする。
4. 受精卵の取り扱い、生命倫理の基本にもとづき、これを慎重に取り扱う。
5. 本法の実施に際しては、遺伝子操作を行わない。
6. 本法の実施に際しては、関係法規にもと

づき、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。

7. 本法実施の重要性に鑑み、その施行機関は当事者以外の意見・要望を聴取する場を必要に応じて設ける。

留意すべきは、被実施者を妊娠成立の見込みがないと判断される婚姻している夫婦に限定し、体外受精ならびに胚移植が認められ、事実婚のカップルやシングルマザーには認めない点である。

② 「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解（平成9年5月）

精子提供による非配偶者間人工授精 (artificial insemination with donor semen; AID, 以下本法) は、不妊の治療として行われる医療行為であり、その実施に際しては、我が国における倫理的・法的・社会的基盤を十分に配慮し、これを実施する。

1. 本法以外の医療行為によっては、妊娠成立の見込みがないと判断され、しかも本法によって挙児を希望するものを対象とする。
2. 被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。
3. 実施者は医師で、被実施者である不妊夫婦双方に本法を十分に説明し、了解を得た上で同意書等を作成し、それを保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。
4. 精子提供者は健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。精子提供者は、本法の提供者になることに同意して登録をし、提供の期間を一定期間内とする。
5. 精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者の記録を保存するものとする。

6. 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。
7. 非配偶者間人工授精を実施する施設は日本産科婦人科学会へ施設登録を行う。

留意すべきは、実施にあたって不妊夫婦双方に医師による十分なインフォームド・コンセントが義務付けられ、精子提供者は匿名とされ、営利目的としての提供が禁止されていることである。

③ 代理懐胎に関する見解（平成 15 年 4 月）

1. 代理懐胎について

代理懐胎として現在わが国で考えられる態様としては、子を望む不妊夫婦の受精卵を妻以外の女性の子宮に移植する場合（いわゆるホストマザー）と依頼者夫婦の夫の精子を妻以外の女性に人工授精する場合（いわゆるサロゲイトマザー）とがある。前者が後者に比べ社会的許容度が高いことを示す調査は存在するが、両者とも倫理的・法律的・社会的・医学的な多くの問題をはらむ点で共通している。

2. 代理懐胎の是非について

代理懐胎の実施は認められない。対価の授受の有無を問わず、本会会員が代理懐胎を望むものために生殖補助医療を実施したり、その実施に関与してはならない。また代理懐胎の斡旋を行ってはならない。

理由は以下の通りである。

- 1) 生まれてくる子の福祉を最優先するべきである
- 2) 代理懐胎は身体的危険性・精神的負担を伴う
- 3) 家族関係を複雑にする
- 4) 代理懐胎契約は倫理的に社会全体が許容していると認められない

留意すべきは、あらゆる形態における代理懐胎について、対価の授受の有無を問わず、禁止していることである。

3.2 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書（平成 15 年 4 月 28 日）

本報告書は、近年における生殖補助医療技術の進歩により、不妊症のために子を持つことができない人々が子を持つ可能性が広がる²⁴⁾一方で、日本産科婦人科学会所属の医師が学会の会告に反する生殖補助医療を行ったことを明らかになる²⁵⁾など、専門家の自主規制として機能してきた学会の会告に頼ることの限界が露呈し、夫の同意を得ずに実施された AID (Artificial Insemination with Donor Semen 非配偶者間人工授精) により出生した子について、夫の嫡出否認を認める判決²⁶⁾が出されるなど、精子の提供等による生殖補助医療により生まれた子の福祉をめぐる問題が顕在化し、また、精子の売買や代理懐胎の斡旋など商業主義的行為が見られるようになってきたことを背景に、生殖補助医療を適正に実施するための制度について社会的な合意の形成が必要であるとの認識の広がりから厚生科学審議会先端医療技術評価部会の下の「生殖補助医療技術に関する専門委員会」により検討されたものである。

そして、検討の前提となる基本的な考え方としては、次のようなことが統一的な認識として踏襲されている。

- ① 生まれてくる子の福祉を優先する。
- ② 人を専ら生殖の手段として扱ってはならない。
- ③ 安全性に十分配慮する。
- ④ 優生思想を排除する。
- ⑤ 商業主義を排除する。
- ⑥ 人間の尊厳を守る。

以下、本論の内容を重要と思われる箇所を指摘しつつ要約する。

(1) 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者の条件

- ① 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者共通の条件としては、子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限ることとし、自己の精子・卵子を得ることができる場合には精子・卵子の提供を受けることはできず、加齢により妊娠できない夫婦は対象とならない。
- ② 精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による人工授精（AID）を受けることができる。
- ③ 女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による体外受精を受けることができる。
- ④ 卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された卵子による体外受精を受けることができる。
- ⑤ 子の福祉のために安定した養育のための環境整備が十分になされることを条件として、胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に対して、最終的な選択として提供された胚の移植を認める。

ただし、提供を受けることができる胚は、他の夫婦が自己の胚移植のために得た胚に限ることとし、精子・卵子両方の提供によって得られる胚の移植は認めない。

なお、個別の事例ごとに、実施医療施設の倫理委員会及び公的管理運営機関の審査会にて実施の適否に関する審査を行う。
- ⑥ 提供された卵子と提供を受ける者の卵子の間で細胞質置換や核置換が行われ、その結果得られた卵子は、遺伝子の改変につながる可能性があるため、当分の間、生殖補助医療に用いることは認めない。
- ⑦ 代理懐胎（代理母・借り腹）は禁止する。

(2) 精子・卵子・胚の提供を行うことができる者の条件

- ① 体外受精・胚移植または提供された胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個とし、移植する胚や子宮の状況によっては医師の裁量によって3個までとし、子宮に移植する胚の数の条件を設ける。
- ② 精子・卵子・胚の提供を行うことができる者の条件としては、精子を提供できる人は、満55歳未満の成人とし、卵子を提供できる人は、既に子のいる成人に限り、満35歳未満とする。ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さない。
- ③ 提供された精子・卵子・胚の採取、使用に当たっては、当該精子・卵子・胚からのHIV等の感染症に関する十分な検査や遺伝性疾患のチェック等の予防措置が講じられねばならないと提供者の感染症及び遺伝性疾患の検査が求められる。

(3) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件

- ① 精子・卵子・胚の提供に係る一切の金銭等の対価を供与すること及び受領することを禁止する。ただし、精子・卵子・胚の提供に係る実費相当分及び医療費については、この限りでない。
- ② 他の夫婦が自己の体外受精のために卵子を採取する際、その採卵の周期に要した医療費等の経費の半分以下を負担した上で卵子の一部の提供を受け、当該卵子を用いて体外受精を受けること（卵子のシェアリング）について認める。

卵子のシェアリングは、提供を受ける者の金銭的負担や提供する卵子の数などの諸条件について、提供を受ける者と提供者の間で匿名性を担保できる方法で契約を交わ

し、その契約のもとに行う。

- ③ 精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とする。
- ④ 精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとするかどうかについては、当分の間、認めない。
- ⑤ 出自を知る権利として、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求をすることができるとした。

開示請求に当たり、公的管理運営機関は開示に関する相談に応ずることとし、開示に関する相談があった場合、公的管理運営機関は予想される開示に伴う影響についての説明を行うとともに、開示に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせる。特に、相談者が提供者を特定できる個人情報の開示まで希望した場合は特段の配慮を行う。

留意すべき点として、現在のAIDについては、精子の提供は匿名で行われるのが一般的であり、この出自を知る権利の適用について過去に遡って適用することは、提供の際には予期しなかった事態が起こることとなるため、上記の結論については一定の制度整備がなされた後に実施されるべきものと考えられている。

- ⑥ 近親婚とならないための確認として、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、男性は18歳、女性は16歳以上の者は、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならない

ことの確認を公的管理運営機関に求めることができるとした。

確認の請求に当たり、公的管理運営機関は確認に関する相談に応ずることとし、確認に関する相談があった場合、公的管理運営機関は予想される確認に伴う影響についての説明を行うとともに、確認に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせる。

- ⑦ 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける者との属性の一致について、ABO式血液型（A型・B型・O型・AB型）は、提供を受ける者の希望があり、かつ可能であれば、提供者との属性を合わせることが出来る。

それ以外の属性については、希望があっても属性を合わせることは認めない。

- ⑧ 提供された精子・卵子・胚の保存期間について、精子・卵子については2年間とし、胚及び提供された精子・卵子より得られた胚については、10年間とする。

ただし、精子・卵子・胚の提供者の死亡が確認されたときには、提供された精子・卵子・胚は廃棄するとし、死者の精子等を用いた生殖補助医療を認めていない。

(4) インフォームド・コンセント（十分な説明と同意）、カウンセリング

- ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設（以下「実施医療施設」という。）は、当該生殖補助医療を受ける夫婦が、当該生殖補助医療を受けることを同意する前に、夫婦に対し、当該生殖補助医療に関する十分な説明を行わなければならない。
- ② 実施医療施設に対し、精子・卵子・胚を提供する医療施設（以下「提供医療施設」という。）は、精子・卵子・胚の提供者及びその配偶者が提供に同意する前に、提供者及びその配偶者に対し、提供に関する十

分な説明を行わなければならないとし、精子・卵子・胚の提供者のみならず、婚姻の届け出をしていないが事実上夫婦と同の関係にある者を含む配偶者のインフォームド・コンセントにも言及。

- ③ 実施医療施設は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の度ごとに、その実施について、夫婦それぞれの書面による同意を得なければならない。
- ④ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の同意は、同意に係る生殖補助医療の実施前であれば撤回することができる。
- ⑤ 提供医療施設は、精子・卵子・胚の提供者及びその配偶者から、精子・卵子・胚の提供及び生殖補助医療への使用について、書面による同意を得なければならない。
- ⑥ 精子・卵子・胚の提供者及びその配偶者の同意は当該精子・卵子・胚が当該生殖補助医療に使用される前であれば撤回することができる。
- ⑦ 精子・卵子・胚の提供を受ける夫婦、提供者及びその配偶者は、インフォームド・コンセントの際に、(1) 専門団体等による認定等を受けた生殖補助医療に関する専門知識を持つ人による中立的な立場からのカウンセリングを当該医療施設またはそれ以外で受けることができるということ、(2) 精子・卵子・胚の提供を受ける前、あるいは提供する前に一度はカウンセリングをけることが望ましいことについて、十分説明されなければならない。

また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦、提供者及びその配偶者並びにそれらの者の家族等も、当該生殖補助医療の実施または提供に際して、当該生殖補助医療に関する専門知識を持った人によるカウンセリングを受けることができる。

担当医師が提供を受ける夫婦や提供者及

びその配偶者がカウンセリングを受けることが必要だと判断した場合には、当該夫婦や提供者及びその配偶者は、カウンセリングを受けなければならない。

- ⑧ 精子・卵子・胚の提供により子どもが生まれた後もカウンセリングの機会の保障がなされなければならない。

(5) 実施医療施設及び提供医療施設

- ① 実施医療施設及び提供医療施設の厚生労働大臣または地方自治体の長による指定。
- ② 実施医療施設、提供医療施設を指定した者は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施について、定期的な報告に加えて、必要に応じて当該医療施設から報告を徴収し、立入検査をすることができる。
- ③ 実施医療施設における実施責任者は、倫理委員会を設置しなければならない。

(6) 公的管理運営機関の業務

- ① 実施医療施設は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、提供を受けた夫婦の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。

同意書は、当該提供によって子が生まれた場合、または、子が生まれたかどうか確認できない場合、公的管理運営機関が80年間、実施医療施設が5年間それぞれ保存する。

- ② 提供医療施設は、提供した精子・卵子・胚により生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、提供者及びその配偶者の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。

同意書は、当該提供によって子が生まれた場合、または、子が生まれたかどうか確認できない場合、公的管理運営機関が80年間、提供医療施設が5年間それぞれ保存

- する。
- ③ 親子関係について争いがある場合(調停・訴訟に至っていない場合も含む)、争いとなっている親子関係について同意書に署名する立場にある者、親子関係の争いの当事者となっている子、その他これに準じる者は、公的管理運営機関に対し、同機関が保存している同意書について、同意書の有無、同意書がある場合は同意書の開示を請求することができる。
- ④ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に関する個人情報の保存。保存期間は80年とする。
- ⑤ 精子・卵子・胚の提供者に関する個人情報の保存。保存期間は80年とする。
- ⑥ 精子・卵子・胚の提供により生まれた子に関する個人情報の保存。保存期間は80年とする。
- ⑦ 出自を知る権利への対応として、出自を知る権利に関し、公的管理運営機関は開示に関する相談に応ずることとし、開示に関する相談があった場合、公的管理運営機関は予想される開示に伴う影響についての説明を行うとともに、開示に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせる。特に、相談者が提供者を特定できる個人情報の開示まで希望した場合は特段の配慮を行う。
- ⑧ 医療実績等の報告の徴収並びに統計の作成及び公表。
- ⑨ 公的管理運営機関は提供医療施設及び実施医療施設からの登録により、精子・卵子・胚の提供数と希望数を把握し、精子・卵子・胚の提供数が希望数よりも多い場合は、原則として、精子・卵子・胚の提供医療施設と実施医療施設が情報交換を行うことにより、必要な精子・卵子・胚を確保することとするが、特に必要があれば公的管理運営機関がマッチング業務を行う。
- ⑩ 公的管理運営機関の審査会は、胚の提

供が行われる場合、「基本的な考え方」に基づき、(i)提供された胚による生殖補助医療を受けるための医学的理由の妥当性について、(ii)適切な手続の下に胚が提供されることについて、(iii)夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など夫婦が生まれた子どもを安定して養育することができるかどうかについて審査する。

- ⑪ 公的管理運営機関は、生まれた子に関する相談があった場合は、必要に応じて当該相談に応じ、児童相談所等を紹介するなど、当該相談に対する適切な対応を行う。

(7) 規制方法

- ① (i) 営利目的での精子・卵子・胚の授受・授受の斡旋、(ii) 代理懐胎のための施術・施術の斡旋、(iii) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することについては、罰則を伴う法律によって規制する。

3.3 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案(平成15年7月15日)

わが国においては、生殖補助医療の現状に法的整備が追いつかず、生殖補助医療の実施を規制の役割を、事実上、日本産科婦人科学会の会告による自主規制にゆだねてきたことはすでに述べた。

また、平成10年10月21日に、厚生科学審議会先端医療技術評価部会の下に、「生殖補助医療技術に関する専門委員会」が設置され、平成12年12月に専門委員会としての精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての見解が「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」としてとりまとめられ、生殖補助医療を一定の条件の下で認めるとともに、罰

則を伴う規制すべき行為や当該医療行為を実施するための親子関係などの法整備の必要が提言された²⁷⁾。

そして、親子関係に関する法整備の提言を受けて、法務大臣の諮問機関である法制審議会に設置された生殖補助医療関連親子法制部会により取りまとめられている本要綱中間試案である。

内容は以下のとおり。

第一に、卵子又は胚の提供による生殖補助医療により出生した子の母子関係について、女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産した女性を子の母とするものとする。

第二に、精子又は胚の提供による生殖補助医療により出生した子の父子関係については、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。以下同じ。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎したときは、その夫を子の父とするものとする。そして、夫の同意の存在を推定するとの考え方は採らないこととし、この案は、法律上の夫婦が第三者の精子を用いた生殖補助医療を受けた場合のみに適用されるとする。

第三に、生殖補助医療のため精子が用いられた男性の法的地位について、制度枠組みの中で行われる生殖補助医療のために精子を提供した者は、その精子を用いた生殖補助医療により女性が懐胎した子を認知することができないものとし、精子を提供した者についても民法第787条の認知の訴えを提起することができないものとする。

また、生殖補助医療により女性が子を懐胎した場合において、自己の意に反してその精子が当該生殖補助医療に用いられた者についても、認知することができないものとする。

思うに、中間試案の段階であるが、生殖補助医療により出生した子の母子関係ならびに

父子関係についての方向性は、本試案の枠組み外で行われる代理懐胎のような場合を含めて明快であるといえるが、例えば、独身女性が提供された精子により出生した子に対しての精子提供者の認知について何ら言及されていないように。制定される法の枠組み外の親子関係の法整備についてもさらなる検討が望まれる。

4 議論の整理と法制化の行方

以上のように、生殖補助医療のあり方については、未だ、法的規制はないのであるが、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書(以下、報告書)」によって認められる生殖補助医療、その場合の条件、結論が出るにいたらない生殖補助医療等が提言され、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案(以下、中間試案)」によって関連する親子関係の法的方向性が示されている。

ここで生殖補助医療の実施類型とそれについての規制の方向性、当事者の自己決定の対応を整理してみる。

4.1 人工授精の場合

まず、生殖補助医療の実施類型は、A：人工授精、B：体外受精、C：代理懐胎と区分され、さらに、A：人工授精については夫の精子か夫以外の男性の精子かによって、A-1：配偶者間人工授精(AIH)とA-2：非配偶者間人工授精(AID)とに区別される。

さらに、法律上の夫婦であっても、どちらかが人工授精による出産に同意していないケースが考えられる。出産は女性がなすことであるが、女性一人で完結することでないので、例えば、夫が他人の精子による人工授精を拒否する場合などは、妻が望んだとしても、人工授精を認めるべきではない。この点、報告

書も「夫婦それぞれの書面による同意」を必要条件とし、同意があった場合でも「当該精子・卵子・胚が当該生殖補助医療に使用される前であれば撤回することができる」としている。

なお、人工授精について法律上の夫婦に限って認めるとしている²⁸⁾ことが、事実婚のパートナー、女性の同性のカップル、独身女性等の子を産むことへの制限という指摘が考えられるが、そもそも、出産が不可能であったのであり、産むことを制限する事例とは区別すべきであろう。「加齢により妊娠できない夫婦」の体外受精を認めないという指針とも整合性はあり、生まれてくる子の福祉を優先するという原則とも照らしても、人権侵害ということにはならないと思う。

むしろ、生まれてくる子の福祉を優先するという原則から留意すべきは、体外受精に同意するということは、夫婦間においては、夫は法的にも子の父になるという重大な義務を負うことであるということであろう。

この点、公平性の観点や少子化という社会問題を理由に、異性のカップル以外の家族のあり方でも、子に安定した養育環境をもたらさう場合には生殖補助医療を認めてもよいのではという考え²⁹⁾もあるが、生殖補助医療による出産の機会が、そもそも公平性の内容として相応しいのか疑問が残るし、少子化にいたっては、人権とは別次元の問題であり、功利主義的立場であったとしても人権と政策という衡量はなされるべきでない。

また、同姓婚が法的に認められることでもない限り、人工授精に女性のパートナーの同意を法的必要条件にするようなことは、子の将来に扶養などの無用な義務を生じさせる恐れがあり、逆に、問題なのではないだろうか。

4.2 体外受精の場合

B：体外受精は、B-1：配偶者間体外受精とB-2：非配偶者間体外受精に区別される。さ

らに、B-2：非配偶者間体外受精は、B-2-a：提供精子による場合、B-2-b：提供卵子による場合、B-2-c：提供胚による場合に区分される。

人工授精の場合と同じく、本件でも「夫婦それぞれの書面による同意」が必要条件となっているのであるが、B-2-b：提供卵子による場合は、体外受精を希望する当事者以外の第三者である卵子の提供者に対して排卵誘発剤の投与による卵巢過剰刺激症候群等の副作用、採卵の際の卵巣、子宮等の損傷の危険性等の身体的危険性を常に負わせることになり、身体的危険を負う人が、体外受精を希望する当事者ではなく、第三者である卵子の提供者であることから、当事者である夫婦の双方が同意しえる自己決定権の内容を越える問題が発生する。

このことは、程度の違いこそあれ、後述する代理懐胎を禁止することとの整合性の問題も生じる。

また、現実問題として、精子・卵子・胚の提供に対する対価の授受を禁止して、はたして、リスクを伴う卵子の提供をする女性が存在するのか疑問が残る。なぜなら、厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書は、「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとするかどうかについては、当分の間、認めない」としているからである。

但し、報告書で指摘されているように、「兄弟姉妹等が精子・卵子・胚を提供した場合の弊害の発生の可能性」、「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとすれば、必然的に提供者の匿名性が担保されなくなる」、「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることは、兄弟姉妹等に対する心理的な圧力となり、兄弟姉妹等が精子・卵子・胚の提供を強要されるような弊害の発生も想定される」など兄弟姉妹等からの提供に問題が多いことも事実である。

また、提供された胚の移植については、提

供された胚による子は、養育することとなる提供を受ける夫婦の両方の遺伝的要素が受け継がれないことから、親子の遺伝的な繋がりを重視する血縁主義的な立場からは慎重な意見があることも、報告書により指摘されている。

4.3 代理懐胎の場合

C：代理懐胎は、妻が卵巣と子宮を摘出したなどの理由で卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して妻の代わりに妊娠・出産してもらう C-1:代理母（サロゲートマザー）と、夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に入れて、妻の代わりに妊娠・出産してもらう C-2: 借り腹（ホストマザー）に区分される。

そして、いずれの場合においても妊娠・出産による多大な危険性を、第三者に、長期間、受容させ続けることになり、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」という基本的考え方に反するとされることから報告書により禁止されている。

代理懐胎が、云わば、ビジネスとして行われている外国での代理懐胎を禁止しえない現状で、「出産した女性を子の母とする」ことには異論もあるが、代理懐胎を禁止する以上、代理懐胎で生まれる子の人権に配慮する必要があるが、やむを得ないだろう。

代理懐胎を依頼する夫婦の双方が同意し、代理母の女性をも同意したとしても、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」という理念に反する行為は認められないとするは、自己決定権理論のひとつの限界例であるとも云えよう。

5 むすび

さて、「子を産むか、産まないかという出

産に関する事柄は、女性の自己決定権の問題であろうか」という問いの答えはどうなったか。

一定の自己決定の要素が担保されれば、安全性の観点からの規制は許容されるが、行為自体の非倫理性は規制の正当な理由とならない³⁰⁾のか。

私は、自己決定権の内容は、本来的に、自己に関係する、自己で完結する内容でなければならない、自分のことであっても、一部の自傷行為や生命倫理上の問題がある場合は制限を受ける³¹⁾と考えるし、前述の日本の法制化の方向性も自己決定の内容も判断基準になっていると云えよう。

以上のような自己決定権のあり方に照らして、これまでの生殖補助医療についての現状の議論と法制化の行方を見直すと、まず、出産するのは女性であるが、すべての実施類型で夫婦双方の同意が必要とされるように、出産に関する問題は女性の自己決定権として完結される問題ではない。

次に、事実婚のカップル双方が望んだとしても、現状の議論からは生殖補助医療による出産は認められないし、女性がリスクを認識した上で代理母を引き受けることも法的には認められない。つまり、子の福祉や一定の倫理観が優先され、自己決定権に関わるものでも、場合によっては、手段のみならず行為自体が規制を受けることが容認されている。

また、独身女性が生殖補助医療によらずに妊娠した場合に、ひとりで出産するという自己決定は認められるのと比べて、生殖補助医療による場合は、一見、自己完結し、対立する第三者がいない自己決定であっても、認められない実施類型が多くなり、結果的に規制が多い印象を与えているが、思うに、生殖補助医療を規制することは、存在する自由を規制することではなく、むしろ、どこまで許容し得るかということであり、事実上、生殖補助医療に不可欠な医者を規制するという形で規

制されてきた出産に関する自己決定権なるものが、生殖補助医療を用いるが故に、従来の各分野の自己決定権と比べて規制がなされ易いのではない。

そして、女性が妊娠した場合に、その出産を阻止する法的強制がなされないのは、女性の子を産むという自己決定権の効果と云うよりも、誕生する子の尊厳に由来するという側面も忘れてはなるまい。

もつとも、それでもなお、出産に関する自己決定権という概念が否定されるわけではない。例えば、妻が産みたくても、夫が同意しなければ生殖補助医療による出産が行われないのは、逆に、夫の自己決定権が尊重されている証がそこに存在するのである。

つまり、出産に関する自己決定権という完結された権利は肯定出来ないが、そこに個人の自由の在り様という個人の尊厳は示されているのである。

註 釈

- 1) 佐藤幸治『憲法（新版）』青林書院、1991年、412頁。
- 2) 戸波江二「自己決定権の意義と射程」樋口陽一・高橋和之編『現代立憲主義の展開 上』有斐閣、1993年、257頁は『人格の生存に限定する説は、人権の観念的・理論的構成を重視するあまり、「人権」制限の実態を看過し、ひいては人権の実質的保障にブレーキをかけることになりはしないか』と人格的利益説に危惧をいだく。
- 3) 日本国憲法24条2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とするが「家族に関するその他の事項」には子どもを出産するかどうかの内容も含まれると思われる。
- 4) 松井茂記『日本国憲法 第2版』有斐閣、2002年、527頁。
- 5) わが国の自己決定権とプライバシー権との区別について 阪本昌成「プライバシーと自己決定権」樋口陽一編『講座 憲法学3』日本評論社、1994年、243頁。
- 6) Roe v. Wade, 410 U.S. 113(1973).
- 7) WTOの定義によれば、リプロダクティブ・ヘルスとは、「人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、たんに疾病あるいは障害がないというだけでなく、身体的、精神的、および社会的に良好な状態にあることをさします。つまり、リプロダクティブ・ヘルスは、人びとが安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める自由をもつこと」とされるが、その範疇は「子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか」という出産に関する自己決定権のみならず、不妊、性感染症、HIV/エイズ、力、売買春等の多義に渡って議論されているようである。
- 8) 但し、私は、自己決定権を具体的な権利とすることには懐疑的である。なぜならば、本来的に自由である行為について、新たに何々の自己決定権として屋上に屋を重ねるような必要がないからである。本稿では、論点が呆けるのでこれ以上の指摘はさけるが、自己決定権の権利性については、拙稿「いのちに関する自己決定権についての一考察」関東学院大学『キリスト教と文化』第3号、2005年、59頁、参照。
- 9) 例えば、前出注2 377頁は「子どもを産むことができるのは女性だけであるから、子どもを産むこと（あるいは産まないこと）に対して課される制約（例えば妊娠中絶の禁止）は、性差別とみて厳格な審査をクリアできない限り許されないものというべきであろう」とする
- 10) 蟻川恒正『ジュリスト増刊 法の争点〔第3版〕』有斐閣、1999年、74頁。
- 11) 例えば、2005年5月13日読売新聞には着床前診断についてのルールの不備が指摘され、日本産婦人科学会が厚生労働省に対応指針の作成を求めていたことが報道されている。
- 12) 生殖補助医療とは生殖を補助することを目的として行われる医療をいい、具体的には、人口受精、体外受精、顕微授精、代理懐胎等を念頭にいられている。（本文中の法務省による要綱中間草案と同趣旨）。
- 13) 例えば、渋谷秀樹「生殖の自由と生命の尊厳」『岩波講座 現代の法14』岩波書店、1998年、38頁以下、村松聡『ヒトはいつ人になるのか』日本評論社、2001年、89頁以下。
- 14) より具体的に指摘するなら、胎児について人としての人格権を認めないとすると、法的には母親との権利的衝突は、そもそも、存在しないことになろう。逆に、胎児に人格権なり生命権を認めるとすると女性の自己決定権より尊重す

- べきという判断に傾きやすいのではないだろうか。もっとも、胎児を人として扱わない国であっても制限なく妊娠中絶を認めているわけではないし、人として認める国であっても、多くは、一切の妊娠中絶を認めていないわけでもない。すなわち、結果的に条件付の妊娠中絶が認められることから、両者の合一化傾向がみられるが本稿では触れないこととする。
- 15) 胎児に人格を認めるのであるならば、「同じ生命であっても、胎児の生命よりも、すでにこの世に人として存在する母の生命が優先される」(石井美智子「出生をめぐる生命倫理—ヒトはいつから人になるのか」坂本百大他編『生命倫理—21世紀のグローバル・バイオエシックス』北樹出版、2005年、115頁)という衡量は安易に出来ないと思う。
- 16) 「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」平成13年9月25日(平成13年文部科学省告示第155号)。
- 17) 知的障害者に対する不妊手術など問題がないわけではない。
- 18) 例えば、民法上の問題について、床谷文雄「人口生殖子の親子関係をめぐる解釈論と立法論」潮見佳男編『民法学の軌跡と展望』日本評論社、2002年、119頁以下。
- 19) 相手方の同意という問題は、法的な婚姻をしている配偶者のみならず、事実婚のパートナー、さらには、同姓婚を認めるのであるなら、同姓のパートナーにも関わるである。
- 20) 「死の自己決定権」の危険性を指摘する論文として 平岡章夫『「死ぬ権利」をめぐる考察』早稲田大学社会学研究集 第6号、2005年、247頁以下。逆に、ヴォルフガング・フリッシュ〔浅田和光訳〕「刑法における生命と自己決定権」松本博之・西谷敏編『現代社会と自己決定権—日独シンポジウム』信山社、1997年は「理性的な人に生命の終了について自殺という方法においても決断する(法的)権利を必ずしも原理的には拒否することはできないであろう」とする。
- 21) 前出註36、59頁。
- 22) 例えば「人を殺してよいか」という命題と比べると、生殖補助医療の是非についての意見の集約は難しいと思われる。
- 23) 各国の制度に触れるものとして、棚村政行「生殖補助医療と法」戸波江二他編『生命と法』成文堂 2005年 59頁以下、総合研究開発機構・川井健編『生命倫理法案—生殖医療・親子関係・クローンをめぐる』商事法務、2005年、205頁以下。
- 24) 報告書によれば、平成11年2月に、厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究班」が実施した「生殖補助医療技術についての意識調査」の結果を用いた推計で、284,800人が何らかの不妊治療を受けているものと推測され、昭和61年3月より、体外受精等の臨床実施について登録報告制を設けている日本産科婦人科学会の報告によれば、平成11年中のそれらを用いた治療による出生児数は11,929人に達し、これまでに総数で59,520人が誕生したとされている。
- 25) 例えば、2005年5月13日の読売新聞には日本産科婦人科学会の指針に反して着床前診断をして除名処分を受けた医師のケースが報道されている。
- 26) 大阪地判平成10年10月18日判例タイムズ1017号213頁 夫に無断で行われたAIDにより生まれた子について、夫の嫡出否認の訴えを認めた。
- 27) 但し、その内容は生殖補助医療のあり方の基本的な枠組みについて検討結果を示すに止まるものであって、その細部については検討しきれていない部分も存在したことから前述の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」により具体化された。
- 28) 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』はその理由として「法律上の夫婦以外の独身者や事実婚のカップルの場合には、生まれてくる子の親の一方が最初から存在しない、生まれてくる子の法的な地位が不安定であるなど生まれてくる子の福祉の観点から問題が生じやすいことから、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる人を、法律上の夫婦に限ることとしたものである」とする。
- 29) 赤森朗編『入門・医療倫理I』勁草書房、2005年、206頁、奈良雅俊・堂園俊彦 担当箇所。
- 30) 前田達明他『医事法』有斐閣、2000年、134頁。
- 31) 拙稿「性同一性障害に関する自己決定権についての一考察」関東学院大学『キリスト教と文化』第2号、44頁。

奉仕教育と体験活動について —福祉教育・ボランティア学習の理念と実践—

伊藤 隆二

On Service Education and Experiential Practice

Ryuji Ito

1 はじめに

1995年10月29日に「日本福祉教育・ボランティア学習学会」が設立された。その設立総会で私は「福祉教育・ボランティア学習の理念と実践」という演題で記念講演を行った。

今回、関東学院より「奉仕教育と体験活動について」という題目で特別講義を行うよう依頼を受けたので、先の記念講演を基盤として、私の新しい見解を開陳させていただくこととした。

ところで、目下の私の研究主題は「スピリチュアリティの覚醒を基軸とした教育人間論」¹⁾である。そのスピリチュアリティ (spirituality) とは「(宇宙の)一切の根元において、その一切を成り立たせ、(神の)絶対的真理に向かわせる働き」のことである。そして、その働きは人間の力を超えた絶対者、すなわち神の作用であり、それに覚醒した人びとに、自他の隔てをおかず、一切のものに親しみ、互いに慈しみ合うよう促す。その具現化の一つが善意による相互扶助や相互互譲の精神を基盤とした体験活動である。それに真摯に取り組む人びとは生命 (いのち) の尊厳性、基本的人権、恒久平和を守る地球市民としての自覚と責任性 (global citizenship) をもって、自分のこの世に生を享けた役割を果たし続けていくことになる。そういう人びと

の形成する共同体を「愛による共同体」、ないしは「人格共同体」と言う。その中核をなすのは“神の子” Jesus の説くアガペー (Agapé) である。Jesus は次のように語られた。「はっきり言うておくが、どんな願い事であれ、あなたがたのうちの二人が地上で心を一つにして求めるなら、私の天の父はそれをかなえてくださる。二人または三人がわたしの名によって集まっているところには、わたしもその中にいるのである」(『マタイによる福音書』第18章(第19節～20節)。その「わたしの名によって集まっているところ」とは上記の「人格共同体」の姿を的確に表わしている、と私は思っている。

では、スピリチュアリティの覚醒はいかにして可能なのだろうか。それを可能にする営為を私は「真に人間らしい人間になる教育」と呼んでいるが、それは簡潔に言えば、幼いときから「愛の人」として生きる人と魂の交わりを経験する教育を示す。その人は神に帰依し、神によって愛され、生かされていることを喜び、誰をも愛し、なかなづく「最も小さいもの」に(神の愛による)真心をもって尽くすという人生を送っている。ちなみにヨハネは次のように教えられた。「わたしたちが互いに愛し合うならば、神はわたしたちの内にとどまってくださり、神の愛がわたしたちの内ですべて全うされているのである」(『ヨハネによる福音書』第4章第12節)。

上の「(神の愛による)真心をもって尽くす」という行為を一般に「奉仕」と言い、奉仕する人をボランティア (volunteer) 言う。そして「奉仕する」という体験活動を重ねていくうちに、つまりは「愛の人」として生きていくうちにその人は自分がスピリチュアルな存在 (spiritual being) であることがいよいよ明確に意識され、(神の) 絶対的真理に向かうことになるのである。このさいの絶対的真理とは、人が科学的に究明する真理 (人による真理) とは本質的に違う。「あなたがたがわたしの言葉のうちにとどまっておるなら、あなたがたはほんとうにわたしの弟子なのである。そして真理を知るようになり、その真理があなたがたを自由にするであろう」(『ヨハネによる福音書』第8章第31節～第32節) と Jesus が諭された真理を指す。その絶対的真理に生きる人は全てが“善”となり、“悪”が忍び込む余地は、最早、なくなる。そしてそういう人が二人、三人・・・と増え、“善”の連帯を強めていけば「人格共同体」は揺ぎないものとなる。その姿を「恒久平和」と言う。神は当初からそれを願い、ご自身の似姿として人を創られたのである。「人格共同体(愛による共同体)」は神から贈与されたもの (gift) であったのである。ちなみに神は一切の生命 (いのち) の尊厳性を次のように生き生きと描いておられる。

「狼は小羊と共に宿り、豹は子山羊と共に伏し、子牛、若獅子、肥えたる家畜は共にいて、小さい童 (わらべ) に導かれ、雌牛と熊とは食い物を共にし、牛の子と熊の子と共に伏し、獅子は牛のように藁を食い、乳飲み子は毒蛇の洞に戯れ、乳離れの子は手を蝮の穴に入れる。彼らはわが聖なる山のどこにおいても、損うことなく、破ることがない。」(『イザヤ書』第11章第6節～第9章)。

2 奉仕教育と体験活動の意味

(1) 関東学院の建学精神は「人になれ、奉仕せよ」という坂田祐先生のご校訓に簡潔に表示されている。その「人になれ」という教えは人格修養の要をなすものであり、私は、それは「スピリチュアリティに覚醒する人になれ」と同義であり、「奉仕せよ」という教えは生活者の礎をなすものであり、私は「(神の愛による) 真心をもって尽くせ」と同義だ、と理解したい。そしてそのさいの「スピリチュアリティに覚醒する人になること」と、「真心をもって尽くすこと」とは不可分一体となっているのであって、それは一枚の紙の表と裏の関係にあるととらえる必要がある。

(2) 「(神の愛による) 真心をもって尽くす」という行為を一般に「奉仕」と言う。しかし、その「奉仕」についてわが国で刊行されている多くの辞典で「報酬を度外視して、献身的に国家・社会のために尽くすこと」「目上の人に謹んで仕えること」「表面は敬意を表わしつつ、恭順な態度で従うこと」などと説明されているために「減私奉公」や「勤労奉仕」を連想する人が少なくない。中には「奉仕」という二文字から直ちに「面従腹背」と解釈し、反撥気味になる人もいる。ちなみに、「奉仕」は英語では“attendance” “devotion” “service” などが当てられることが多く、上の辞典の説明は通用しない。特に「奉仕教育」については“service learning” が当てられるのが普通である。

(3) “service learning” については例えば米国において、1990年に制定された“National and Community Service Act of 1990”という法律のもとで全土の初等・中学・高等教育機関で取り組まれるようになったが、その特徴は次の通りである。1) コミュニティにニーズがあり、地域社会や関係機関との連携に基づいて行われる、2) 学問との関連性や教科学習としての位置づけを明確にし、その内容を

深め発展させる、3) 学習者自身が課題について考え、実践し、個人やグループで振り返る時間を設ける、4) 学校内の学習を超えて、学習が地域でも展開される発展性を有する、5) 他者への思いやりなど豊かな感性を育むことを通して社会性や市民性を身につける。そのさい“service learning”は「学習者が社会貢献活動に参加することを通じて体験的に学習するとともに、社会に対する責任感などを養う教育」といった意味にとらえているようである。なお、英国においては、2002年から新教科「市民性教育」(citizenship education)が実施されている(11～16歳の中学教育においては独立教科として、また、5～11歳の初等教育においては各教科に組み入れる形で、必修化された)。この「市民性教育」は次のように定義されている。「社会的・道義的責任(social and moral responsibility)、学習者の精神的、社会的、文化的成長を促進し、学級内においても学級を越えた場でも、より自尊心と責任感のある人間を育成する営為」。

(4) 米国における“service learning”でも、また英国における“citizenship education”でも、責任性の育成が重視されていることが分かるが、そもそも“service”と“responsibility”とはどのように関係しているのだろうか。“service”は英和辞典によると「奉仕」の他に「貢献」「尽力」「功劳」「世話」「給仕」「奉公」「持て成し」、そして「礼拝」などの訳語が当てられている。もともと“service”の語源はラテン語の *servitūs* (“servitium”) であり、それは「奴隷の状態」という意味である。つまり“service”は本来「人が奴隷のような状態で主人に仕えること」を意味していたと推察される。そしてこれが宗教語として登場したとき、人間の力を越えた絶対者、すなわち神に帰依し、その呼びかけ(calling)に応える(response)人になることを誓う(祈る)状態を指すものとなった。その

神の呼びかけに応えることが、まさに責任性(responsibility)なのである。

(5) そこで、“service learning”とは、その自己の責任性を自覚し、文字通り、責任ある行為をするための学習を意味することになろう。そしてその責任をとる行為、すなわち「(神の愛による)真心をもって尽くす行為」を「奉仕」と言い、その奉仕をするための学習を、日本語で「奉仕教育」と呼ぶのは理に合っている、と言えよう。ちなみに、Jesusは次のように教えておられた。「あなたがたのうちでいちばん偉い者は、仕える人でなければならない。だれでも自分を高くする者は低くされ、自分を低くする者は高くされるであろう」(『マタイによる福音書』第23章第11節～第12節)。序でに、ギリシャ語の

(“diakonia”)は英語で“service”と訳されているが、それは“dia”(を通して、によって)と“konía”(塵、ゴミなどの汚いもの)の合成語である。その直訳は「汚いものを通すこと」、あるいは「汚いものを(喜んで)引き受けることによること」であるが、意識すれば「他の人の嫌がることをすること」であり、その行為(体験活動)を通して、人としての品性(dignity)が光り輝くことを示唆している、と私は考える。ちなみに内村鑑三は『後世への最大遺物』²⁾の中で、Mary Lyon(1797～1849)という米国の女流教育家が、みずから創立したマウント・ホリヨーク女子専門学校で生徒たちに、常に「他の人の行くことを嫌うところへ行け。他の人の嫌がることをなせ」と諭し、世界を感化する勢力になったことを紹介されている。他の人の嫌がることを(神の愛による)真心をもって尽くす、という体験活動が「真に人間らしい人間になる教育」の原理であることをMary Lyonは熟知しておられたのだ、と推察されるのである。

3 中央教育審議会の答申について

(1) “service learning”とは、神の呼びかけに応える、という自己の責任性を自覚し、責任ある行為をするための学習、すなわち「奉仕をするための学習」である（それが奉仕教育である）ことを確認したが、その前提は人間の力を超えた絶対者、すなわち神に帰依することにある。そしてそれはスピリチュアリティの覚醒に基づく以上、「奉仕教育」はスピリチュアリティの覚醒を基軸とした教育であり、「真に人間らしい人間になる教育」であると換言することができよう。しかも、その教育は理念や理論が先にあるのではなく、まずもって体験活動ありき、という特色を有する。「実践なき理念は阿片に如かず」という箴言はこの教育によく当て嵌まる。

(2) ではわが国において、「奉仕教育」はどのように実践されているのだろうか。それを検討するために、中央教育審議会の答申である「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」の内容を組上に載せてみることにする。この答申は、教育改革国民会議が2000年12月に、教育改革の重要な柱として、小・中・高校に奉仕活動を事実上義務づける方針を打ち出した提言（「教育を変える17の提案」）を受け、ときの文部科学大臣が諮問したものへの回答であり、2002年7月に公表された。

この答申には、その対象を1) 初等中等教育段階までの青少年、2) 18歳以降の青年、3) 成人（企業で働く者、主婦、退職者など）の三段階に分け、奉仕活動・体験活動の内容や方法について詳述されているが、そのさい、「奉仕活動」とは「自分の能力や経験などを生かし、個人や団体が支えあう、新たな公共に寄与する活動」と、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め地域や社会のために役立つ活動」とされている一方、「体験活動」とは「社会性や豊かな人間性をはぐ

くむという教育的側面に着目し、社会・自然などに積極的にかかわる様々な活動」とされている。そして「奉仕活動・体験活動」は「社会全体で奨励していくべき幅広い活動」とされている。

(3) この答申で注目されるのは「新たな公共に寄与する活動」と、「社会全体で奨励していくべき幅広い活動」という文言であるが、前者についてはほとんど説明されていないので私見は控え、後者の、とくに「奨励していくための提言」についての私見を述べることにする。まず、答申のさいの問題意識として次のように述べられている。「今日、いじめ、暴力行為、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会的問題となっている。こうした問題の背景には（中略）思いやりの心や社会性など豊かな人間性が青少年にはぐくまれていない現実とともに、他者を省みない自己中心的な大人の意識や生き方（中略）が深くかかわっている。」そこで「奉仕活動・体験活動」が我々が直面する問題を解く糸口になる、と考えられた、と言う。すなわち、「奉仕活動・体験活動」は「人、社会、自然とかかわる直接的体験」であり、その「体験を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する」と認識され、意図的・計画的方法が編み出された、と言う。それは例えば次のようなことである。

- 「高校入試においてボランティア活動等を積極的に評価する選抜方法等を工夫する」
- 「高校生等が行う学校や地域におけるボランティア活動などの実績を記録する『ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）』を作成し活用する」
- 「『ヤング・ボランティア・パスポート』については、青少年の日常の活動の証として、高校における単位認定や、就職や入試への活用、文化施設、スポーツ施設等公共施設の割引や表彰を行うなど、いろいろ

な形での奨励等を検討する」

- 「大学ではボランティア活動を評価指標の一つとする。履歴書にボランティア活動歴を記載する」
- 「奉仕活動・体験活動に継続的に取り組む者を表彰・顕彰する（例えば「ボランティア大賞」を創設する）」など。

これらは心理学で言われる外発的動機づけ (extrinsic motivation) による奨励 (encouragement) であり、ボランティア本来の最大特長といわれている“自発性” (voluntary spirit) とは著しく背馳する。また、これらは経済で言われる「交換の原理」に倣った提言であることは明らかで、答申にある「奉仕活動・体験活動（例示では、ボランティア活動）は一切の見返りなどを求めない (gratis) 純粋な贈与の精神を踏み躪る恐れがある。すなわち「自発性」とともにボランティア本来の最大特長と言われている“無償性” (gratis spirit) を蔑ろにする愚策ととられるのではないか。

(4) “自発性”と“無償性”は私の言う「愛による共同体」、すなわち「人格共同体」の要諦である。その中核をなすのはアガペーであり、相互にその人格を尊重し、相互扶助や相互互譲の精神 (mutual aid spirit) を基盤とした務の (devotion) を旨とする共同体だからである。その devotion には「信仰」「帰依」「勤行」といった意味が含蓄されている。それは「奉仕」とも訳されることについては既述したが、上の答申でその言葉が臆面もなく悪用されている印象は拭えない。ボランティア活動という言葉についても同様である。本来それは「(神の愛による) 真心をもって尽くす」人の活動を指して言われるのであるが、上の答申には代償を求める手段という意味合いが帯びている。しかもその活動が小・中・高校で事実上義務づけられようとしている(実際、東京都は「奉仕体験活動」を都立高校で必修科目として導入する方針を固めている、と

聞く)。次の矢野智司教授(京都大学)のご発言³⁾はまことに正鵠を射たものと言える。「ボランティア活動自体が将来の卒業や進学にとっての手段となるだけではなく、その援助の相手である他者もまた卒業や進学のための手段としてしまいます。そのことは、他者を人格として扱うことを基本とするボランティアの精神をゆがめることになります。(中略) さらにボランティア体験学習が義務化され評価の対象とされることで、ボランティア体験学習はその導入の意図に反して、子どもに誤った認識と価値観を与えることになります。(中略) 人とのかかわりは結局のところ交換であり、等価な貨幣に置き換えることができるのだという認識を、そしてまた『それは自分にとって役に立つか立たないか』という基準で判断し行為すべきなのだという価値観を子どもはもつことになります。」上の答申には「個人や団体が地域社会で行う、お互いに支え合う互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が新たな公共のための活動」だというように、「互恵の精神」という美しい看板が掲げられていたのに、内実は、「新たな公共」とは、人と人との取り引き (trade) で成り立っていて、青少年に狡猾に振る舞うことを奨励しているのではないかとさえ疑わせる。

4 「真に人間らしい人間」に育つ

(1) 私の言うスピリチュアリティに覚醒する体験活動については、既に別稿⁴⁾で「心で見る人間」になる体験活動として「親孝行に励む」「食べ物に感謝する」「静寂に身をおく」「芸術(美)を味わう」「自己を深く見つめる」「ボランティア活動に励む」という6つの観点から詳述したが、その動機は人が<肉の眼>や<理知の眼>以上に決定的に重要な<黙想の眼>⁵⁾を開かない限り(つまり私の言う「心で見る人間」にならない限り)、

人類が直面している深刻な諸問題の根本解決は不可能なばかりか、人々に真の平和がもたらされない、したがって「真に人間らしい人間になる教育」の中心に「心で見る人間になる体験活動」を据える、それが真の教育改革だ、という認識をもったことだった。

(2) 冒頭に述べた「スピリチュアリティの覚醒を基軸とした教育人間」とは、私の言う「心で見る人間」と同義である。ここで具体的に「心で見る人間」の例を掲げてみる。まず村上和男博士である。生命科学の専門家として遺伝子のナゾ解きに取り組み、ついに酵素「レニン」の遺伝子解読に成功し、世界的偉業を達成された博士は「心で見る人間」になられた、とわが意を得た。それは次のご発言⁶⁾に基づく。「私は、生命科学の研究に長い間従事し、大自然が長い年月をかけ丹精込めて作り上げた遺伝子の姿を眺め、その絶妙な働きを知るとき、眼に見えないサムシング・グレート⁷⁾の存在を確信するのです。」

「眼に見えないサムシング・グレート（人間の力を超えた大いなるもの、すなわち絶対者）の存在を確信する」人は「心で見る人間」である。つまり村上博士は〈黙想の眼〉が開かれた方である、と断言できるのである。次に私が注目したのはフランスの作家、飛行家であったサン＝テグジュペリ（A.Saint-Exupéry）である。長年、郵便飛行士として空を飛び続けるとともに、深い瞑想に基づく人生省察に徹したこの作家は、世界的ベストセラーとなった大人のための童話『星の王子さま』（Le Petit Prince）の中に次のように書いた⁷⁾。「ぼくたちには、ものそのもの、ことそのことが、たいせつだ。」「かんじんなことは、眼に見えない。心で見なくちゃ、ものごとはよく見えないってことさ。」ちなみに、この訳文の「ものそのもの、ことそのこと」は原文では“la vie”、「かんじんなこと」は l'essentiel、「心」は“le c ■ ur”である。つまり、この作家の意を汲み取るならば、「生命(い

のち) 以上に大切なものはない」「本質（絶対的真理）は〈肉の眼〉や〈理知の眼〉では見えない。〈黙想の眼〉で見るしかない」ということを言いたかったのだろう。そういう心境に至ったサン＝テグジュペリもまた「心で見る人間」であったと確信できるのである。(3) スピリチュアリティに覚醒する体験活動、つまりは「心で見る人間」になる体験活動として私が6つの観点を挙げたが、そのなかで最も身近な例として「食べ物に感謝する」ことを取り上げてみよう。しかもそれは私自身の例である。

私たちが口にすること飯も野菜も肉も魚も「いのち」である。「いのち」は眼に見えない(肉の眼や理知の眼ではとらえられない)が確かに存在する。それをもたらしたのはサムシング・グレートであると確信している人は「心で見る人間」である。その人は食事をする度に「いのち」と、それを贈与してくださったサムシング・グレート（絶対者、すなわち神）に畏敬の念を抱き、感謝の気持ちを表わす。食前に祈り、「いただきます」と深い言葉を発するのは、敬虔さを示す人を証している。

客観的に見ても、「いのち」のある生きものが生きていくためには他の「いのち」のあるものを犠牲にしなければならないことは明白である。そのことを人間以外の生きものたちが自覚しているとは思えない。そのことを自覚しているところに人間の人間たる所以がある。もしそれを自覚していない人がいるならば、とても人間の名に値しない。それを自覚している人は、他の「いのち」あるものを犠牲にしておのれの「いのち」をつながざるをえない、この罪深い者を赦してください、救ってください、とサムシング・グレートへの敬虔な心を深め、おのずと祈る。それが「いただきます」という深い言葉である。そのように祈る人は「心で見る人間」である。教育学者の齋藤育子教授は「人は祈ることによって、人間を遥かに超えた絶対的なものと出会

い、そのことによって、はじめて真に人間らしい人間になる」⁸⁾と述べておられる。「心で見える人間」とは「真に人間らしい人間になる」と同義である。私自身の例は次の通りである。

(4) 私が小学校4年生のときであった。私は食事を始めた。食卓の上に出ていた一匹の鰯を箸でつまんで無造作に口に入れようとした、そのとき、同じ食卓についていた母が「その鰯が漁師さんに捕らえられなかったら、今も太平洋の真ん中で家族と一緒に楽しく泳いでいただろうになあ」と、独り言のように言った。私は驚いて箸の先の鰯をしげしげと眺めていると、さらに母は「その鰯は、やがて大きくなって、お腹にたくさんの卵を宿したことだろう。そしてその卵から何千何百という小さな鰯が生まれただろうになあ」と付け加えた。私はその瞬間、私が今、口に入れようとしているこの鰯は「いのち」なのだ、しかもその「いのち」は人間の力を超えたものが授けてくださったのだ、と悟った。

私の母は、私にそのことを悟らせるために独り言を言ったかは不明であったが、そのとき以来、私は食べ物の一つひとつに頭を垂れるようになった。そのことが私にとって絶対者への畏敬の念を抱く始まりになったように思う。

私の両親は信仰の篤い人たちで、食前の「いただきます」、食後の「ごちそうさま」の挨拶語を欠かしたことがなかった。父は建築関係の仕事をしていたが、台風の後などに町内の家々の、倒れた塀や垣根を精魂込めて修理していた。それは言うまでもなく「奉仕」であった。私はそれを手伝うのが嬉しかった。母は農業を兼務する主婦であったが、町内に住んでいる独り暮らしの高齢者のところに、ときどき料理を運び、家事を手伝っていた。それも「奉仕」であった。私は母と一緒に出かけるのを常としていた。その折りに、私は愛読書を持参し、その高齢者の前で大きな声

で読むこともあった。「おばあさん」の喜ぶ顔を見るのが嬉しかったからである。今、思えば私は小学生の頃からボランティア活動をやっていたのである。それは指示されたり、命令されてやっていたのではなく、両親の「生き方」、つまりは言動に「無為にして化す」という格言通りに無意識のうちに影響されてのことだった。⁹⁾

(5) 食べ物のことに戻る。私は両親の言動によって箸でつまんだ食べ物の一つひとつが貴いのだ、だから無造作に口に入れるのではなく、感謝しながらいただくのだ、ということを学んだ。そのお蔭で、70歳を超えた今日に至っても箸でつまむ一つひとつの食べ物が「いのち」であり、その「いのち」は宇宙の一切とひとつながりにつながり合っているのだ、なんと素晴らしいことか、という感慨にひたっている。そればかりではない。その「いのち」はサムシング・グレートから贈与されたものである以上、一切が「いのち」を分かち合っている、つまりはこの私もあの樹木も、この花も、また空を飛ぶ小鳥も・・・同じ「いのち」として存在している、というホーリスティック (holistic) な思想¹⁰⁾が確かなものとなった。その思想のものは「(宇宙の)一切の根元にあつて、その一切を成り立たせ、(神の)絶対的真理に向かわせる働き」であるスピリチュアリティへの覚醒である。換言すればそれは絶対者への畏敬の念となる。その畏敬の念を深めていく人は品性を保ち続け、純粹で、誠実で、謙虚で、暖かく、質素ながらも人格が光り輝く「高尚なる生涯」を送る。その人は慎み深く、常に「自分は生かされている」という視点に立ち、真心をもって他に尽くしている。その「尽くしている」姿を体験活動と言う。序でに付け加えるならば、食べ物に感謝しないばかりか、それを粗末にする人、「めしをくう」などと横柄な口をきく人、食べ物を「金儲けの具」としか見ない人たちが、見掛けの上ではボランティア

活動らしきことをしているように見えても、真のボランティアとは言えない。

5 現代社会と健全な人生

(1) 翻って、「現代」という時代の状況を直視すると、私は今、まさに大変な危機状態にあると認識する。瀕死の状況だと言っても過言ではない。あるいは『黙示録』に書かれている終末期に入っている、と思えてならない。危機にはさまざまなものがある。手当たり次第に列挙すると、人口過剰、人種・民族間の紛争、宗教問題、環境問題（自然・生活空間の荒廃など）、核の問題、貧富の問題、「遺伝的頹廢」¹¹⁾ (K.Lorenz) など。そして何よりも「精神の危機」(spiritual crisis)である。これらの諸問題は相互に関連し合っているが、その中心をなしているのは多くの人たちが、人類の共通目標である恒久平和の実現という志向性を蔑ろにして、狭い私的利潤の追求というエゴイズムと、自国、同民族、同宗教（宗派）の繁栄のみを求めるエゴイズムに陥っていることが挙げられるだろう。換言すれば、地球全体を展望し、さらに宇宙的視野で（ホーリスティックな思想のもとで）、自分はどう生きるのが正しいか、という自覚と責任性を基盤とした人生哲学が欠如していて、目先の利益が目くらみ、物的欲望の奴隷になっている人が多すぎる、ということである。

(2) 上記の諸問題の中でも緊急に解決を求められているのは、私は「精神の危機」という問題だと思っている。それは良心の呵責の希薄化（モラルの低下）、物欲の肥大化、安楽志向、他者の痛みへの鈍麻、そして実存的空虚感の拡大と探化といった形で表わされている。具体的に挙げるならば、非行・犯罪、暴力行為、虐待、暴走、薬物・アルコール依存、ギャンブル・賭けごとへの耽溺、性にまつわる諸問題（不倫、援助交際、性虐待など）、アンニュイ、アパシー、内閉性、孤立、引き

こもり、怒り、不安、恐れ、寂寥感、自慰、自傷、絶望感、神経症、うつ、心身症、自殺念慮、そして自殺などである。それら「精神の危機」の瀕している人は人生の深い喜びの喪失を訴える。

その原因を探っていくと、人びとがこれまで「よいこと」(善)と考え、進めてきた発達・開発・進歩・向上（英語で言えば、development ないしは progression）という価値観そのものの誤謬にゆきつく。しかし、そのことに多くの人たちは気づいていなかったし、今も気づいていないように思われる。その証拠に、次の思想ないしは価値観が今も多くの人々に肯定され、推し進められている。すなわち、社会ダーウィニズム、デカルト的認識論、機械論的合理主義、主客操作主義、効率主義、業績至上主義、獲得地位 (achieved status) 指向主義、メリトクラシー、ポジション・パワーによる権威主義、物質主義的世界観ないしは無神論 (atheism) などである。

(3) では、人間形成の営為としての教育はどうだろうか。それは学習者に上記の「よいこと」(善)を勧めるための人材育成に終始し、かつ上記の思想ないしは価値観を肯定し、現実の社会（急速に荒廃しつつある社会）への適合 (adjustment) を図っている、と言っても過言ではないだろう（いわゆる受験戦争、学歴・出身校名獲得論争、さらには立身出世への志向性はその証拠となる）。結果的に、適者生存 (survival of the fittest) と獲得地位指向の競争の勝利者、あるいは業績上位者は「人間としての価値」が高い、という風潮が広がり、「人格の完成」という真の教育価値は蔑ろにされている。

私たちは人間回復の方途を何に、またどのように求めていけばよいのか。その解答を模索するさいに重要な手がかりを与えているのは、先に紹介した村上博士の次のご発言¹²⁾である。すなわち、「従来の常識では考えられないことが次々と起こり、私たちは困惑し、

恐れ、一般的な対応に追われています。しかし、これらの現象は、特殊そうに見えても現代の社会が生み出しているものであることは確かです。そして、これらの現象は、私たちのこれまでの生き方に対して、根源的な問いかけをしています。(中略) これまでは目に見えるもの、計測可能なもの、例えば『偏差値』『学歴』『社会的地位』『経済成長』などを追いかけてきました。そして、素晴らしい経済成長を遂げました。しかし、そのためのツケが今きているのです」と考察をすすめられた博士は、ついに「これらの問題に対して、真の解答を得るために必要なことの一つは目に見えないものの価値の復権です。しかも、単なる復権ではなく、現在にも通じる新しい価値の創造が必要です」と言い切っておられる。

前に、私は「かんじんなことは、目に見えない。心で見なくちゃ、ものごとはよく見えない」というサン＝テグジュペリの言葉を紹介したが、村上博士の言われた「目に見えないものの価値」とは何かを私たちは真剣に問うてみる必要がある。

人間形成の営為としての教育の主題は「人格の完成」であることは「教育基本法」第一条(教育の目的)に示されている通りである。では、「人格」をどうとらえるか。種々様々な見解がありうるが、私は「人格」は人間としての尊厳性を意味し、それなくしてはもはや人間とは言えない、それほど重要な特質であり、それは人間の力を超えた絶対者、すなわち神がかくあるべきものとして贈与されたのだ、と思っている。換言すれば「人格」は神から贈与されたものであり、それゆえにこの世に生を享けた人は誰でも人格修養に務める責任を負う、と私は身の引き締まる思いに駆られるのである。

(4) 坂田先生のご校訓である「人になれ」という教えは人格修養の要をなす、と前に述べたが、そのご校訓を実践するさいの基軸となるのは、私見では「スピリチュアル

によく生きる」(spiritual well-being) ことであり、その生き方をしている限り「精神の危機」に陥ることがないばかりか、最も健全な(wholesome)人生を歩むことになる。ちなみに『日本国憲法』第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文の“健康で文化的な生活”は英文では“wholesome and cultured living”になっている。直訳すれば「健全で修養を積んだ生き方」となる。その「スピリチュアルによく生きる」とは「スピリチュアリティに覚醒し、“奉仕”を中心に据えて生きる」ことを意味する。ちなみにWHOが1948年に定めた「health(健康)」の定義は「完全に肉体的に、精神的に、そして社会的によく生きている状態」(a state of complete physical, mental and social well-being)となっていたが、1998年に、さらに、「スピリチュアルによく生きている状態」を付け加える案が提出された。それは、肉体的に、精神的に、そして社会的によく生きていても、スピリチュアルによく生きていなければ、「精神の危機」が免れないことを識者が気づいたことによると、私は推察している。

また、前に「スピリチュアリティに覚醒する人になること」と、「(神の愛による)真心をもって尽くすこと」とは不可分一体となっている、と述べたが、それはスピリチュアリティに覚醒する人はおのずと真心をもって尽くすのであり、真心をもって尽くすことがスピリチュアルによく生きる人になる、という表裏一体の関係を示している。そしてその人は目に見えないものの価値、すなわち絶対的真理に向って醇朴に生き続け、そして死を迎え、永遠の生命を得るだろう。

6 残された諸課題

はじめに述べたように、今から10年前に私は「福祉教育・ボランティア学習の理念と

実践」という講演を行ったが、今回の関東学院の特別講義では、その講演を基盤として、奉仕教育と体験活動をめぐる私の見解を開陳させていただいた。前回の講演でも今後に残された課題が多いことを感じたが、今回もまた、奉仕教育をすすめる上で、また体験活動に取り組む上で解決しなければならない重要な課題がいくつも浮上してきた。そこでそれらの中から、最後に4つを選定し、私見を述べたいと思う。

(1) いま、なぜ「奉仕教育・体験活動」か。10年前に日本福祉教育・ボランティア会を発足させようと、関係者が結集したさいにも「いま、なぜ」が問われた。私は、すでに終末期に入っているとも思える「現代」という時代の危機状態を救うのは「フィランソピズム」(philanthropism)であり、そのことを正しく認識し、おのれの内側に深く巣くっているエゴイズム(egoism)を払拭する、その契機となるのが福祉(welfare)を真剣に学び、ボランティア活動を実践し、さらにその学びを深化することを人びとが自分の人生課題にしなければならない、と考えた。その考えは、上の問いにそのまま当て嵌まる。ちなみに「フィランソピズム」は「博愛」とか「仁愛」と訳されることが多いが、この言葉によって直ぐに Paulos の手紙の一端を思い起こす。「わたしたちの救い主なる神の慈悲と博愛とが現れたとき、わたしたちの行った義の業によってではなく、ただ神の憐れみによって、わたしたちを救ってくださった。この救いは聖霊によって新たに造りかえる洗いを通して実現したのである」(『テトスへの手紙』第3章第4節～第6節)。一人でも多くの人が神の憐れみに縋り、博愛精神を発揮し、おのれの人生課題を自覚と責任性をもって確実に果たしていくことを願って、いま「奉仕教育・体験活動」に期待すべきではないか。

(2) 「奉仕教育・体験活動」の課程(curriculum)をどうするか。平たく言えば、「奉仕

教育・体験活動」を、だれがだれに何を、いつ、どこで、どのように行うか、という問いである。例えば体験活動は無数にあるので「何を」と問われれば多くの関係者は戸惑う。国際的な活動(平和創造活動、天災や戦禍の被害者への救済活動、難民や貧困者への生活援助活動など)、環境保全活動(砂漠の緑化活動、野生動植物の保護、森林保護、河川・港湾の汚染改善など)といった多人数による活動から高齢者や心身にハンディキャップを負っている人たちへのケア活動(食事サービス、入浴サービス、車椅子介助、点字翻訳サービス、手話コミュニケーション支援、キャンプ援助活動など)といった身近な活動、さらには古着の提供、献金、献血など、いつでもできる活動など。関東学院大学の「奉仕教育における課題と実践」グループ¹³⁾は77校の私立小・中・高校(含中高校)が行っている「奉仕・体験学習・ボランティア教育」の実態を明らかにしておられるが、その実践例は多種多様であることが分かる。

一方、学校はそこで学ぶ人たち(学習者)の学力(知識、技能、学習力、問題解決力ないしは思考力など)を向上させる場であって、「奉仕教育・体験活動」は埒外だ、それらは家庭や地域社会、国際社会などの学校外で行うべきだ、といった見解を持つ人も決して少なくない。「学力低下」が問題視されている昨今、そういう見解を持つ人は目立って増加している。学習者も保護者も例外ではない。そうした人たちを説得し、「奉仕教育・体験活動」の課題を承認してもらう努力は欠かせない。そのためにも次の課題は重要である。

(3) 「奉仕教育・体験活動」の評価をどうするか。「思いつき」「やりっぱなし」「反省なし」の「奉仕教育・体験活動」であるならば、それは自己満足や自己陶酔で終わり、批判者や反対者を説得することはできない。私は『福祉教育・ボランティア学習の理念と実践』(論文¹⁴⁾)で、いくつかの実践例を踏まえた上で、

評価のための7つの水準を提示した（「関心への水準」「知識の水準」「技術の水準」「態度の水準」「実行力の水準」「人柄の水準」「生き方の自覚の水準」がそれである）。特に7つ目で、ボランティア活動を体験した人が「自分はなぜこの地球上に生を享けたのか、どう生きるのが正しいのか、そもそも生きるとはどういう意味なのか、といった根源的な問いに直面し、思索し、自己を深く見つめ、真実の自己を再発見したか」という視点を重視すべきだ、と提言した。しかもその評価は他者評価（他者による相対評価）ではなく自己評価（おのれ自身の深い反省と省察による絶対評価）によらざるをないだろう。そして、そのさい、その学習者の「人間形成」に有形無形に影響を及ぼすのは同行（どうぎょう）関係にある教育者¹⁵⁾の「人格」をはじめ、その思想、価値観、そして何よりも実践である。したがって、その教育者の自己評価が重要な意味をもつ。

(4) 「奉仕教育・体験活動」の教育者の役割とは何か。この問いに対しても私は前掲の論文で詳述したが、ここではその要点を掲げるだけに止める。

- ① 人間平等思想に立脚する。特定の人間への偏見・差別を許さない。
- ② 人間の独自性や尊厳性を尊重する。その生い立ちから容貌、性質、思想、能力、適正、才能、自己創造の姿に至るまで二人として同じ人間はいない。つまり一人ひとりの違いを認め、尊重する。
- ③ ホーリスティックな視野をもつ。一切がひとつながりになっている（一切が同じ「いのち」として存在している）ゆえに互助互譲の関係を大切にす。
- ④ 自覚と責任を果たしつつ自由に生きる。自由意志、自発性、主体性、自由な精神を重んじ、自分がこの世に生を享けた意味と役割を果たす。
- ⑤ 「力の倫理」を退け、「愛の論理」に立

つ。力（能力）による比較、能力による階級意識、「優勝劣敗」「適者生存」を肯定する社会ダーウィニズムを否定し、アガペーのうちに生きる。

⑥ 正しい「歴史の進歩観」をもつ。ものの豊かさ、便利さ、贅沢、華美・豪華、経済の成長などを基に歴史の進歩を見定めることを止め、最も生きづらい状態にある人たちが生きる喜びを得、だれもが共に生きる希望を抱きつつ生命を光り輝かせていくことが「進歩している」という歴史観をもって、日々努力する。

⑦ いつでもどこでも平和をつくる人として生きる。平和の反対は憎しみである。もし家庭で、学校で、職場で、そして現実社会のいたるところで憎しみが渦巻いている、そういう国は最も貧しく、最も恐ろしい国である。だれもが平安（peace）のうちに生きる、そういう共同体は神から贈与されたものであったことを認識し、平和をつくり続ける。

7 おわりに

元来、未熟の状態で誕生し、早期からの発育不良の上に、2歳前に、半身に及ぶ大火傷を負い、九死に一生を得たものの幼少期は病弱児として過ごさざるを得なかった私は、何事にも臆病で、覇気がなく、競争心や闘争心は無きに等しく、知力の面でも遅滞状態が続いていた¹⁶⁾。その私を父母はよく観察し、他者との比較を超えて、「この子はこの子でよい。ただ一つ、生きる上で苦しむ、悩む、そういう人たちの味方になる成人になることのみ望む」と願ったようである。

小学生の頃の私はその父母の言動に影響されて、「どう生きるか」という根源的な問いを真正面で受けとめることになった。そして中学生になって二年目のとき、内村鑑三の著作に出会い、時間の許す限り、耽読し、やが

て『聖書』に誘われ、今日までその『聖書』一途の人生を送ってきた。

小・中学生の頃から、父母の生き方を見よう見真似で、細やかながら、今日言われているところのボランティア活動もどきことを体験してきたことを私は幸運だった、と感謝している。それは私が人生の、比較的早期にスピリチュアリティに覚醒し、自分は人間の力を超えたサムシング・グレートによって生かされていることを実感する生活を送ってこれたことを意味している。

私が学んだ小・中・高校、それに大学には「奉仕教育・体験活動」、ないしは「福祉教育・ボランティア活動」の課程は皆無であり、私の体験活動、ないしはボランティア活動の全てが自己流で、かつ暗中摸索の連続であった。そうした活動の中で、継続期間の比較的長かったものを、思い出すままに列挙するならば、はじめは父母の手伝いの形でやり出した無料の大工仕事、近所の高齢者への給食サービス、庭で栽培した野菜の寄付、隣家からの戴き物のお裾分け、道路の普請、冬期の屋根の雪降ろし、道路や河川、それに公衆トイレの清掃作業、など。中・高校生時代にもそうしたことを続けた上に、さらに天災による被災者救援のための募金活動や古着の回収活動、また空き地を開墾して栽培した農作物や花を病院や福祉施設へ寄付する活動にも参加した。

大学生になると、私の研究テーマとの関連から、主として知力にハンディキャップを負っている子どもたちの福祉施設に泊まり込みで、種々のお手伝いに励むとともに、そうした子どもの保護者のカウンセリングも開始した。また、献血運動にもかかわった。そして大学院に進学し、就職してからは「青少年向けの人生論」の冊子づくり、社会福祉理解のための図書づくり、欧文図書の無料翻訳、ボランティア講師としての講演やセミナーなどを手がけた。さらに国際的には OECD、

UNESCO、UNICEF などからの依頼によって（それは必ずしも自発的ということではなかったが）、微力ながら無償で協力させてもらった。また幾度か訪れたドイツの Bethel では奉仕活動（Dienst-tätigkeit）の一つに参加し、それ以来、献金協力という役割を今日に至るまで続けている。序でに私が今、最も強い関心を抱いているのは「国境なき医師団」（Medecins Sans Frontieres）の活躍であり、どのような形で協力させていただけるか、検討中である。それが世界平和の創造に直結する活動だと思うからである¹⁷⁾。

思い出すままに、大雑把ではあるが、私のボランティア活動もどき体験活動のいくつかを掲げてみたが、それらはすべて私の「受け身の生活」の一端であったと思う。すなわちそれは覇気のない自分は、先頭に立って、猪突猛進することは、はじめから性に合わず、ただただ自分をこの世に誕生させてくださった絶対者のご意志のまま、受け身で生きることが最善だ、という思いに通ずるということである。ちなみにイザヤの預言にある「威厳もなく、美しくもない、侮られ、病を負い、虐げられ、苦しめられたのに、人々の罪を負い、咎ある者のために執り成した」人の生きる道は、一切が神に対しての受け身の生活に徹することだった。後にそれは Jesus ご自身のご発言に的確に表わされている。「子（自分）は、父のなさることを見なければ、自分からは何事もできない。父のなさることは何でも、子はその通りにする」（『ヨハネによる福音書』第5章第19節）。「わたしは自分からは何事もすることができない。（中略）わたしは自分の意志ではなく、わたしをお遣わしになったお方の御心を行おうとするからである」（『ヨハネによる福音書』第5章第30節）。

私自身の「受け身の生活」とは、別の表現をするならば、「神の僕（しもべ = servant）の生活」といって差し支えない（言うまでもなく servant は「service をする人」を意味す

る。serviceは「奉仕」と訳されることについては記述した通りである。Paulosは手紙の最初に「キリスト・イエスの僕」と書かれることが多かった)。

ボランティア活動、ないしは体験活動の最大特長の一つは無償性である。それは他者に自慢する活動ではない。自己満足のための活動でも自己陶醉のための活動でもない。この世に生を享けた人の当為(Sollen)である。

私がこれまでの諸活動を通してかかわり合った知己の中に、私欲がなく、ただひたむきに、誠実に、醇朴に、ボランティア活動に、黙々と取り組んでおられる人が、少数ながらいるのを知って感動したものだ。そんな折りに、藤井武先生の次のご発言¹⁸⁾が思い出された。「神は人類をあはれんで、之を滅ぼさざらんがために、ひそかにその中の少数者を選びたまふ。さうしてこの選ばれたる少数者に、或る重き荷を負はしめたまふ。彼らは自ら塩となって地の腐敗をとどめる。彼らは自ら光となって世の暗黒を照らす。言いかへれば、彼らは自分のために生きず、多数者の下積みとなって之を支へ、その肥料となって之を育てるのである。彼らの存在はいはば犠牲の存在である。頭を垂るることなくして、この事実直面することはできない。」

私のこれまでの諸活動を振り返って、小・中・高校、そして大学の関係者に望みたいことを最後に記したい。私の諸体験活動は暗中摸索の連続であったがために、多くの方々にご迷惑をお掛けしたことが多かったのではないか、また時間の浪費や無駄な動きがあったのではないかと、反省している。そこで全ての小・中・高校、そして大学で「奉仕教育・体験活動」ないしは「福祉教育・ボランティア学習」の課程を作成し、実践してほしい。ただし「交換の原理」に立つことは御法度である。くれぐれも留意してほしい。

今、多くの学校で、「学力の向上」のための教育(「学力」教育)が「人格の完成」を

基軸とした教育(「人格」教育¹⁹⁾)と背馳していることは、じつに嘆かわしい。教科教育を含む全ての学校教育を「人格完成」に収斂させている、そういう学校であるために、「奉仕教育・体験活動(ないしは福祉教育・ボランティア学習)」の課程が必要不可欠なのである。しかも、その課程の基盤をなすのが宗教である。換言すれば、「人格の完成」は宗教をぬきとっては全く不可能なのである。

もし、その「人格の完成」と背馳した「学力」教育が幅をきかせていくなれば、その教育によって向上した「学力」(ないしは「知力」)は悪魔に、容易に利用されることがあろう。その悪魔に取り憑かれた知力(知恵)ある者、つまりは「悪」が忍び込んでいる人が増えていけば、人間の社会はますます腐敗し、光を失い、暗黒の世界に化していこう。

「近代科学の父」と呼ばれたGalileo Galileiは次の言葉を書き遺していた、と伝えられている。

「宗教なき知育は知恵ある悪魔をつくるなり。」

註と参考文献

- 1) 次の文献を参照。伊藤隆二著『人間形成の臨床教育心理学研究』風間書房、1999年。および、伊藤隆二著『続・人間形成の臨床教育心理学研究』風間書房、2002年。
- 2) 内村鑑三著『後世への最大遺物・デンマーク国の話』(岩波書店)、1946年、64～65ページ。
- 3) 矢野智司「奉仕に抗する贈与のすすめ」『道徳ジャーナル』No35、学習研究社、2004年、3ページ。
- 4) 伊藤隆二「人間の教育を考える—真理の探究のために」『月刊パーサー』No. 277、実践哲学研究所(神戸市東灘区御影町城ノ前1447-1)、3～34ページ。
- 5) Bonaventura(中世のキリスト教神学者)の言葉。上掲1)の文献を参照。
- 6) 村上和男「サムシング・グレート」『モラロジー教育』No 76、モラロジー研究所、1999年、1ページ。
- 7) サン＝テグジュペリ著(内藤濯訳)『星の王子さま』岩波書店、1953年、29ページと127ページ。

- 8) 齋藤育子『『祈り』の人間形成的意義—上代淑の教育実践を通して』岡田渥美編『人間形成論—教育学の再構築のために』玉川大学出版部、1996年、361ページ。
- 9) 欧米のキリスト教圏の国々では、親が幼い子どもに「善いサマリア人」の話語を語ってあげることが多い。私は米国で、募金活動をしている3歳の少女と、小学生の兄が物語を朗読した録音テープを、目の不自由な人たちの福祉施設に届ける4歳の少女と知り合ったことがある。いずれも親の生き方に影響されての活動だったということを知った。
- 10) ホーリスティックな思想については、上掲1)の文献を参照。
- 11) K. Lorenz : Die Acht Todsünden der Zivilisierten Menschheit, 1973, (日高敏隆・大羽更明訳)『文明化した人間の八つの大罪』思索社、1973年。
- 12) 上掲6)の文献と同じ。
- 13) 高野進・影山礼子・所澤保孝「奉仕・体験学習・ボランティアの教育と実践について—アンケート回答の集計と報告」『キリスト教と文化』第1号、関東学院大学キリスト教と文化研究所、2003年、43～70ページ。
- 14) 伊藤隆二「福祉教育・ボランティア学習の理念と実践—思いやりの心と教育—」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』創刊号、1996年、14～24ページ。
- 15) 「同行関係にある教育者」については次の文献を参照。伊藤隆二著『「同行教育」を語る—人生の意味を深めるために』くだけ社、1989年。
- 16) 私の半自叙伝である次の文献に詳しい。伊藤隆二著『なぜ「この子らは世の光なり」か—真実の人生を生きるために』樹心社、1990年。
- 17) 日本は今以上に防衛を強化する国から、全世界に向かって「平和を創造する国」へ変貌すべきである。そのためには内閣に「平和省」を設置し、天災や戦禍の被災者や難民を一刻も早く救援する、餓死、病気、社会苦などから脱出できない国々に継続的に支援する、地球環境の保全に貢献する、そういう機構をつくり、実行する。そのために防衛費を当てるとともに「平和創造税」制度をつくる。基本的には国民の平和創造力と実践力を育てる学校教育を推進する。そのためにも「奉仕教育・体験活動」を学校教育の中心に位置づけることが望まれる。次の文献を参照。伊藤隆二『『平和省』をつくらう—『力の論理』から『愛の論理』へ』『学士会報』No 833、2001年、54～59ページ。および前掲1)の『続・人間形成の臨床教育心理学研究』の第7章「平和と教育」の研究を参照。
- 18) 『藤井武選集』第2巻、岩波書店、1950年、86ページ。
- 19) 次の文献を参照。伊藤隆二『『人格』教育を中心に据えよう—真の教育改革のために』『道徳ジャーナル』No38、学習研究社、2005年、2～5ページ。
- 20) 次の文献を参照。伊藤隆二「人格の完成」『コイノニア』No 46、キリスト教横浜集会、2001年、4～7ページ。

「坂田祐日記」解説

1944年（昭和19年）

坂田 創

まえがき

所報第3号には終戦の年1945年（昭和20年）の日記を解説し、特別な日を選んで掲載した。その後1944年、1946年分の解説を行い終戦に跨る3年間を終了した。今回はそのうち1944年分を抜粋して掲載することにする。

この年は日本の敗色が濃くなり、米軍の本土侵攻作戦が本格化した時である。これに対処するために、防空態勢の強化が叫ばれ、また学院の教育体制も多大の影響を受けざるを得なかった。また本土空襲が熾烈になり国民の生活が脅かされた。その状況を日記の中から拾い出し、次のような項目別に載せることにした。

1. 時局の推移 2. 防空態勢 3. 学校行事 4. 高等商業部 5. 航空工業専門学校 6. 三崎寄宿舎 7. その他

凡 例

原文	解説文
1. 縦書き	横書き
2. 1行文字数不均等	均等（流し込み）
3. 句読点殆どなし	適当に1字あける
4. 旧漢字	現代漢字
5. 旧仮名遣い	現代仮名遣い
6. カナ書き	ひらがな書き
7. 漢数字	算用数字
8. （解説不能箇所）	***
9. （省略部分）
10. （人名）	適宜伏せる

1. 時局の推移

1月5日（水）

7時のニュース（ニュース）をきく 戦果をきき心配なり

2月26日（土）

今朝の新聞にマーシャル群島クエゼリン、ルオットとは玉砕4,500 軍属2,000 計6,500の玉砕の発表あり痛恨にたえず

7月19日（水）

学院は校庭にて国民⁽¹⁾儀礼の後軍人勅諭武勇の項終わりにて戦陣訓の死生観の項を読みきかせ 昨夕報道のサイパン島玉砕の英霊に感謝の黙祷をささげ...

7月20日（木）

報道一昨18日内閣総辞職... 7時の報道に大命小磯陸軍大将米内海軍大将両名に降下...

9月30日（土）

7時半食事 その前に余立ちて午後5時発表の報道にてテニヤン大*島の守備隊玉砕 * * *の* * *氏もこれに殉じたる旨を話し 聖書の甦りのヨハネ伝の聖句を読み黙祷を捧げたり

10月11日（水）

本日午後大本営発表 西南諸島（沖縄奄美諸島宮古島）に艦載機400機来襲20数機を撃墜 わが地上及び船舶に若干の損害ありたりと 敵は愈々迫り来襲するに至れり

11月13日（月）

7時の報道にて比島方面の神風隊の戦果をきき 而して* *の感に打たれ黙祷せり

12月3日(日)

7時の報道 帝都に来襲せる敵機を15機撃墜せりと 我方の損害軽微なり

12月25日(月)

午前2時半頃警戒警報発令直ちに支度をして登校 綱島付近に焼夷弾落下家屋若干焼失 5時半頃警報解除 帰宅6時少し前 就寝 7時半起床

【注】(1) 国民儀礼：宮城遙拝すること

「時局の推移」に関する他の記事は下記に記載されている。

1/10、1/15、1/22、5/5、5/12、6/16、6/23、7/6、7/18、8/8、8/11、8/21、10/14、10/25、11/1、11/23、11/25、11/26、11/29、12/6、12/9、12/23、12/27、

2. 防空態勢

1月31日(月)

校庭の大貯水槽に一昨日より水道より水を入れ始む

3月7日(火)

遠藤君三春台町内会の保土田さん外数名を案内して来室 学院校地下に防空壕を掘ることの承認を求む 承認せり

4月19日(水)

午後1時より3時までT氏(父兄薬剤師)を招じ 第1第2学年の為に防毒面使用毒瓦斯に関する講演をきかしむ

4月24日(月)

本日午後行われたる防空訓練の消防活動の様子を聞き2年生はよく活動せる由をきき満足なり 消防署より係員の出勤を乞い指導を受けたり

5月8日(月)

11時半三春台東町内会の横穴式防空壕竣工式 半井市長助役区長寿警察署長等列席 神事終りて通*を始めてなせり 町内会員約

200名もつづく***終りて保土田会長の挨拶半井市長の祝辞寿署長の訓示あり 宴会来賓は弁当豚汁饗せらる1時ごろ散会せり

5月21日(日)

昨夜警戒警報のまま明けたり... 8時村田、石川教員奉護班長交代 御真影勅語詔書謄本は警戒警報と同時に第一避難所に奉遷することに改め 余指導して石川、村田両教員をして第一奉遷所に奉遷せしめたり 衛兵生徒二名ずつ交代に(30分毎に)勤務せしむ 12時部長室に於いて食事(弁当) 自衛防空計画を改訂すべく午後かかる... 搭上より毛布30枕15を警備隊長に隊員の夜の為に貸す

7月3日(月)

学院防空壕建設起工式を挙行せり 第4年4組教頭、海老塚、山本の諸君列席余聖書コリント前神殿の処読み祈祷せり 而してたがねを以ってコンクリート破壊工事を始めたり それより教頭山本の諸君生徒を指導せり余も指導せり

7月26日(水)

高等部グラウンドに設けられるプール起工式 東町内会役員保土田会長副会長南区の大木出張所長白山相川古賀君等列席 副会長の司会にて国民儀礼中居牧師の聖書朗読及び祈祷の後保土田会長の起工 学院長余の桜樹に斧を切り入れを以って式を終わり会長の挨拶、それより高等部会議室に於いて役員と請負者目黒組の荒井君等と会談 10時頃迄

12月8日(金)

プール完成に付き 午後町内会長保土田氏南区の係員等来校目黒組の荒井君等きたり授受完了 2時半頃帰る 警戒警報2時40分解除、タプールに水を入れる 太田学校前の消火栓より

12月11日(月)

午前3時頃警戒警報次いで空襲警報 直ちに登校4時頃解除 本日待避所に於いて職員会議奉安所を第一奉遷所に当分定め常時奉安することにせり 5時ごろ帰宅就寝、7時少し前

起床7時少し過ぎ朝食 学院に至り8時45分
分析祈会余司会 出席八木、榎原、八代の諸
君 礼拝は八木君司会 終りて余軍人勅諭奉
唱せしめ奨励を与えたり、終りて奉安箱を奉
安所より地下室第一奉遷所に移し御真影並び
に詔勅謄本を奉安せり

「防空態勢」に関する他の記事は下記に記載されている。

2/29、3/22、3/27、3/28、3/31、4/5、4/6、4/26、
4/28、5/1、5/20、5/22、6/16、6/18、6/21、6/22、
7/8、8/4、9/1、10/24、11/1、11/30、12/5、12/6、
12/19、

3. 学校行事

1月1日(土)

8時15分宅を出て学院に至る 8時30分
白山、澤野、清水、島津、八代(当直)遠藤、
糸川の各職員と共に奉安室に至り式場大講堂
に奉遷、9時5分開式奉賀式 澤野総務司会
伊澤教員号令、白山部長開帳奉仕例の通り9
時20分終了閉式直ちに奉安室に奉安、会議
室にて一同年賀の挨拶を交換せり 例年は
蜜柑の用意をなしたるに今年は物資*乏之
を為し得ざりき余は一場の挨拶をなして捜⁽¹⁾
真に至る

1月27日(木)

8時少し前学院に至る 創立第26年の記
念日 8時全職員早天祈会小講堂に於いて
余司会し数名に祈会せしむ出席者30数名
9時より大講堂に於いて記念式 澤野総務
司会中居君聖書祈会の後(その前国民儀礼の
後君が代二唱)勅諭奉読余式辞校歌頌祝(大
島牧師) 閉式の後中学部残り短期入隊(予
科士官学校)の小池君の報告をきかしむ

3月6日(月)

9時より中学部第21回卒業式約*分過ぎ
開始 県より**視学市より視学代理として
**10時半頃閉式(清水教頭司会伊澤教員

号令卒業生の名を呼び上ぐ) ... 屋内体操場に
於いて父兄に挨拶一通り終り ... 屋内体操場
に至り準備せる式場にて午餐会 卒業生と職
員と、12時開会八木君司会、清水教頭話し
次いで余話して退席

3月14日(火)

学院中学部入学考査第一日、7時半に学
院に至る 8時集合8時45分筆記考査開始、
身体検査時余と教頭と教官にて口頭試問を行
う

4月1日(土)

本日は中学部第一学年入学式 転入学者も
加わる、中庭に集めてクラス分けをなし大講
堂に入れ8時30分開式清水教頭司会、11時
少し過ぎまでかかって大体終り閉式 それ
より各組毎に組主任に引率されて校内を視る

7月7日(金)

団服用用7時半学院に 本日は高等部の教
練査閲 8時少し前査閲官高浪大佐来着補助
官として商工実習の佐藤大尉来着 8時少し
過ぎ校庭に於いて余査閲官を紹介せり 白山
君隊長となり指揮報国隊として閩兵分列査閲
官之に当たる 受閩生徒は高等商業部第3学
年航空工業専門学校第1学年合計200余名午
前中に完了昼食の後1時少し過ぎ講評完了
昨年より更に改善

10月30日(月)

8時少し過ぎ大講堂に於いて教育勅諭奉読
式、9時より教練査閲査閲官竹下幾太郎大佐、
補助官内山少尉8時少し過ぎ着校せらる 9
時より現況報告9時20分校庭に於いて査閲
官紹介 閩兵分列報国隊編成にて清水教頭
指揮をとる細雨蕭条たり11時終了 11時半
より所見開始概ね「優良」との講評ありたり
12時昼食 ...1時頃査閲官及び補助官かえる

12月24日(日)

8時学院にいたる 日曜日なるも休業せず
全校(2年1年3年以上の残留組)を集め
て軍人勅諭武士道の項より前文暗誦 終りて
閩兵分列各2回 それより大講堂に入れて

クリスマス礼拝 八木君司会説教 説教約1時間 終わりに余は教会に至りクリスマス礼拝並びに聖餐式に出席十数名出席

【注】(1) 捜真：捜真女学校校長を兼務していた

「学校行事」に関する他の記事は下記に記載されている。

1/4、1/8、1/18、1/26、3/5、3/8、4/29、7/25、7/31、9/29、10/1、11/3、

4. 高等商業部

高等商業部は明治学院と統合し明治学院専門学校になった。

「関東学院百年史」412～414頁参照

『43年10月12日、閣議決定を見た「教育ニ関スル戦時非常時措置方策」にもとづいて、文部省は「学校整備要領」を公表した。(略)(ロ) 文科系専門学校ニシテ学校ノ種類、規模、地理的配置等ヲ勘案シ統合可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図ルモノトス(略) 青山学院文学部、高等商業学部、関東学院高等商業部が、明治学院に統合し、関東学院は工業専門学校に転ずるよう勧告を受けた。関東学院としては、高商部が統合され、工業専門学校を設立して充分やって行ける見通しが、たなかったもので、文部省にそのまま残置することを陳情したが国策だということで受けられ、また在校生が卒業するまでは猶予してほしいと申し出たが、これも受け入れられなかった。(略) 文部省や矢野貫城(注：明治学院院长)にも、関東学院学生が、横浜から品川まで、電車通学する困難を訴えたが、矢野院長も国策に添うのだとあって、ゆずらなかった。(略)』

2月10日(木)

明治学院のS君午後1時頃来訪 白山君を電話で呼び一緒に会談せり 結局併合は来る

4月より実行し 第1学期終わり9月迄明治学院より委託を受けて学内に於いて授業することを矢野院長及び小野青山院長に諒解を得るべくS君に伝えらるるよう相談せり午後4時頃かえる

2月21日(月)

午後2時少し過ぎ出発明治学院に至る 4時頃着暫くすると小野青山学院院长来着 2,30分後矢野院長来着 明治学院用意の弁当を食し併合に付き協議をなせり余の提案9月に実際の統合をなすこと容れられず 現在の第1年は4月より明治に送ることを強調せられ 余は確答を保留して6時頃散会 8時少し前帰宅、古賀君宅にて後に残る教授達会合しあり

沢野君より電話あり余は直ちに古賀君宅に至る 8時半頃白山、相川、澤野、中居、古賀、片山、久保田の諸君会合 余本日の院長会議の報告をなし 青山明治の院長の意見に協調せざるを得ざることを述べ 一同已むを得ざる事として院長と白山部長に一任し 10時頃散会せり

2月23日(水)

高商部に至り白山君と会い本日三学院統合のことを院長より正式に生徒一同に発表することを相談して 9時20分講堂に一同を集めて之をなせり 午後齊藤藤雄君に明治学院矢野学院院长宛に統合書類を院長印を捺印して依頼せり

3月14日(火)

11時半高商部に至り第1学年の明治学院に赴くものの為に送別会、生徒持ちよりの雑炊 会食食前に三宅氏夫人の独唱ありたり

4月3日(月)

明治学院院长より電話あり 第2年生(新)の明治学院にゆくことに反対の父兄の運動ありたることに付き話ありたり余は***得ざるもののみ関東に止まることを許されたしと答えたり

4月6日(木)

明治学院院长矢野氏より電話あり 今白山君

訪問せる由因却のことを話せり これより白山君と話してみよとのこと 余は断固たる処置をとるに付き決して遠慮せられざるよう話せり

4月15日(土)

本朝9時青山学院工業専門学校の開校式に白山校長を出席せしむ、明治学院との問題は本日三院長決定通りにすることにし 之を白山部長より生徒一同に告げ明治学院にもその旨を伝えたりとの報告を受く

9月21日(木)

学院は高等商業部の第16回最後の卒業式なり 県より保坂事務官 市より武市視学渡部理事、渡辺大佐、川口正一氏、岡本君等来会9時40分頃開式約1時間にて終わり簡潔なる良き式なりき 記念写真、学院生徒の父兄には第一応接室にて証書授与せり 12時第一集会所にて卒業生職員と会食汁粉もありたり テーブルスピーチ、白山、亀井、芳野、富田、相川、高谷、の諸君渡辺大佐もなせり...1時半前に散会...6時より高等商業部の慰霊祭及び燦葉会ありたるも白山君に一任して休養せり

「高等商業部」に関する他の記事は下記に記載されている。

1/8、2/18、4/5、4/8、4/12、9/1、9/5、

5. 航空工業専門学校

航空工業専門学校が4月1日開設された。

「関東学院百年史」414～416頁参照

『関東学院では、高等商業部が明治学院に統合されたので、工業専門学校に転換しなければ、専門学校としての存続が不可能の状態であった。しかし工業専門学校にするためには専門学校にふさわしい整った設備と、資格をもった教授陣を揃えるのに、膨大な資金が必要であったので、やむを得ず航空工業専門学校とした。(略)航空工業とすれば、航空科

一科だけで済むのである。それに当時学院は、学徒通年勤労働員で、横浜市杉田にある日本飛行機工場に働いていたので、其れを実習工場とみなすことにして、44年4月から発足した。』

1月26日(水)

余は白山君と共に再び社団⁽¹⁾本部に至り理事会に出席 学院航空工業専門学校新設に要する基本金として30万円寄附せらるるよう要請して承諾を得たり

2月15日(火)

10時半頃文部省教学官柏氏及び教学官補東堂氏来校視察 院長室に於いて懇談白山、澤野及び余、12時昼食 終わりにて1時頃建物諸設備巡覧 中学部の理科室工作場等を見てそれより日本飛行機株式会社に至る 白山部長、古賀教授同道

3月11日(土)

本日文部省東堂氏より電報あり 航空工業専門学校「ケツサイトナル」 捜真に白山部長より電話にて右通知あり 遠藤君其の電文を余に示せり

3月27日(月)

午後1時高商部に於いて白山君と一緒にになり 直ちに黄金町より東京ゆき 新橋下車地下鉄にて文部省に至り 航空工業専門学校設立認可のお礼の挨拶をなせり **課東堂、池田両教官、剣村課長、高藤事務局、永井専門学校局長、菊池次官、小笠原体育局長、柏本教官、国民教育の杉本教官その他に挨拶大臣は不在 名刺を残してかえる

3月29日(水)

昨日来の雨晴れて晴天となる 学院航空工業専門学校の入学試験なり

4月8日(土)

午後2時大講堂に於いて新設の航空工業専門学校入学式あり 2時半頃開式 相川君司会白山部長校長として式辞 余学院長として告辞を為せり 生徒は130余名父上も多数出

席せり

5月5日(金)

午後3時15分開式⁽²⁾ 文部省より柏教学官 市より田島助役(岡本視学帯同)教育同盟会代表矢野明治学院長壇上に余と白山君と共に 相川君司会して式は約1時間にて終わり それより第一屋内体操場に設けたる会場に於いて簡素なる弁当(赤飯と**)崎陽軒製を提供せり 150人分用意せり 来賓は小野青山学院長日本飛行機の荒川教育課長外数十名父兄と共に中学部教職員と、5時少し前散会せり 白山君古賀君と共に柏教学官を自動車にて送れり

- 【注】(1) 社団：基督教新生社団
(2) 開式：開校式のこと

「航空工業専門学校」に関する他の記事は下記に記載されている。

2/27、3/6、3/7、3/18、3/31、4/2、5/2、6/11、6/16、6/19、7/16、7/24、8/30、

6. 三崎寄宿舍

三崎諸磯海岸にあった「三崎寄宿舍(後に報国寮と改称された)」が潜水学校に譲渡された。

「この丘に立って」-関東学院中学校高等学校 80年史 48頁参照

『1928年(昭和3年)三浦郡三崎諸磯海岸に「関東学院三崎寄宿舍」が建てられました。油壺湾に隣接する諸磯海岸に建てられたこの寄宿舍は精神の向上と健全な肉体とを養う目的で建てられたものでした。ここで毎年約一週間、学年毎にクラス別の寄宿舍生活が行われ、体操、礼拝、聖書研究を始め水泳訓練、ハイキング等が日課となっていました。(略)物資の輸送や補給が困難になり遂に開所不可能となって1943年(昭和18年)大日本潜水協会の潜水技術養成所の仮養成所として貸与

することになり翌年には海軍による強制買い上げで手放さなければならなくなりました。「関東学院三崎寄宿舍」の木製の表札が坂田記念館に展示されています。』

1月18日(火)

海軍省第五分室柿本少将より面会を電話にて要求し来る午前、明日午前余往訪することにせり

1月19日(水)

8時半出発東京に至り10時海軍省第五分室柿本少将に面会 三崎諸磯の学院報国寮を**潜水学校に譲渡するよう要望せられたり 余は理事会に諮り直接潜水学校責任者と話し成るべく海軍の要望に応ずること 若し潜水学校と学院との折衝打ち合わざるときは柿本少将の配慮を願うことにせり 数十分話して辞去 直ちに潜水学校の当局を同協会に訪問したるも小野主事も他の部会長も不在なりき 小野主事学院に来訪せらるるよう言を残してかえる

2月28日(月)

大日本潜水協会の小野氏に電話にて来訪を乞いたるに4時頃来訪 三崎報国寮の譲渡に関し代金のことに付き懇談せり 余は8,9万円のところまで譲る旨を申せり 何れ会長と相談関係官庁と相談の上にするを申してかえる

3月30日(木)

潜水協会事務所(新しき場所に移転浜松町駅前)に至り小野主事に面会 金7万円にて買い入れることに決定した由を告げらる... 報国寮の売買の書類契約書の作成を速やかにすることを相談し其の原稿を小野氏より受け取りかえる

4月15日(土)

礼拝八代君司会、余は三崎報国寮を潜水技術養成所に海軍の要望により譲渡することになり 本日船着場より学院まで生徒全部運搬に従事するよう命ぜり... 昼食後中庭に一同

を集め三崎より運搬し来たれる荷物を船より運搬するよう命ぜり 1時半頃船第三盛運丸桜木町付近に到着、直ちに全員を教員指導の下に出動せしむ 伊澤君***君の骨折りにて馬力1台を雇う 学院のリヤカーも使用 午後4時少し過ぎ全部を運び終わる

6月20日(火)

4時頃起床 5時頃朝食三崎行き 学院に立寄り書類を持参 6時少し前黄金町より乗車 7時久里浜に着約30分まちてバスに乗り 8時少し過ぎ役場に着 熊田氏に会い登記所に至り報国寮を潜水協会に譲渡の登記の準備をなせり 書類の整備に数日を要する見込みなり 熊田氏に委任状を渡し潜水協会の小野氏とにて登記を完了するよう依頼せり 熊田氏に報国寮閉鎖慰労金として金300円を手交せり 10時頃余は諸磯の別荘に着 それより寮に至り齊藤教*に会い数十分話しそれより新校舎に至り本*所長に会いて別荘に帰る 熊田氏も役場よりかえり... 登記謄本を渡されたり... 熊田氏と共に役場に立より草*町長不在につき長田助役に面会 報国寮を潜水協会に譲渡することになりたることを述べたり 長年の間の厚意を謝し正式に挨拶してかえる

7月24日(月)

遠藤幹事をして三崎に関する書類の全部(登記に関する)を渡し保管を命ぜり 古賀教授一昨日小野潜水協会主事と面会に至り三崎報国寮売却の代金7万円を領収 預金したる書類を示して報告せり

「三崎寄宿舎(報国寮)」に関する他の記事は下記に記載されている。

1/24、3/4、3/7、3/9、3/16、4/2、4/7、4/12、4/13、4/14、4/16、4/24、5/1、5/16、6/7、6/12、6/16、6/21、6/23、6/26、7/3、7/6、7/19、7/22、8/3、9/4、

7. その他

1月3日(月)

山羊を「メイ子」鶏を「玉子」と命名す 朝食一日⁽¹⁾ 一生祈祷例の通り正月三日なるに餅なく芋粥を食す

1月22日(土)

5時半少し前にニウグラントに至り中学部第一回卒業生の招待晩餐会に出席 6時開宴 食後余学院の近況及び卒業生について話せり 最後に幹事今井隆一君挨拶をなし余謝辞を述べて8時少し過ぎ余先にかえる

2月12日(土)

6時頃夕食 余の誕生日の晩餐なり心尽くしの御馳走を満腹せり 満66歳に達せり 神の御恩寵を感謝せり

2月27日(日)

11時頃招待したるKさん及びMさん捜真理事来着 Sさんは差し支えの速達来る サンプルームにて懇談 余は捜真校長辞任につきその内諾を求めたるも留任を懇請して止まず 故に本日の理事会には提出せざることにしてなるべく速やかに同窓会理事の内諾を得るよう要請して 昼食を共にし1時少し過ぎ同道捜真に至り 2時よりの理事会に出席し2時30分開会理事9名幹事2名全員出席

5月3日(水)

本日は余の受浸日⁽²⁾なり

5月22日(月)

「追分」をかけしめ久しぶりに聴き北国の情緒に浸れり

7月1日(土)

早朝防空壕工事大体完了 残るは仕上げなり 6時半朝食一日一生祈祷例の通り 7時40分学院に至る

7月11日(火)

第5時限に1年1組の級長来たり 自習時間なるが余に授業を要望したるに付き級に至り諸質問に応じ 乞わゆるままに日露戦争の話なせり

7月27日(木)

六角橋馬事研究会に至り 学院航専生徒の馬事訓練を視 余も数十分騎乗し数十分同所の会長と話してかえる

11月29日(水)

捜真1年斎藤*子 海軍士官S氏と鎌倉駅のプラットフォームに於いて讃美歌を**合唱してくれたり うるわしき物語と手紙の報告あり 写真と共に千葉教員より報告あり 感服し神の栄光を讃頌せり

12月31日(日)

昨夜警報もなく8時半より今朝6時半頃まで安眠せり... 10時少し前学院に至りそれより教会10時、大島牧師の説教 国民儀礼の際は余と若い女性一人...

昼食2時半学院に至り大島、遠藤、阿久津の3幹事と共に御真影を額にお入れして明日の式の準備をなして3時半頃帰宅 それより家の掃除、山羊の世話、5時頃入浴夕食、聖書黙示録最後の数節、祈祷、食事、一同健康に除夜の夕食を頂く

- 【注】** (1) 一日一生：内村鑑三著「一日一生」を読むこと
(2) 受浸日：1903年(明治36年)5月3日バプテスマを受ける。

大学生に対する「いのちを考える」授業実践

大豆生田 啓 友
安 達 昇
石 谷 美 智 子
三 浦 一 郎

Thinking about the Meaning of Life and Death in a University Class

Hirotoomo Ohmameuda
Noboru Adachi
Michiko Ishitani
Ichiro Miura

はじめに

キリスト教と文化研究所における「いのちを考える」研究グループでは、これまで様々な角度から「いのち」についての研究を進めてきた。当研究グループに所属する研究員の専門性は多様であり、様々なスタンスから「いのち」についての議論を重ねてきた。そこから得られた「いのち」に関する知見は非常に大きなものがあった。そこで、今年度は研究員の多様な専門性やこれまでの研究の成果を生かし、実践的なアプローチにより研究を進めていこうと考えた。最近では、自殺の増加や子どものいのちをめぐる様々な問題などが大きな社会問題となっている。「いのち」の問題は教育的な課題としても、とても重要なものである。そのため、今年度は大学生に対して「いのち」を考える授業を行うことを通じて、「いのち」について学ぶことについて考えることを中心的な研究テーマとした。本研究ノートは、大学生への「いのちを考える」授業実践を通して得られたことをまとめ、それぞれが若干の考察を行ったものである。

I 研究の目的と方法

1. 研究の目的

大学生に対する授業を通して、様々な研究分野や立ち位置から「いのち」を考えるための問題提起を行うことによって、学生が「いのち」の意味をどのように捉えたり、心を揺らしたりするかなどの実態を捉え、「いのち」を伝えることの意味や課題について検討したい。

2. 研究の方法

「いのち」を考える授業は、関東学院大学人間環境学部人間発達学科における「総合演習」（大豆生田啓友担当）の中の3回を用いて実施した。この「総合演習」という科目は、教員養成課程および保育士養成課程における必修科目であり、地球・人類共通の課題など現代社会が抱える問題をグローバルな視点から学ぶことや、問題解決能力を育成する科目として設置されている。履修者は幼稚園教諭・保育士を志す学生17名である。

「総合演習」の授業の前半の3回の授業を安達・石谷・三浦3名の研究員が各1回ずつ

担当し、各90分の授業を行った。大豆生田は毎回授業のコーディネートを行った。毎回、それぞれの専門分野（教育方法学、キリスト教、神学）からの問題提起を行ってもらい、授業を進行した。授業の中で感想等を書いてもらったり、授業内での様々な学生の姿や発言等を通して得られた事実を通して、すべて終了後に研究グループで意見交換を行った。そして、それぞれの研究員が行った授業を通して個々に考察を行い、本研究ノートをまとめた。

II 第1回 教材を通して「いのち」を考える

1. 概要

担当者 安達 昇

日時 2005年9月28日（水）

8:50～10:20

題材 『『いのち』はどこだ』

「作ってみよう『詩・生きている』－わたし－」

[出典:「いのち」を考える授業プラン48(小学館2000)]より

2. ねらい

教材を通して「いのち」に出会い、生きることの大切さに触れてほしいと考えた。学習方法として参加体験型の手法とワークシートを用いて「いのち」を考えることにした。

学習の流れ(学習過程)を次のように考えた。

基本的な学習の流れ

- (1) ワークシートを配り、学習課題の提示をする
- (2) 各自が学習課題に向き合い、解決を考える
- (3) グループに分かれて学習課題の解決をめざして話し合う
- (4) 話し合ったことを発表し深める
- (5) 学習の振り返りをする

ここでワークシートによる学習の意味について押さえておく必要があるだろう。本時では学習課題に対して自分と向き合い対話するためにワークシートを活用した。ワークシートは学習課題に向き合い自分の考えを書き表すものとして考えた。そして、それをもとに話し合う。またワークシートは話し合いが苦手な学生にとっては自分の学習したメモの役割を果たすことになる。

3. 展開

グループ作りから始めた。グループは人と人の出会いの場でもある。「自分の好きな季節のグループを作ります。好きな季節ごとに集まりましょう」と呼びかけ、4つの季節のグループができあがった。

(1) 教材名1『『いのち』はどこだ』

人の「いのち」の場所はどこにあるか考えることによって、人間と「いのち」の関係を深めたいと考えた。また一人ひとりが自分と対話し、考え深め、周りの人たちと認め合うことができたらと考えた。本時の学習の流れは次の通りである。

- ・ワークシートの「いのち」の場所に印を付け、わけを書く
- ・数人が発表する
- ・グループ内で発表し話し合う
- ・振り返りをする

人型をしたワークシートを前にして「あなたのいのちはどこにありますか」との問いから授業を始めた。とまどいの表情を見せたが沈黙の後、学生たちは自分の考える「いのち」の場所を明らかにしそのわけを書いていった。「体の中心にいのちがあるから」「いのちは心にあると思う。人間は心臓でつながっている。体の中心にある」「人の感情や気持ちについて、一番感じられる場所だから、頭の中で思考するかもしれないけどやっぱりこころは心臓のまわりへんだと思う」「心臓は胸

にあるから心臓といのちの位置は同じだと思う」「なぜ体全体かというところ……人間は頭、手、足、臓器などなくなるとはいけないものだと思うからです」「いのちはその体全部で一個で一つのだと思うからです」など、多様な考えがだされた。そしてグループに別れ自分の「いのち」について発表し合った。発表する「いのち」の場所は人によって違い、お互いを認め合っていた。「では、いのちの場所をグループで考えてください」と次の問をした。ここでグループごとの話し合いが始まり、お互いの考えを交流していた。学生たちは相手の考えを受け止め、認め合い、「いのち」の場所を考えていった。

(2) 教材名「作ってみよう『詩・生きている』
-わたし-」

詩の創作を通して「いのち」に迫ることができないか考えた。そこで自分と向き合い「生きている」ということを詩で表現する。

本時の学習の流れは次の通りである。

- ・ワークシートに「生きている」という言葉に対する一人ブレンストーミングをする
- ・「生きている」の言葉を生かして詩を創る
- ・自分の詩をグループで発表し、認め合う
- ・振り返りをする

「『生きている』と感じることをたくさん書きましょう」とこの問いかけから授業は進めていった。学生たちは「生きている」という言葉から思い浮かぶことをたくさん書いていった。学生たちの様子は楽しそうだった。そこで「『生きている』という題の詩を創ってみませんか。」と呼びかけた。どのように書いたらいいのかわからないという反応する学生もいた。そのため、「『だから生きている』という言葉を活かすといいよ。」「ブレンストーミングで書いたことをつないでいくと詩になるよ」と担当者から伝えた。学生たちは「そんなことで書けるかなあ」という表情をしたが、思い思いに書き始めた。「生きている」

という言葉大切にしながら気持ちを表現していった。「生きている」が気持ちと言葉で表されていた。以下の詩は、参加学生が書いたものである。2名の作品を抜粋する。

生きるということ

わたしは生きている
わたしは歩く
わたしは走る
わたしは大声で笑う
わたしは悲しくて涙を流す
わたしは音楽を聴く
わたしは本を読む
わたしはご飯を食べる
わたしは話す
今、わたしは「生きている」という文字を書いている
だからわたしは生きている

わたしは生きている

わたしは生きている、それは
きらきらの朝、目がさめたとき
ぼかぼかのお日さまの下で
お昼寝をしているとき
ふわふわあなたを抱きしめているとき
ざわざわな街を歩いているとき
誰かがやさしくしてくれたとき
幸せだなあーって感じるとき
ひとりじゃないよ
だから私は生きている

このような、学生たちの作品は一人ひとり「いのち」に向き合い、心にふれるものであった。それは詩を発表するとき、自分の詩を表現する学生と受け止める学生の中に通い合うものが表情から感じられ、満足していることが伝わってきた。

振り返りシートに学習の感想を書いてもらった。以下に、その一部を抜粋する。

「今日はこれまでにない型の授業でとても楽しかったです。『いのち』を真剣に考えたことがなかったので良い機会だと思いました。最後に詩を書いたときは言葉が溢れ出して止まらず、たくさん書きたいことがありましたが、結局シンプルなものにしてしまいました。でも、みんなの詩を聞いて本当に心が温かくなった感じがしたし、すごすご今『生きている』ということを実感できた気がします。本当に、みんなの詩には感動しました。本当はこのテーマで何回も詩を作れそうで書きたいこと、言いたいことがたくさん出てきました。何だかこの授業をやってすごく嬉しい気持ちになりました。改めて『生きる』ことの重大さを学んだというか、思い知らされたのですごく自分のためになりました」

「今日、私は今までよく考えたことのない『いのち』というものについていろいろ学んだ。私は『いのち』というものを体全体ととらえ、それはどの部分を失っても、だめなのかなと思ったからだ。しかし、体の一部を失ったとしても人は生きている。生きようとしている。そのことに気がついた。『いのち』とは何にも変えられないもので、自分が生きていると思ったのならそれは生きている。私はもっともっと『いのち』について『生きている』について考えたくなった。結果的に答えが見つからなくてもいい。もっと学びたい、それを一番感じました。」

4. 考察

グループ作りに始まり、ワークシートへの書き込み、参加体験的な手法での学習展開、話し合いは学生の意欲を刺激するものであった。短い時間の中で学生たちの表情は緊張から豊かな表情へと変化していった。一人ひとりが想像力や経験を通して向きあい、深め考えていく学習となった。授業者も学習者と同じ地平で学生たちの意見に耳を傾けながらともに考えていく場として捉えることができ

た。

III 第2回 「死」の受容を考える —「死」の文化的意味の獲得—

1. 概要

担当者 石谷 美智子

日時 2005年10月5日(水)
8:50～10:20

主旨 ビデオを通して「死」の受けとめ方の重要性を考える

教材 ビデオ「サイエンス ミステリー
それは運命か奇跡か DNAが解き明かす人間の真実と愛 第三弾 短い命を刻む少女」
30分(2004年12月18日フジテレビ放映)
プロジェリアという遺伝子の突然変異による病気で急速に老化してきた13歳のカナダ人少女アシュリーのドキュメンタリー

2. 授業のねらい

ビデオを通して、「死」そのものについて次のようなことを考え合いたいと考えた。

- (1) 世界に三十人ほどしかいないという特異な先天的病気を持つアシュリーの生き方、感じ方。母親をはじめ、取り巻く人々の人生観、死生観を構成する要素。
- (2) 肉体をこえる魂の存在としての人間観に基づく永遠なものとの現在のものとの結合。
老化、「死」に対する不安、恐怖を和らげる知恵と、「死」の受容。
- (3) アシュリーに特異な点、私たちと共通している点を通して見られる西欧の文化と日本の文化における「死」の理解の相違点。

3. ビデオ視聴後の話し合いと感想

ビデオ視聴後、クラス全体で話し合いを持ち、その後ひとりひとりに感想を書いて提出

してもらった。印象に残った点として、次のようなことが挙げられた。

- ・「私は死ぬ覚悟ができている」という言葉
- ・いつ死ぬかわからないという恐れ、不安、悲しさ、苦痛、不自由をかかえているはずなのに、前向きで、明るく一生懸命な生き方
- ・遺伝子異常という理不尽な先天的な障害を受け容れている心情
- ・同じ病気の親友ジョンの死を悲しむだけでなく、天国の友に語りかけ、「もうすぐ行くからまた会える」と再会を約束する別れ
- ・母への信頼、手伝いたいというけなげな気持、母への甘え、感謝のあらわしかた
- ・親友ジョンが死んだ知らせを受けた時、自分の死によって家族が味わうであろう悲嘆を予期して、おばあちゃんに、「私はまだここにいるから」と逆に慰める気遣いを示したこと
- ・母の結婚、新しい父親、弟の誕生など、家族の変化を喜び、アシュリー自身の精神的な変化と成長の機会にしていること
- ・ハムスターや犬などの世話をし、いのちをいとおしみ、生きとし生けるものと心を通わせていること
- ・年齢相応の喜び、楽しみ、おしゃれ、友人との交わり
- ・「死ぬまでにやりたいことはあるか」との間に、「ない」「ただ、家族をどんなに愛しているか伝えたい」と、愛の大切さを表現していること
- ・母がアシュリーのためにも次の出産を決意し、しかも出生前診断を受けない決心をしており、どんな子どもが生まれても受け容れるという姿勢でいること
- ・「人生は長さよりも、いかに生きるかが大事」という考え方を、プロジェリアを病むジョンもアシュリーも自ら生かしていること
- ・アシュリーの濃度の高い感じ方、生き方に引き比べ、自分の情けなさ、一日一日を漠

然と生きている自分の生き方や考え方を反省

- ・19歳の自分よりずっと大人であるアシュリーの言動に感銘を受けたこと

4. 考察

(1) 学生たちが書いた「死」のイメージを以下にまとめてみた。

① 「死」に伴う感情

別れ／終わり／悲しい／寂しい／怖い／不安／孤独／死がつきまとっているのが怖い／怖いとは思わない／親戚もおじさんが死んだ時、自分はとても悲しくてたくさん泣いたが、周りは静かだった

② 「死」の非日常性

身近な人の死を経験していないので実感が無い、死を遠い存在に感じる／自分が死ぬということは他人事のような気がする／いつやってくるのか分からない／死は来て欲しくない／アシュリーの年の頃には、死など考えたこともなかった

③ 「死」の不可知性

未知なるもの／想像のつかないもの／遺伝子に支配される生死

④ 死に際

死ぬ際にどう感じるかは分からない／死ぬ直前に人生を後悔すること、それが私の考える「死」

⑤ 死後

死んだらどこへ行くのか、どうなるのか、考える／死んだら無になるだけ自分の存在がこの世から消えることへの不安がある／忘れられてしまうような気がする

⑥ 「死」をめぐる人と人との関係性

死は周りの人に影響を与える／家族を遺してしまうという悲しみ／遺される人の方がつらい／自分が関わってきた人々の中に、自分がどのように生きてきたかが残る／亡くなった人の死の場面においても、実感がわかなかった／時間が経ってからの喪失感の方が大き

かった／家族や友達などに会えなくなるのは嫌だから死にたくない、別れたくない／自分が死んだ時、悲しむ人がいないで欲しい／亡くなった親戚の人への憧れが、今の自分の生き方に結びついている

⑦「死」の意味

死に対して生、つながりを感じる、死は生と隣り合わせ／生きることが死に向かうこと／生きている限り死はある／死は自分の人生をどう生きるか考えるきっかけ／死は平等／死は誰にも訪れる／誰かが亡くなった時、何か学ぶものがある／自殺はゆるされない／死を受けとめることが大切

(2) 学生の反応

① 学生たちは死を直接経験したことが少ないが、老化はほとんどすべての生き物が荷う運命である。13歳にして老化が進み、「死を覚悟している」少女が、人生観と死生観を融合させて、日々の生活、人生に意味を見出している姿は、学生たちに真剣に受けとめられた。一方、「死」一般について書いてもらった中に戦争や大規模災害、交通事故などによる自然死以外の死に言及したものがなかったのは、それらの「死」が情報としてはあふれているにもかかわらず、自分に関わりのあることとして受けとめられていないからだろうか。

② アシュリーは、家族という単位の中で、価値観を共有し、あたたかい愛のつながりのうちに、病気と闘っている。遅かれ早かれ訪れるアシュリーの死が、すでに共有されている。そして、死の観念の形成にキリスト教が大きな役割を果たしていることがうかがえる。しかしながら、キリスト教の背景について触れた学生の感想がひとつもなかったことは意外であり、この点では、このビデオを選んだ私の意図は生かされなかったと言えよう。学生たちの「死」についてのイメージで最も多かった回答が、家族や友人、親しい人などと

の関係性で「死」をとらえていたものであったことは、注目される。

(3) 今後の課題

この授業では、掘り下げることができなかったが、学生たちが「死」についてさらに思索を深めるためには、次のような視点が重要であると考えられる。

①「死」の個別性、違いを捨象して、普遍的な要素を見つける。具体的な個々の生や死と多くかかわるとともに、思索によって「生」「死」という観念を抽象化し、「生」「死」のイメージをふくらませる。特に、「死」の肯定的なイメージをもつこと。この観点から宗教に触れる機会をもち、宗教への関心と「死」の理解をつなげること。

②「死」を分類して理解し、死生観を整理する。たとえば、自分自身の死、すなわち一人称の死、直接深い関わりのある人の死、すなわち二人称の死、一般的な人の死、すなわち三人称の死のように、分けて認識することなど。

③無意識のうちに取り込んでいる自分の属している社会の伝統やしきたりや、それぞれの文化に固有の「死」に関する社会通念を意識し、吟味し、見直してみること。

死ほど事実より受けとめ方に左右されるものはない。私たちは、イメージによって価値を創り出し、自分の生を組み立てていくことができる。自然的意味を超えて、文化的意味を獲得するには、価値観、宗教、しきたりなど、社会的解釈を自らに取り込んで、思想化することが必要である。規範となるもの、刺激になる哲学、絶対的超越者との対話などを通して初めて、抽象的な「生」「死」「生命」一般へと考えを進めていくことができる。その意味でも、特に日本において、キリスト教、またキリスト教教育の果たす役割は大きいと思う。

IV. 第3回 いのちに関する法律について考える

1. 概要

担当者 三浦一郎

日時 2005年10月12日(水)
8:50～10:20

内容

いのちに関する最近の新聞記事を学生に読んでもらい、以下のテーマについて自由に考えてもらう。そして、何人かの学生の意見を発表してもらい、各テーマについて法律的な解説をする。

使用した新聞記事は以下の5つ。

- ・「胎児の扱いについての伊勢佐木クリニック事件に関する記事」2005年5月13日、毎日新聞、
- ・「アメリカにおける植物状態女性の尊厳死に関する記事」2003年10月22日、毎日新聞夕刊、
- ・「臓器移植法改正案と脳死についての記事」2005年4月14日、毎日新聞、
- ・「夫の死後の凍結精子による出産に関する記事」2005年9月30日 朝日新聞、
- ・「代理出産に関する記事」2003年10月23日、読売新聞

質問テーマは以下の10について。

- ・人の始期はいつか
- ・人の終期はいつか
- ・臓器の提供は誰が決めるべき問題か
- ・安楽死を認めてよいか
- ・尊厳死を認めてよいか
- ・尊厳死を認めてよいとしたら、家族の誰が決めるべきか
- ・自殺を権利として認めてよいか
- ・出産の決定は誰がすべきか
- ・夫の死後の凍結精子による出産を認めてよいか
- ・代理出産において誰が法律的な母親になるべきか

2. 授業のねらい

問題の基礎的な知識を学生が認識したうえで、いのちに関する問題について、テーマに沿って具体的に考えてもらう。この際、法律的解答を覚えることよりも、いのちに関する様々な問題が存在することやその解決が各自の生命倫理観等によって、必ずしも、法的解答と一致しないことを知ってもらう。また、いのちに関する問題の多くに関わる「自己決定権」というキーワードを意識してもらう。

3. 考察

(1) 学生のいのちの認識

以下、テーマごとの学生の解答を整理し、いのちに関する問題についての学生の認識を探ってみたい。

① 人の始期はいつか

学生の解答としては、実際に産まれた時ではなく、受精段階と考えるものが圧倒的に多かった。つまり、胎児段階はもちろん、それ以前の段階においても「いのち」としての認識を持っていると思われる。

当然、胎児を廃棄物処理法上の廃棄物と扱う現状についての前述の「伊勢佐木クリニック事件に関する記事」については、すべての学生が違和感を持っていた。しかし、一方で、妊娠中絶が法的に行われている日本の現状について、問題意識を余り認識していないようであった。

② 人の終期はいつか

学生の解答としては、「心臓が止まった時」とするものが圧倒的に多かったが、それとは別に、「意識がなくなった時」とするものも見受けられた。人の始期と比べると、客観的な判定を法が決めてしまうことに違和感はないようであった。

③ 臓器の提供は誰が決めるべき問題か

ほぼ全員が「本人」と答えているが、「本人と家族」というように臓器提供が、必ずしも、自己に完結する問題ではないと考えてい

る学生も半数近くいた。

④ 安楽死を認めてよいか

「認めてもよい」、「認めるべきでない」というに、ほぼ、半数ずつに解答が分かれた。

⑤ 尊厳死を認めてよいか

この問題についても解答が割れたが、安楽死を認めていた学生が尊厳死については認めていなかったり、安楽死を認めていなかった学生が尊厳死については認めていたりと安楽死との関連性について説明が見出せなかった。

但し、植物状態で生き続けることについて、多くの学生が否定的であったように思われる。

⑥ 尊厳死を認めてよいとしたら、家族の誰が決めるべきか

多くの学生が「親と配偶者」と解答していたが、両者の意見が食い違う場合にどちらを優先すべきかについては、決めかねているようであった。

⑦ 自殺を権利として認めてよいか

この問題についても、やや、認めないものが多かったが、「自分のいのち」だという理由で認めてよいとする解答があるなど意見が分かれた。但し、特徴としては、認めないとする解答の場合は絶対的な否定の明確な意思が感じ取れた。一方で、認めるとする解答は「他人に迷惑をかけないのならば」というような条件付のものが多かった。

⑧ 出産の決定は誰がするべきか

「本人」として出産する女性の自己決定権と考える解答が多かったが、合わせて「相手」とする解答には、二人の関係については法律的な婚姻の有無は関係ないとするものもあった。

⑨ 夫の死後の凍結精子による出産を認めてよいか

「認めてよい」とする解答が多かったが、認めて場合の法律的な親子関係のあり方をどうするかなどの法律的問題まで考慮している

かどうかは不明である。

⑩ 代理出産において誰が法律的な母親になるべきか

「依頼者（育ての母）」、「卵子提供者（遺伝子上の母）」、「実際の出産者（産みの母）」とした場合、圧倒的に「依頼者（育ての母）」と解答した学生が多かった。その反面、「実際の出産者（産みの母）」としたものは一番少なかった。現状では、民法上、「実際の出産者（産みの母）」が母親になるとする説明に対しては多くの学生が違和感を持ったようであった。思うに、代理出産が、第三者である「実際の出産者（産みの母）」の身体上の危険を前提としていることや、本人の同意があるとしても商業的に行われる等の問題点を詳細に説明していたら、解答に違いがあったかもしれない。

(2) まとめ

学生の多くは、意識はしていないが、いかに関わる問題の多くが自己決定権に関わる問題であることに、直感的に気付いているようであった。また、多義にわたる質問であったが、それなりに、解答に各学生の生命倫理観が反映されていたのではないだろうか。さらに、代理出産のケースの法律上の母親が「実際の出産者（産みの母）」になることについて疑問を持ったように、法律的解決が絶対でないという、本講義の重要な命題についても学習が出来たのではないかと思う。

但し、時間の制約上、「人の命の判断をとるは改めてむずかしい問題であると思いました」、「今回、いろいろな生と死について考えたが、正直、何が当たって、何が間違っているのかわからなかった」というようなコメントにみられるように、いのちに関する様々な問題を認識してもらい機会が得られたことは確かであるが、各問題が整理され、何らかの明確な道筋を導き出すという段階まで到達はしていない。

もちろん、そもそも、明確な答えが導き出せるほど問題は容易くないのであるが、ひとつひとつのテーマについて、より詳細な検討がなされ、キリスト教的視点や社会学的視点等が加えられるならば、学生にとっても、研究員にとってもより有意義な学習の場になるのではないだろうか。つまり、本授業が、いろいろな意味で、可能性を感じる事が出来る機会であったことは確かである。

おわりに

現代の若者世代は、生活の中で死を経験することが少なくなった。地域の結びつきが強かった時代には、近所の親しくしていた人の死が身近にあった。そして、幼い頃から身近な人が死ぬ姿を直接的に目にする事も多かったであろう。そのような「死」との対面を通して、人は「いのち」というものを実感していたのかもしれない。また、現代の若者世代が身近に経験する「死」とは、テレビやアニメ、コンピュータゲームなどの仮想現実（バーチャルリアリティ）、あるいは間接情報によるものが多い。身近な人が死ぬという経験はあっても、身近な暮らしの中でその闘病生活と共にあることは少なくなっている。そのような意味では、現代は「いのち」を実感しにくい時代であり、次世代を担う子どもや若者が「いのち」について学ぶ授業の今日的意義は大きいものと考えられる。

今回の授業を通して、ここに参加した学生のほとんどが身近な人の「死」に直面した経験があまりなく、「いのち」について向き合っただけという経験も少ないことが明らかになった。だからこそ、今回の「いのちを考える」授業は非常に意味があったと考える。

第1回では、自分の身近な生活の中で自分が「生きている」と感じる時について書き出している。実際にそれをたくさん書き出してみることによって、自分は「生きている」のだと実感する学生の声があがっている。まさに、

こうした日常の何気ない一コマの中に自分の「生」が埋め込まれていることに改めて気づかされる機会となったのである。このような学生の等身大の日常性から「生きる」ということを実感させるアプローチの意味は大きく、今後さらに深めていきたい点である。

第2回では、急速に老化が進む少女のビデオを通して「いのち」について考えたが、実際に死に直面している少女の姿や言葉に学生たちは自分の姿と重ね合わせて心を動かしていたように思う。しかし、学生にとってはそうした死が非日常的なものであり、わからないものであると感じており、またそれを概念的に考える機会もあまりなかったため、それを言葉化・概念化することが困難なのであろう。今回は時間が十分に取れなかったが、今後、キリスト教的な視点を含め「死」をどのように捉えていくかについてさらに深められるとよいだろう。

第3回では、「いのち」に関する法的な問題について考えた。ここでは、「いのち」をめぐる現代的な課題が学生に示された。これも時間的に短かったために、結果的には少し盛りだくさんの課題となっていたかもしれない。ただし、ここで示されたテーマは学生が「いのち」を自分の問題として考える上で重要なものであり、真剣に問題と向き合おうとする姿がみられた。また次年度行くとすれば、1～2つ程度の問題にしぼり、学生自身がみずからの問題として議論するなどを通して考えることを中心に進めてもよいのかもしれない。

今回の3回の授業を通して、学生が「いのち」について考える貴重な機会となった。「いのち」が希薄化する現代にあって、こうした「いのち」を考えるための授業の意義の大きさを実感した。「いのち」について学生が深く実感するため授業は非常に難しく課題もあるが、さらに問題を整理するとともに今回の課題をいかし継続的にこの授業実践を行い、

そこから「いのち」を学生に伝えることの研究を行っていけばと考えている。

参考文献

安達昇『「いのち」を考える授業プラン48』小学館、2000年。

E. キューブラーロス著 川口正吉訳『続・死ぬ瞬間 最期に人が求めるものは』読賣新聞社、1914年。

平山正実・A. デーケン編『身近な死の経験に学ぶ』春秋社、1991年。

深井智朗著『文化は宗教を必要とするか 現代の宗教的状况』教文館、2002年。

小池保子、上林茂暢、庄司道子、梅谷薫『日本人の生死観 医師のみた生と死』勁草書房、1993年。

Mark Charlesworth "Bioethics in a Liberal Society" Cambridge University Press 1993.

三浦一郎『リアルタイム法学・憲法 増補改訂版』北樹出版、2004年。

キリスト教徒から観た原始仏教思想の特質と課題 —比較宗教学的な視点からの研究ノート—

三井 純人

The Characteristics and Remarks of the Original Buddhism Observed by a Christian
—A Study Note from the Viewpoint of the Comparative Science of Religion—

Sumito Mii

要 旨

日本は仏教国といわれるが、ほとんどの日本人は仏教の本質を明確にはとらえてはいないのではないだろうか。「仏教とは何か?」という質問に回答を得るには、まず仏教の根元である『釈尊』(シャカ)の「悟り」の体験とそれによって成立した原始仏教思想について考察することが必要不可欠である。本稿ではキリスト教徒という立場から比較宗教学的に仏教の原点を考察する。

キーワード

①比較宗教学 ②時間観 ③悟りと瞑想 ④中道 ⑤対機説法 ⑥神格化の否定 ⑦インド的な修辭法 ⑧仏典結集 ⑨広葉樹のイメージ

目 次

- 1 序論：研究の背景と目的
- 2 釈尊の生涯
 - 2.1 インド人の時間観とユダヤ人の時間観
 - 2.2 仏滅の年代
 - 2.3 釈尊の生い立ち
- 3 釈尊の「悟り」
 - 3.1 「悟り」の内容についての考察
 - 3.2 瞑想と祈り

- 4 釈尊の具体的な教え
 - 4.1 中道の尊重
 - 4.2 形而上学的な議論の放棄
 - 4.3 対機説法
 - 4.4 他の教説に対する寛容
 - 4.5 自らの神格化の否定
- 5 原始仏教教団
 - 5.1 十大弟子
 - 5.2 原始仏教教団
- 6 原始仏教の教義
 - 6.1 四聖諦 (苦諦・集諦・滅諦・道諦)
 - 6.2 三法印 (諸行無常・諸法無我・涅槃寂静)
 - 6.3 縁起説 (十二因縁)
- 7 釈尊入滅後の教団
 - 7.1 仏典結集
 - 7.2 その後の仏教史
 - 7.3 仏教に対する俯瞰
- 8 結論と課題

1 序論：研究の背景と目的

筆者が生まれた家は、曾祖父が御茶ノ水にあるニコライ堂（ロシア正教会）の神父をしていたことから、親戚のほとんど全員が、名目的ではあったが、クリスチャンネームをもつキリスト教信者の家系であった。幼い頃、クリスマスやイースターの時などにニコライ堂に行き、ビザンチン様式のエキゾチックな外観とイコンが飾られた聖堂内部の荘厳な雰囲気と馴染んでいたものである。

その後、父親の仕事の関係で東京を離れ各地を転々とし中学・高校時代は富山で過ごした。高校2年の時に地元のラジオの福音番組を聞き、家の近くにバプテスト教会の伝道所があることを知り通うようになった。幼少時の生育環境もあり、聖書の教えや教会の雰囲気に特に違和感を感じることはなく牧師さんとも親しくなったものの、結局、洗礼を受けるまでには至らなかった。そのころはまだ未成年ということもあったが、北陸地方の富山は伝統的に浄土真宗や禅宗の力の強い場所ということもあり、日本古来の伝統に根ざした仏教思想や寺院に対しても親しみと安らぎを感じる気持ちもあったからである。

高校卒業とともに東京に戻ってきたのだが、当時は高度経済成長の時代であり、その弊害として大気汚染や環境破壊などの問題がクローズアップされていた頃であった。筆者の気持ちは、西洋の科学文明の基となったキリスト教よりもむしろ自然や宇宙との融和を説いた東洋の仏教思想の方に引かれるようになり、一浪して入った早稲田大学では東洋哲学を専攻するようになった。同時にまた、ふとしたきっかけから友人に誘われてペンテコステ派の教会に通うようになり、平日は学校で仏教を学び、日曜日は教会に行き牧師の説教を聴くというような二重生活を送る日々であった。

そのような生活の中での心の整理をつけるために22歳の時に思い切って洗礼を受けはしたものの、やはり心的な葛藤は解消せず、心身ともに安定しない状態になってしまった。私の人生はなんと中途半端なんだろうと嘆きつつ月日が過ぎていったが、20年程経った今、過去を振り返ってみると、むしろ多くの分野の人たちとめぐり合い、幅広い学びをすることができたことに感謝する気持ちにもなり、葛藤は以前に比べると薄れつつある。完全になくなったわけではないが、むしろ葛藤が少しあった方が、かえって自己の成長になるような気もする。

言うまでもないことだろうが、筆者は決して仏教とキリスト教を融合して自分にとって都合の良い新しい教えを作ろうとしてきたわけではない。共通性はあるものの、基本的には両者は別物であると考えている。欲張りといえは欲張りであるが、筆者個人の立場としては伝統的な仏教思想を客観的に評価しつつ、同時に聖書の教えを基盤にした純粋なキリスト信仰をもつことを目指してきたのであった。そのためには仏教のルーツ即ち歴史上の釈尊の教えについての学びはまず必要な分野であり、早稲田大学の卒業論文では釈尊の時代から死後100年程度までの原始仏教をテーマとして取り上げた。さらに、数年前に念願のインド仏跡巡りを果たし、釈尊が訪れた主要な場所に筆者自身実際に立つこともできた。その時の写真も紹介しながら本稿ではキリスト者として原始仏教とは何かという問題にアプローチしてゆきたい。

さらに付け加えるならば、原始仏教について考察することは、筆者の個人的な関心ということだけではなく、比較宗教学という学問的立場からも意味のあることである。比較宗教学は英国のマックス・ミュラー（1823～1900）によって創始されたが、ミュラーはキリスト教徒であるとともに、インド学などの著名な東洋学者でもあった。その著書『宗教

学入門』(1990)において「おそらく初期仏教を除いて、他の宗教は世界の主要な宗教の公平な比較という考えに賛成しないであろう」(p.25)と述べている。この言葉の具体的な意味についても本稿の中で取り上げるが、初期仏教即ち原始仏教は、比較宗教学においても重要なポジションにあるわけである。

もっとも、比較宗教学という学問の限界ということについても認識する必要がある。それぞれ長い歴史と文化をもち、民族性や風土とも関係する伝統的な宗教同士を天秤にかけて客観的に或いは数値的に比較することは土台不可能なことである。自ずと個人の主観が混入してしまうものである。本稿もまた比較宗教学的な枠組みを尊重しつつも、やはりキリスト教信者であるという個人的立場からの研究であることを御理解願いたい。そして、そのことは「キリスト教と文化」研究プロジェクトの趣旨に沿うものと理解している。

2 釈尊の生涯

2.1 インド人の時間観とユダヤ人の時間観

仏教の開祖である釈尊(シャカ族の尊者の意)の生涯については不明なことが多い。インドは古来より人間や動物、そして、さらに世界全体は輪廻し循環するものであるという思想があった。つまり、次第に進歩発展してゆくというものではなく、初めも終わりもなくグルグル回っているというような感覚で時間というものをとらえており、過去・現在・未来の区別がそれほど明確ではない。そのためいわゆる歴史書と呼べるような文献は全くといっていいほど残っていないのである。農耕民族が四季の移り変りのサイクルに合わせて生活を営む中で自然に身についた感覚であると考えられる。

それに対して聖書というものは、それ自

体が一つの歴史書であり、この世の中が創世記に始まり、人間が神に対して離反と悔い改めのプロセスを繰り返しながら黙示録に至るという直線的でジグザグ状の時間観を根底にもつものと考えられる。それは遊牧民族が一つの土地からさらに豊かな土地を求めて家畜を連れながら荒野をさまようイメージと重なる。

キリスト教と仏教の根元的な比較ということでもまず第一に考えなければならないことは、インド人とユダヤ人の時間観の相違ということであり、図示すると下記のようなものになる。因みに、日本の新興宗教の時間観は、両者を融合したラセン型のものが多いと考えられる。

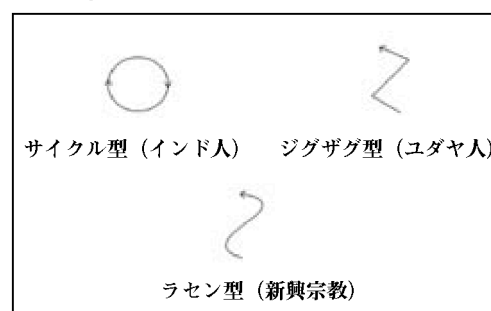


図1 インド人、ユダヤ人及び新興宗教の時間観の違い

2.2 仏滅の年代

インドにはそのような風土事情があることから釈尊の入滅年代についても学問的に確定することはできない。古来より地域ごとに多数の説が伝えられているものの、それらを比較すると数百年もの開きがある。以前は、釈尊の物語は太陽神話の変形したものであり、釈尊は実在の人物ではないと考える学者もいたほどであるが、近代の文献学の発達によりその史実性が疑われることはほとんどなくなった。先般亡くなられた中村元(1992)はその文献学を踏まえた研究により入滅は紀元前383年としている。これは古代インドの名

君アショカ王がギリシア交易を行っていたことからギリシア側の文献に基づき釈尊入滅の時期を算出したもので、いくつかのプロセスを経た計算方法ながらも信憑性の高いものと考えられる。

さらに、釈尊の生涯が80年間とされるので生誕は紀元前463年ということになる。つまり、とりあえず釈尊の在世期間は紀元前463～383年であるということで、ソクラテスや孔子とほぼ同じ時代の人物であると考えておきたい。

2.3 釈尊の生い立ち

釈尊の生い立ちについては原始仏教の経典とされる阿含経（4種の漢訳経典及び5種のパーリ語原典）に基づきおぼろげながらもその概略を知ることができる。以下に現代の仏教学者たちによる文献学に基づき、釈尊の大よその生い立ちを紹介すると

- ① インドとネパールの国境付近に位置していたカピラヴァストゥという都市国家に居住していたシャカ族の出身で郊外のルンビニーの園で誕生。
 - * シャカ族がアーリア系コーカソイドであったか、それともモンゴロイドであったかは不明である。当時インドは戦国時代でシャカ族は小国家であり、釈尊生存中に大国であるコーサラ国に滅ぼされたと伝えられる。
- ② 本名はガウタマ・シッダールタ（サンスクリット語表記）
ゴータマ・シッダッタ（パーリ語表記）
 - * 原始仏教経典の原典は俗語であるパーリ語によって記載されている。
- ③ 父はスッドーダナ、母はマーヤー
 - * スッドーダナは浄飯王と漢訳されているが、当時シャカ族は王制ではなく共和制であった。それにしてもかなり位の高い貴族（クシャトリヤ）であったと考えられる。

また、浄飯とは白米のことでシャカ族は稲作を行っていたものと考えられる。

母マーヤーは生後7日目で死去。

- ④ 16歳でヤショダラー姫と結婚し、一子ラーフラをもうける。
- ⑤ 29歳で出家し、沙門（シャモン）〔当時の伝統宗教の僧侶である婆羅門（バラモン）に対して新興宗教の僧侶〕となり、前正覚山で6年間の苦行。
- ⑥ 35歳でブッタガヤーの菩提樹の下（ネーランジャラー河のほとり）で大悟。
- ⑦ ヴァーナラーシー（ベナレス）郊外のミダガヤー（鹿野苑）でかつて修行を共にした5人の沙門に法を説く。＝仏教教団の成立（初転法輪）
- ⑧ 布教活動はインド北東部のガンジス河中流域
 - ・竹林精舎 マガダ国の首都ラージャガハに建てられた最初の仏教寺院。
 - ・祇園精舎 コーサラ国の首都シラーヴァステイに建立。
 - * 祇園の由来はジェータ（祇陀・ぎだ）太子の所有していた園林を買い取り建立したことから。
- ⑨ 80歳でクシナガラにて入滅。

以下に、筆者が訪印した時に撮影した、ルンビニー等の写真（図2-5）を示す。



図2 ルンビニー



図3 前正覚山とネーランジャラー河



図4 鹿野苑



図5 クシナガラ

3 釈尊の「悟り」

3.1 「悟り」の内容についての考察

菩提樹の下での釈尊の「悟り」の体験により仏教が成立したわけであるが、そもそも「悟り」とは一体どのようなものなのであろうか。

「悟り」とはサンスクリット語でボーディー（漢訳では菩提）〔輪廻の迷いから智慧の力に

よって解脱することの意〕であるとされる。「悟り」の内実はニルヴァーナ（涅槃）〔煩惱の火が吹き消された状態の意〕という言葉で表わされている。また、原始仏教の經典である阿含經全体を文献学的に調べて「悟り」というものを理解しようとすれば、「悟り」とは快樂と苦行の両極端を離れること（中道）により、縁起の理法を体得したことであると考えられている。縁起の理法とはこの世の中の森羅万象すべてがつながりをもっているものであり、独立して存在するものは何一つないという真理である。そのような説明も理屈としては理解できるが、「悟り」とは実体験に基づく深遠で精妙な境地であると考えられる。学問的に言葉だけで説明しようとしても無理なことであり、その内実は禅宗でいうところの不立文字ということになるのであろう。

現代において科学的に「悟り」の生理状態を解き明かそうということで、平井富雄（1982）は禅僧の脳波測定の実験により、瞑想中は α 波が多く出ている状態にあると考えた。しかしながら、脳波の状態とは個人差の大きい相対的なものであり、 α 波というものも我々がちょっと目をつぶっただけでも多かれ少なかれ出るものであるといわれる。平井富雄の研究もそれほど画期的なものとはいえないだろう。

3.2 瞑想と祈り

さらに言えば、瞑想とは一体何なのだろうか。瞑想といえはまず座禅を思い浮かべる人が多いだろう。座禅には足の組み方、呼吸の仕方、手印など細かい取り決めがあるが、釈尊が行っていた瞑想の具体的な形態はどのようなものであったかということについては不明である。それにしても、基本的には座禅同様に個人単位で自らの内面を観つめる行為であったことには間違いないであろう。インド人は厳しい自然環境と広大な国土の中での生

活習慣から個人主義的な傾向が強い国民であるといわれ、今でも単独の修行が盛んに行なわれている。それに対して、聖書の教える祈りとは、神や他者といったものを意識した行為である。つまり、基本的には言葉を用いた神との直接的な会話であり、また、他人の幸福や健康のために神の計らいがあるようにと希求して為されるものでもある。そして、そこから福音伝道ということも生じるわけである。そのことは、ユダヤ人が歴史的な迫害を受けたことも影響して家族を大切に、また、連帯意識が強い民族であることが関係するものと考えられる。

瞑想と祈りとの関係を明らかにすることも大きな問題であるが、論旨からそれるので本稿ではこれ以上立ち入らないでおく。ただ、それぞれの民族性や文化的背景といったものとも深く関係するものと考えられるわけである。仏教というものが、釈尊の「悟り」の体験に始まった以上、その「悟り」の実態とは何か、そしてまた、そのための方法論としての瞑想とはどのようなものかを考えみたわけであるが、いずれも明確な定義はできないわけである。ただ、多くの文献の記載を総合して考えると、「悟り」とは、大よそのところ個人的な瞑想を行うことにより主体と客体、或いは自己と他者といったものの境がなくなり、自然との調和感、宇宙的な一体感が体得される境地であると考えられる。究極的な事柄はぼやけてしまうかもしれないが、結局のところやはり文献を手がかりにするのがもっとも確実性の高いアプローチである。本稿は研究ノート形式ということもあり、以下に「悟り」体験に基づいた釈尊の具体的な教えを紹介し、さらに原始仏教の教団や教義について多角的に論を進め、原始仏教の本質に迫ってゆきたい。

4 釈尊の具体的な教え

4.1 中道の尊重

釈尊が大悟し、その直後に語った教えは以下のようなものである。

《五比丘への最初の説法》

「比丘らよ。出家者がこの世にあって従ってはならない二つの極端がある。それは何かといえば、一つは愛欲の生活にふけることであり、それは卑しくて神聖ならず、理想にたいしてなんの役にも立っていないものである。いま一つは身を苦しめる苦行に専念することであり、これも苦しむだけで、理想に対してなんらの役にも立たないものである。わたしはこの二つの極端を離れて、智慧の眼を開かしめ、静寂、英知、さと、涅槃の理想郷に至らしめる中道を発見し体得したのである」〔(出典=水野弘元 (1998), p.131)〕

インドでは伝統的に苦行(タパス)が盛んであるが、釈尊は苦行にも、また、快楽にもとらわれない中道の生活を比丘(出家者)たちに説いた。中道の思想は、アリストテレスの説く中庸の思想とも共通性が多く、仏教が世界宗教になりえた由縁の一つといえよう。

4.2 形而上学的な議論の放棄

中道を守るということは現実を重視するということである。仏教というと、地獄や極楽、或いは前世といったことを連想する人も多いだろう。しかしながら、釈尊はそのような現実を超えた形而上学的な問題に対してはひたすら沈黙を守ったといわれている。そして、しつこく答えを求めてきた弟子に対しては、無益な思索に耽り時間を浪費するのではなく現実的な問題と取り組むことが重要であるということを理解させるために、ある人が毒矢

に射られたとしたら、毒が体に回って死なないうちにまずその矢を抜き取ることが何よりも先決であるという内容の以下のような喩え話をもって応じたといわれる。

〈毒矢の喩え〉

「ある人が毒矢に射られて苦しんでいるとしよう。彼の親友、親族などは彼のために医者を迎えにやるであろう。しかし矢にあたったその当人が、『私を射た者が、王族であるか、バラモンであるか、庶民であるか、奴隷であるか、を知らない間は、この矢を抜き取ってはならない。またその者の姓や名を知らない間は、抜き取ってはならない。またその者は丈が高かったか、低かったか、中位であったか、皮膚の色は黒かったか、黄色かったか、あるいは金色であったか、その人はどここの住民であったか、その弓は普通の弓であったか、強弓であったか、弦や矢柄やその羽の材料は何であったか、その矢の形はどうであったか、こういうことが解らない間は、この矢を抜き取ってはならない。』と語ったとする。それではこの人は、こういうことを知りえないから、やがて死んでしまうであろう。それと同様に、もしもある人が『尊師が私のために“世界は常住であるか、常住ならざるものか、”などということについていずれかの一方に断定して説いてくれない間は、私は尊師のもとで清らかな行いを修しないであろう。』と語ったとしよう。しからば、修行を完成した師はそのことを説かれないのであるから、そこでその人は毒がまわって死んでしまうであろう。」

〔(出典＝中村元(1994)『原始仏教—その思想と生活—』、p.51, 52)〕

4.3 待機説法

釈尊は特定のドグマをひたすら主張したわけではないのである。むしろ、人の機根に応じてさまざまな教えを説いたといわれる。言

葉による教え(法)は一つの方便に過ぎず絶対的、固定的なものではないという立場に立っているのである。向こう岸に到達するための筏のようなものであり、向こう岸(悟りの世界)に着いてしまえば教説の役割は終わるものであるということを語っている。

〈筏の喩え〉

「修行僧らよ、喩えば道を歩み行く者があって、途中に大水流を見たとしよう。そしてこちらの岸は危険で恐ろしく、彼方の岸は安穩で恐ろしくないとしよう。そのとき彼が思うに、こちらの岸から彼方の岸に行くのに渡し舟もなく、また橋もない。そこでその人は草・木・枝・葉を集めて筏を組み、その筏によって安全に彼方の岸に渡ったとしよう。彼が彼方の岸に達した時に、次のように思ったとしよう。すなわちこの筏は私を助けてくれた。さあ、私はこの筏を頭に乗せ、或いは肩に担いで、進んで行こう。』と。汝らはそれをどう思うか。かの人はこのようにしたならば、その筏に対して為すべきことを為したものであろうか。」

修行僧らは答えた。「そうではありません、尊師よ。」

釈尊は言った。「そのように、救い渡すためにこの筏の喩えを私は説いたのである。実に筏の喩えを知っている汝らは法をもまた捨てるべきである。」

〔(出典＝中村元(1994)『原始仏教—その思想と生活—』、p.61, 62)〕

4.4 他の教説に対する寛容

上記の3つの特徴からも分かるように、釈尊は宗教的な論争というものを嫌っていた。当時の他の宗教思想や哲学派の論説にもそれぞれ部分的な真理が含まれていることを認めつつも、その中の一つに固執することなく全体を総合的に把握することが大切であることを説いたのである。本稿の冒頭で比較宗教学

の開祖であるマックス・ミュラーの原始仏教に対する見解を紹介し、原始仏教の特異性について触れたが、それはまさにこの喩え話に含まれているものである。

《群盲象を評すの喩え》

「昔、サーヴァッティ市に或る王がいた。その王は或る家臣を呼んで「汝はサーヴァッティ市に住んでいる生まれながらの盲人をすべてひとところに集めて象に触れさせてみよ。」と命じ、象がどのようなものと思うか、めいめいに答えさせた。象の頭に触れてみた盲人は次のように答えた。「王様よ、象は瓶のようなものでございます。」と。象の耳に触れてみた盲人は「象とは箕のようなものでございます。」と答えた。同様に象の牙に触れてみた盲人は象はあたかも犁先のようなだと答え、鼻をなでた盲人は犁の轅（ながえ）のようなだと答え、体に触れてみた盲人は穀倉のようなだと答え、脚に触れてみた盲人は柱のようなだと答え、背に触れてみた盲人は臼のようなだと答え、尾に触れてみた盲人は箒のようなだと答えた。かれらは互いに拳をもって争って言った。「象とはこんなものだ、あんなものではない。あのようなものだ。」と。この物語を述べた後、釈尊は修行僧に告げて言った。「それと同様に、他の諸々の流派に属する修行僧たちは盲目であって、口論を生じ、論争を生じ、論難に陥り、鋭い舌鋒をもって互いに他人を突き合いながら日々を送っているのである。」〔(出典=中村元(1994)『原始仏教—その思想と生活—』、p.54, 55)〕

4. 5 自らの神格化の否定

イエスの公生涯は屠り場に連れてゆかれる子羊のように慌しく3年ほどであったが、釈尊の地上での歩みは牛の歩みのようにゆったりと80歳まで続いた。そして、臨終真近の下記の教えは釈尊の教えを集約したものと考

えられる。

《自灯明法灯明の教え》

「この世では自らを灯（鳥）とし、自らをよりどころとし、他人をよりどころとせず、法を灯（鳥）とし、法をよりどころとし、他のものをよりどころとせずあれ」

(出典=中村元(2003)「ゴータマ・ブッタ」、p.186)

修行僧一人一人の自らの内面的な体験を重視せよという教えである。釈尊はその死後も自分が神格化され崇拜の対象になることを望まず、仏像の作成は禁止された。そのために、原始仏教時代のレリーフには、車輪の形や日傘、或いは仏足石といったもので釈尊が象徴的に表わされている。仏像が作成されるようになったのは、死後数百年経た紀元前1世紀頃で、パキスタンのガンダーラ地方でギリシア彫刻の影響を受けたものが制作され、また、同時期にインド中部のマトゥラーではインド風の仏像が製作されるようになった。

5 原始仏教教団

5. 1 十大弟子

釈尊は一つのドグマ的な教義体系を作り上げ、自らを信仰の対象として崇めさせるような意味での宗教組織を作ろうとしたわけではなかった。しかしながら、人々を引き付けるある種のカリスマ性から数百人の人々が周囲に集まったといわれている。その中でも特に中心的な役割を果たしていたのが十大弟子と呼ばれる以下の10人である。

シャーリプトラ（舍利子）	智慧第一
マハーカッシャパ（大迦葉）	頭陀第一
アーナンダ（阿難）	多聞第一
プルーナ（富楼那）	説法第一
ウパーリ（優波離）	持戒第一

ラーフラ（羅喉羅）	学習第一
モッガラナ（目連）	神通第一
カーティヤーヤナ（摩訶迦梅延）	論議第一
スプーティ（須菩提）	無諍論住者第一
アヌルッダ（阿那律）	天眼第一

シャーリプトラは、般若心経に登場する弟子で般若（智慧）の第一人者であり、アーナンダは釈尊の侍従を務めた人でその教えを最も多く記憶していた人であった…というように、弟子とはいえ各分野の第一人者がずらりと並んでいる。イエスのもとに集まった12人の弟子たちがそれほど教養のない庶民タイプの人たちであったのに対してインテリタイプの人たちばかりであることが大きな特徴である。

5. 2 原始仏教教団

釈尊自身が王侯階級（クシャトリヤ）出身で哲学的思索が好きな人であったこともあり、その周囲にはやはりエリート的な人々が多く集まっていたわけであるが、教団は以下のように4つに分かれていた。女性の出家者・在家者のグループをも公認していたことは、男尊女卑の傾向が極めて強かった当時としては画期的なことであると考えられる。

- ①比丘（ビクスー）男子の出家者集団
- ②比丘尼（ビクスニー）女子の出家者集団
- ③優婆塞（ウパーサカ）男子の在家集団
- ④優婆夷（ウパーシカー）女子の在家集団

対機説法というスタイルの釈尊の教えであったが、教団が成立した以上は、ある程度の共通の教義が必要になるものである。釈尊のもともとの教えを重視しつつも弟子たちがそれをアレンジし発展させて原始仏教の教義が成立したものと考えられる。以下に原始仏教の代表的な教義である四聖諦、三法印、十二因縁の概略を挙げる。

6 原始仏教の教義

6. 1 四聖諦（苦諦・集諦・滅諦・道諦）

苦諦 生きることは苦しみであるという真理
 集諦 苦しみの原因は尽きない欲望にあるという真理
 滅諦 欲望がなくなった状態が悟りの状態であるという真理
 道諦 悟りの状態に達するためには八正道によらなければならないという真理

四聖諦は、論理的に悟りへのプロセスを説いたものである。そして、八正道とは正しく見ること、正しく思うこと、正しく語ること、正しく行なうこと、正しく生活すること、正しく精進すること、正しく念じること、正しく禪定すること、という8つの実践徳目であり、「正」とはかたよらない、即ち中道の意である。しかしながら、それ以上の詳細な説明はなく具体性に欠け、現代人の生活にそのまま当てはめることは難しいものである。

6. 2 三法印（諸行無常・諸法無我・涅槃寂静）

三法印は仏教全体の中でも中核をなす教えであると考えられるが、その意味合いについて多くの日本人は誤解しているものである。平家物語の冒頭にも出てくる「諸行無常」という言葉からは虚無的或いは厭世的なニュアンスが感じられ、仏教は一種のニヒリズムであると考えられる人もいるだろう。しかしながら、原始仏教の教えの基本は中道であり、一つの極論であるニヒリズムに偏ることはないはずである。それではなぜこのような表現をしたのかというと、インド的な一つの修辞法であると考えられるのである。インド人は否定的な表現をすることによって、肯定的な内容を示唆する習慣がある。彼らはゼロの概念を発見したといわれるが、ゼロとは虚無ではな

くプラスマイナスの出発点でありすべての数字を内に含む実体的な概念としてとらえることができよう。そのような背景を考えるならば、「諸行無常」とは、秋に草木が枯れる物悲しいイメージだけではなく、次の春に新しい若葉が芽生えるという積極的な意味合いをも含めた言葉として理解するべきである。

諸法無我也またインド的な用法で使われた言葉である。「我」という言葉はいわゆるエゴを表わすものとして悪いニュアンスで一般に我々は用いるが、インドには原始仏教成立以前のバラモン教の教えとして「梵我一如」の教えというものがある。梵（ブラフマン）とは世界の根本原理を指し、我（アートマン）は個人の根本原理ということであり、両者が別々のものではなく本質的には一つのものであることを体得するのが「梵我一如」である。この場合の「我」はエゴ（自我）ではなくセルフ（自己）を指す言葉であると考えられる。前述のインド的な修辞法も踏まえて考えると、「諸法無我」という言葉は、目に見える現象世界（諸法）には真実の自己はなく、目に見えない世界の中にごそ真実の自己を見出すことができるという意味であると解釈できる。このことは、中村元（2003）が「諸法無我」は文法的に「諸法非我」（現象世界は自己ではない）とも訳すことができると主張していることから裏付けられることである。

そして、「諸行無常」と「諸法無我」の二つを体得することによって「涅槃寂靜」と呼ばれる「悟り」の世界（涅槃、ニルヴァーナ）に入ることができるというわけである。「悟り」については前述のとおりであり、ニルヴァーナとは煩惱の火が吹き消された状態を意味する言葉であるが、これもまたインド的な修辞法として把握するべきものである。

6.3 縁起説（十二因縁）

十二因縁は、原因と結果の連鎖を12項目に分け、事細かに分析したものである。

無明（無知）→行（潜在的形成力）→識（識別作用）→名色（名称と形態）→六処（眼耳鼻舌身意）→触（接触）→受（感受作用）→愛（渴愛）→取（執着）→有（生存）→生（生きること）→老死（老い死にゆくこと）

十二因縁は極めて深遠な教義であるので、字数の制限もありこの場で十分な説明はできないが、大よそのところ人間の命の始まりから死までのプロセスを述べたものである。元々の釈尊の縁起についての教えは、「これあるに拠りて彼れある。此れ生じるによりて彼れ生ず」[(出典=水野弘元(1998), p.116)]といったシンプルなものであったようであるが、それが時代とともに十二因縁という哲学的な教義に発展していったものと考えられる。

7 釈尊入滅後の教団

7.1 仏典結集

釈尊の悟りの体験から以上のような原始仏教の教団と教義が成立したわけであるが、釈尊が80歳で入滅するとその遺骨は八つに分けられ、それを祭るためにそれぞれ仏舎利塔が建てられた。そして、入滅の直後に弟子たちが集まり、第一回仏典結集が行なわれた。仏典結集というと釈尊の言葉を文字で記録し編纂したものというふうに受け取ってしまうが、実は表記はせずに口頭で確認し合うだけのものであったのである。そういうと、随分いい加減なものという印象を持ってしまいがちであるが、インド人の記憶力の正確さは我々の想像を越えたものである。「マハーパーラタ」「ラーマーヤナ」といったインドの古典文学を丸暗記し、何日間もかけて原典に照らして一字一句違わずに吟唱することができる人もいるということをごここに付け加えてお

きたい。

入滅100年後の第二回仏典結集もまた同様なかたちで行なわれたといわれる。そしてその際に、戒律についての解釈の違いにより保守派と革新派に分裂（根本分裂）したと言われている。

7.2 その後の仏教史

今に至るまでの2000年以上に及ぶ仏教の歴史の詳細をここで述べることはできないが、大よその概略としては3つの流れに区分してとらえることができる。

①上座部仏教（南伝仏教）

第二回仏典結集の後の教団分裂において戒律を厳格に守ることを主張した上座部の流れからでた仏教で、東南アジア諸国に広まった。小乗仏教という蔑称で呼ばれることもあるが、実は個人的な修行を重視する原始仏教の教えに最も近い仏教であり、正式には上座部仏教という。

②大乘仏教（北伝仏教）

上座部仏教が個人の悟りを中心にしたものであるのに対して、多くの民衆を教化し救済することを主張したのが大乘仏教である。大乘とは多くの人々を救いに導く大きな乗り物という意味である。釈尊入滅直後に始まった仏舎利信仰や仏塔信仰の影響もあって成立したものと考えられ、中国から朝鮮半島を経て日本に伝わった仏教である。空の思想を説いた般若經典群、阿弥陀如来による救済を教えた浄土教經典、日蓮宗や天台宗が奉じる「妙法蓮華經」などの大乘經典は、紀元後の西暦1世紀以降に編纂されたものと考えられている。それらの經典の中に登場する釈尊は史実どおりの釈尊ではなく神格化、超人化された存在である。各宗派ごとに使用する經典が違い、それぞれの教義内容と文化慣習が発展していったのである。

③金剛乘仏教（密教）

さらにもう一つの流れは、西暦7世紀頃ヒンズー教との融合によって生まれた金剛乘仏教（密教）である。主にチベット、モンゴル、ブータン、ネパールに伝わったもので、仏教の中の神秘主義派である。日本では空海の創始した真言宗がこの中に入り、また、最澄の天台宗にもその要素が含まれている。

7.3 仏教に対する俯瞰

ドグマを打ち立てることなく、相手に応じて最も適切な教えを説こうとした釈尊の態度からその後の仏教は多様な発展を遂げていったわけである。原始仏教から現在の仏教までの歴史的流れについて俯瞰してみると、仏教とは、「歴史上の人物である釈尊（ゴータマ・シッタールタ）の悟りの体験に起源を發し、地域や時代ごとに発展した多様な教えの総称である」ということができるであろう。

キリスト教もまた時代ともにカトリック教会、正教会、プロテスタント教会というようなかたちで分岐してゆくが、聖書という絶対的な聖典を拠り所としている点では共通しており、大きく考えれば一つの太い根幹であり、歴史的な経緯の中で異端、邪教の枝葉が分岐していったと考えられる。それを一つのイメージとしてとらえるならば、ユダヤ教の土壌から生まれ、真っ直ぐに伸びていくクリスマスツリーに使われるモミの木のような針葉樹としてのイメージとなる。それに対して、仏教の歴史は、バラモン教、若しくはそれが世俗化したヒンズー教の土壌から生まれ、歴史的に伝播された地域の文化を吸収し、時代背景の影響を受けてそれぞれ独自の教派宗派が成立していった。つまり、菩提樹のように横に大きく複数の幹と多様な枝を広げる広葉樹のようなイメージとしてとらえることができる。

8 結論と課題

日本の精神風土の中でキリスト教の信仰をもつ場合、多かれ少なかれ仏教的なもの、或いはそれに影響を受けた日本的なものを意識することは避けて通れないものであろう。そして、多くの人たちにとって仏教のイメージとは、念仏や座禅といった宗派単位の部分的なものであったり、或いは、漠然と極楽や地獄という死後の世界であったりする。しかしながら、日本の風土とキリスト教ということの問題とするならば、仏教をより明確に包括的に理解することが必要であると考えられる。そのためには仏教の出発点であり、根元である原始仏教の思想をまず取り扱うことが必要であると考え本稿を執筆した次第である。内容的には概論的なものであり、やや駆け足になってしまったが、歴史上の釈尊の教えは極めて現実的なものであり、また、神として自らを自覚していたわけではなく、信仰の対象としてのイエス・キリストと張り合うような存在ではないことを述べてきたわけである。

もっとも、仏教も長い歴史をもつものであり、それぞれの地域ごとや時代ごとの仏教思想や仏教文化については個別に綿密に検討する必要がある。そしてまた、そのような作業はクリスチャンとしてむしろ必要であり役に立つことであると私は考えている。例えば、6世紀に朝鮮半島より仏教は日本に伝えられたわけであるが、日本の庶民階級に浸透し、その風土に根ざすようになったのは、鎌倉時代、つまり、大よそのところ13世紀以降である。この間七百年ほどの時間が経過しているわけである。そのことから考えてみると、明治以降キリスト教（プロテスタント教会）が欧米から入ってきてから未だ百数十年間経った程度である。今の時点でキリスト教は日本人には合わないというふうに性急に結論

づける必要もないのではないだろうか？もちろん、1千年前と現代とで表面的な情報が伝達する速度を比較することはナンセンスであるが、精神の内面的な変化ということにおいては昔も今もそれほど差異があるとは考えられない。

そればかりか、少し見方を変え、単に教会員の数だけにとらわれずにもっと広い目で考えてみるとキリスト教は徐々にではあるが、確実に日本に根ざしてきているのではないだろうか。高齢化社会となり介護制度が世の中に広まったが、かつて日本の一部の地域にあった「姨捨山」のような風習から言っても、元々日本においては高齢者を大切にケアするというような習慣は薄かったものと考えられる。老人介護などの福祉政策はキリスト教国において発達したもので、キリスト教のスピリットに基づいた社会制度が日本に定着したということになるわけである。

そしてまた、現代はストレス社会であり、自殺や不登校、引きこもり、或いは摂食障害などが大きな社会問題としてクローズアップされている中で、心理カウンセリングやグループ療法といったメンタルケアというものがこれからさらに注目されることが予想される。それらは主に欧米で発達したものであり、表面的にはヒューマニスティックなものに見えるが、突き詰めてゆくと聖書の教えに影響されているものが多いものである。そのようなかたちでもキリスト教のスピリットが日本に入ろうとしていることはあまり意識されていないのではないだろうか。そのあたりのことは機会を改めて御報告しようと考えている。

謝 辞

2005年9月17日に開催された「キリスト教と文化研究所」の『キリスト教と日本の精神風土』の研究会で上記の内容を発表し、出席された研究員の皆様から多くのコメントを頂いたことは今後の研究への大きな励ましになった。この場を借りて心より感謝の念を表わしたい。安田八十五教授には、初稿に眼をとうし内容・形式などに多くの助言をいただき、深く感謝する。また、匿名のレフリーに形式に関してコメントを頂き、感謝する。

主要参考文献：

1. 安藤治「心理療法としての仏教」法蔵館, 2003.
2. 河合隼雄・中沢新一「仏教が好き！」朝日新聞社, 2003.
3. 中村元「中村元選集〔決定版〕第1巻インド人の思惟方法」春秋社, 2000.
4. 中村元「中村元選集〔決定版〕第11,12巻ゴータマ・ブッダ I, II」春秋社, 2003.
5. 中村元等編「岩波仏教辞典」岩波書店, 1993.
6. 中村元「原始仏教—その思想と生活—」NHKブックス, 1994.
7. 中村元「原始仏典 I 釈尊の生涯」東京書籍, 1992.
8. 水野弘元「釈尊の生涯」春秋社, 1998.
9. 平井富雄「座禅の科学—脳波からみたそのメカニズム—」講談社, 1982.
10. 平川彰「インド・中国・日本仏教通史」春秋社, 1993.
11. ひろさちや「仏教なるほど大百科」世界文化社, 1992.
12. 増谷文雄「阿含経1～6巻」筑摩書房, 1987.
13. マックス・ミュラー「宗教学入門」晃洋書房, 1990.

2005 年度キリスト教と文化研究所 主な活動

(2005/3 ~ 2005/12)

2004 年度

- 3月3日 10:30 ~ 12:00
「奉仕教育」研究グループ
発題者：所澤保孝所員
タイトル：小学校国語教科書分析
<参加者：2名>
- 3月14日 13:00 ~ 15:30
バプテスト研究会
① 発題者：大島良雄客員研究員
タイトル：バプテストの東北伝道
② 発題者：村椿真理所員
タイトル：教団新生会の研究
<参加者：5名・ゲスト：1名>
- 3月17日 13:00 ~
2004年度第2回所員会議
<参加者：9名>
- 3月25日
所報『キリスト教と文化』第3号発行

2005 年度

- 4月21日 12:45 ~
2005年度第1回所員会議
2005年度研究所所員、所長の任命
2005年度活動計画・予算案・研究員、
客員研究員の募集。
<出席者：15名>
- 5月12日 12:30 ~ 14:00
第1回運営委員会
2005年度所員の確認。運営委員会構成
員の確認。
研究員・客員研究員の継続、各研究グルー
プの活動計画
2005年度予算。ニュースレター No12 発
行計画
<出席者：10名>

- 5月18日 16:10 ~ 18:00
「いのちを考える」研究グループ第1回
研究会
2005年度活動計画
テーマ：「学生がいのちと出会う」
<出席者：6名>
- 5月19日 11:00 ~ 12:00
「奉仕教育」研究グループ第1回打ち合
わせ
2005年度活動方針について
<出席者：2名>
- 5月28日 11:00 ~ 12:30
バプテスト研究会
発題者：森島牧人所員
タイトル：「トレルチにおける新プロテ
スタントイズムの概念」
<出席者：4名>
- 6月6日 12:00 ~ 13:30
「奉仕教育」研究グループ第2回研究会
今後の研究会スケジュール、研究会内容、
研究方針について討議
<出席者：4名>
- 6月16日 12:30 ~ 14:00
第2回運営委員会
審議内容：ニュースレター No12. 自己
点検評価、新プロジェクト「国際理解と
ボランティア」立ち上げ
公開研究会
<出席者：8名>
- 6月16日
「坂田祐」研究プロジェクト研究会
テーマ：今年度の研究会の課題
<出席者：3名>
- 6月17日 14:00 ~ 16:30
HP委員会

2005年度HP更新の方法について
＜出席者：3名＞
6月18日 10:00～12:05
「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ研究会
2005年度の活動計画
発題者：富岡幸一郎所員
タイトル：「武士道と内村鑑三」
＜出席者：11名＞
6月20日 16:00～18:00
「国際理解とボランティア」研究プロジェクト公開研究会
場 所：KGU 関内メディアセンター
801 教室
タイトル：増悪から和解へ－ルワンダのキリスト教系NPOの挑戦－
講演者：佐々木和之氏
＜参加者：34名＞
6月23日
資料委員会
議題：図書館所蔵資料の調査・整理・関連図書の購入・今後の日程
＜出席者：4名＞
6月29日 16:10～17:20
「いのちを考える」研究グループ第2回研究会
議題：秋学期、人間発達学科の「総合演習」授業
「大学生がいのちに出会う」案づくり
＜出席者：5名＞
7月4日
「奉仕教育」研究グループ第3回研究会
発題者：高野進研究員
タイトル：個の確立と奉仕
＜出席者：3名＞
7月11日
ニュースレター No12 発行
7月11日 10:00～12:00
「国際理解とボランティア」研究プロジェクト第2回研究会

テーマ：サービスラーニングの歴史、活動経過。
発題者：島田正敏客員研究員・勘田義治
客員研究員・学生
審議事項：今後の活動の方向性
7月20日 16:30～17:40
「いのちを考える」研究グループ第3回研究会
発題者：石谷美智子客員研究員
テーマ：「総合演習」第2回目の授業案
7月17日 12:30～14:00
第3回運営委員会
審議事項：自己点検内容書。秋のシンポジウム担当グループ。
文学部との共催公開講座「非戦－平和の構想を考える－」
＜出席者：10名＞
7月21日 16:30～18:10
資料委員会
議題：昨年度購入書の支払い確認。プラウん貴重資料購入確認。
日本バプテスト同盟保管、貴重資料の調査日程
＜出席者：5名＞
7月28日 16:30～18:30
「坂田祐」研究プロジェクト公開研究会
場 所：八景キャンパス2号館2階第4会議室
発題者：岸政邦氏
タイトル：坂田先生の生涯と信仰－大湯誕生からキリスト教教育の召命まで－
＜参加者：24名＞
8月18日
資料委員会
日本バプテスト同盟事務所の貴重資料（BIM関係）の調査
＜参加者：3名＞
8月29日
資料委員会
夏期中大学図書館所蔵資料の調査

<参加者：3名>
9月8日
夏期中大学図書館所蔵資料の調査
<参加者：3名>
9月17日 10:00～12:00
「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ
発題者：三井純人客員研究員
タイトル：原始仏教の本質－比較宗教学の視点から－
<出席者：10名>
9月26日 12:00～14:00
「奉仕教育」研究グループ第4回研究会
発題者：影山礼子所員
タイトル：奉仕活動とパウンダリーの問題
<出席者：4名>
9月29日 11:00～12:30
第4回運営委員会
審議事項：秋のシンポジウム（奉仕教育研究グループ）講演会
<出席者：8名>
10月5日 11:00～12:30
所報編集委員会
所報『キリスト教と文化』第4号編集作業計画
<出席者：5名>
10月19日 17:50～19:30
公開講演会
場 所：八景キャンパス フォーサイト階 202 教室
講演者：伊藤隆二先生（横浜市大名誉教授）
タイトル：奉仕教育と体験活動－福祉教育・ボランティア学習の理念と実践－
<参加者：120名>
10月20日 16:00～18:00
「坂田祐」研究プロジェクト研究会
議題：公開研究会報告・坂田記念館調査報告・坂田日記報告

<出席者：4名>
10月24日 12:00～14:00
「奉仕教育」研究グループ第5回研究会
発題者：所澤保孝所員
タイトル：奉仕教育と人格の確立－子供のしつけと人格の形成－
<出席者：4名>
10月27日 17:30～18:00
バプテスト研究会
発題者：高野進研究員
タイトル：イギリス・バプテスト ICCC のアイデンティティー
<出席者：4名>
10月27日 19:00～20:30
第5回運営委員会
審議事項：ニューズレター No13号発行計画・所報『キリスト教と文化』第4号について
本年度研究プロジェクト研究計画（新プロジェクト準備費の活用）
<出席者：7名>
11月7日 17:00～18:30
資料委員会
議題：本年度の資料委員会予算状況の検討
今野資料図書館の選定・購入図書を検討
<出席者：6名>
11月19日 10:30～12:00
「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ研究会
発題者：■木紀男所員
タイトル：靖国問題について－問題とは何か－
<出席者：6名>
11月21日 12:00～13:50
「奉仕教育」研究グループ第6回研究会
発題者：村上顕所員
タイトル：奉仕教育と人格の確立－境界線と神－

<出席者：4名>

11月24日 19:00～20:30

第6回運営委員会

審議事項：所報第『キリスト教と文化』

4号・2月のセミナー担当グループ

新しい客員研究員・自己点検評価

<出席者：7名>

11月30日

「いのちを考える」研究グループ研究会

議題：人間環境学部人間発達学科総合演

習「いのちを考える」授業のまとめ

<出席者：7名>

12月1日 16:00～18:00

「坂田祐」研究プロジェクト研究会

発題者：坂田創客員研究員

タイトル：1944年の日記からの紹介

報告事項・今後の計画

<出席者：7名>

12月1日

ニュースレター No13号発行

12月19日 11:30～13:00

「奉仕教育」研究グループ第7回研究会

発題者：高野進研究員

タイトル：人格の確立と奉仕－内的抵抗

と外的抵抗－

2005年度キリスト教と文化研究所構成員（順不同）

所長	森 島 牧 人	（文学部教授）
所員	矢 嶋 道 文	（文学部教授）
	富 岡 幸 一 郎	（文学部教授）
	村 上 顯	（経済学部教授）
	安 田 八 十 五	（経済学部教授）
	影 山 礼 子	（法学部教授）
	村 椿 真 理	（法学部助教授）
	■ 木 紀 男	（工学部教授）
	松 田 和 憲	（工学部教授）
	帆 莉 猛	（人間環境学部助教授）
	所 澤 保 孝	（人間環境学部教授）
	大豆生田 啓友	（人間環境学部専任講師）
	古 庄 修	（経済学部教授）
	箕 弘 幸	（工学部助教授）
	研 究 員	高 野 進
細 谷 早 里		（経済学部助教授）
客員研究員	中 島 昭 子	（捜真学院教諭）
	大 島 良 雄	（元文学部教授・元大学宗教主任）
	花 島 光 男	（元関東学院中・高等学校教諭）
	松 岡 正 樹	（京都バプテスト教会牧師）
	石 谷 美智子	（本学経済学部非常勤講師）
	吹 抜 悠 子	（キリスト教メンタル・ケアセンター理事・相談役）
	小 川 圭 治	（元学院長）
	佐々木 敏 郎	（元法学部教授）
	長 井 英 子	（本学経済学部非常勤講師）
	川 島 第二郎	（日本バプテスト横浜教会員）
	坂 田 創	（元関東学院中・高等学校教諭）
	佐々木 晃	（元関東学院中・高等学校教諭）
	安 達 昇	（小学校教諭）
	藤 原 久仁子	（山梨学院大学非常勤講師他）
	三 浦 一 郎	（本学文学部非常勤講師）
	田 中 喜 芳	（ニューポート国際大学大学院客員教授）
	勘 田 義 治	（文学部非常勤講師）
	鳥 田 正 敏	（関東学院六浦小学校長）
	山 本 直 美	（自治医科大学非常勤講師）
	三 井 純 人	（カウンセラー）
飛 田 伸 一	（関東学院大学名誉教授）	
田 代 泰 成	（横浜女学院中学校高等学校聖書科教師）	
佐々木 和 之	（ルンダリーチNGO現地職員・日本バプテスト連盟国際ミッションボランティア）	
加 藤 壽 宏	（相模工業 KK 取締役）	

2005年度キリスト教と文化研究所 研究プロジェクト等のメンバーリスト（※は代表者）

2006年2月15日（水）

グループ	所 員	研 究 員	客 員 研 究 員
「バプテスト」研究プロジェクト	※村 椿 真 理 森 島 牧 人 安 田 八 十 五 影 山 礼 子	高 野 進	大 島 良 雄 川 島 第 二 郎 佐 々 木 敏 朗 松 岡 正 樹
「坂田祐」研究プロジェクト	※帆 莉 猛 安 田 八 十 五 森 島 牧 人		坂 田 創 佐 々 木 晃 花 島 光 男 小 川 圭 治
「国際理解とボランティア」研究プロジェクト	※古 庄 修 森 島 牧 人	細 谷 早 里	勘 田 義 治 島 田 正 敏 山 本 直 美 佐 々 木 和 之
「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ	※■ 木 紀 男 安 田 八 十 五 富 岡 幸 一 郎		花 島 光 男 小 川 圭 治 大 島 良 雄 中 島 昭 子 藤 原 久 仁 子 田 中 喜 芳 田 代 泰 成 三 井 純 人 山 本 直 美 加 藤 壽 宏 飛 田 伸 一
「いのちを考える」研究グループ	※松 田 和 憲 大豆生田啓友		三 浦 一 郎 安 達 昇 子 吹 拔 悠 子 石 谷 美 智 子 長 井 英 子
「奉仕教育」研究グループ	※所 澤 保 孝 村 上 顕 影 山 礼 子		高 野 進
資料委員会	※矢 嶋 道 文 村 椿 真 理		松 岡 正 樹 佐 々 木 敏 朗 中 島 昭 子 川 島 第 二 郎 花 島 光 男
広報委員会（HP）	※箕 弘 幸		
所報編集委員会	※安 田 八 十 五 富 岡 幸 一 郎 大豆生田啓友 帆 莉 猛 古 庄 修		三 井 純 人 田 代 泰 成

「バプテスト」研究プロジェクト 2005 年度活動報告

村 椿 真 理

Report of the Baptist Study, 2005

Makoto Muratsubaki

このプロジェクトは2年中期の計画案の下に行われてきたものであり、テーマは「バプテストの歴史的貢献」とされてきた。活動は2005年も予定に従って定例研究会が行われ、参加者はそれぞれの個別テーマに沿った研究論文執筆に取り組みつつ、例会において中間発表を行った。

今年は研究会の予告と報告を研究所ホームページに公開できるようになり、外部への発信の足掛かりとされたことが評価される。しかし課題はなお残され、特に2年間のあいだに予定してきた研究のとりまとめを行うことが実際できなかった。そこで協議の結果、研究期間の1年間延長を検討し、研究所運営委員会にはかり、その承認を得た。

そこで本プロジェクトは今後2006年末まで活動期間を延長し、次年度2006年秋に研究論文集の作成出版、次期プロジェクト案の検討立案を行うこととした。今年度もメンバーは変わらず、以下の陣容であった。

所 員：影山礼子、村椿真理（代表）、
森島牧人、安田八十五、

研 究 員：高野 進、

客員研究員：大島良雄、川島二郎、佐々木敏郎、松岡正樹

(五十音順)

研究会開催報告

第5回研究会

5月28日（土）研究発表会

於：キリスト教と文化研究所

森島牧人所員「トレルチにおける新プロ
テスタンティズムの概念」

研究者3名参加

第6回研究会

10月27日（木）研究発表会

於：キリスト教と文化研究所

高野 進研究員「イギリス・バプテスト
のICCCのアイデンティティー」

研究者5名参加

次年度の活動方針

2006年度は未発表の研究員の研究発表に加えて、更なる研究発表会を企画する。また10月頃までに論文集（単行本）を出版できるよう準備作業に取り組む。年度後半は、次期活動計画の立案に向け協議の時間を持つこととする。本プロジェクトが今回の活動を経て、研究会設立の志をいよいよ果たせるものへと成長することが期待されている。なお第7回研究会は1月26日に、佐々木敏郎客員研究員の発表が、3月には今年度最後の定例研究発表会が予定されている。

「坂田祐」研究プロジェクト 2005 年度活動報告

帆 莉 猛

第一回研究会 5月26日(木)

今年度の研究計画について検討した。日本バプテスト神学校在学中より、坂田祐について研究を進め、坂田の出生地、大湯にも調査に行った岸正邦氏を招いて研究会を行うことを決める。

第二回研究会 6月16日(木)

午後4時から6時

坂田氏より、1946年の日記の内容についての概要を伺い、その一部を読んだ。また、岸正邦氏を招いての公開研究会についての準備等について協議をした。

公開研究会 7月28日(木)

テーマ「坂田先生の生涯と信仰—大湯誕生からキリスト教教育の召命まで」
岸政邦氏(日本バプテスト同盟豊中キリスト教会牧師)を招いて、坂田祐についての公開研究会を開催した。岸氏は日本バプテスト神学校の卒業論文で坂田を取り上げ、坂田の出生地の大湯にも出かけて資料を集め、写真にも記録してきたとのことで、今回はとくに、坂田の出生からキリスト教の召命に至るまでを取り上げていただいた。

坂田記念館の調査 8月30日(火)

午前10時から午後1時

坂田記念館の資料の現況について調査をし、どのような段取りでデジタル化を進めるかということについての予備調査をした。

第三回研究会 10月20日(木)

午後4時から6時

8月30日の坂田記念館での調査について報告した。その中で、坂田記念館の貴重な資料を専門家にデジタル化してもらうこととし、そのためにプロジェクトを立ち上げ、予算を請求することにした。

また、坂田祐の資料で、図書館所蔵のものリストを作ることにする。

坂田記念館資料調査 11月17日(木)

坂田創氏のご協力の下、デジタル化を進めるための資料調査を坂田記念館で行った。

第四回研究会 12月1日(木)


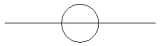

午後4時から6時

坂田日記の解読状況、および、パソコンによるデータ化の状況について報告。1945年の日記については、ほぼデータ化が完了とのこと。

1944年の日記より、時局の推移、防空体制、学校行事、高等商業部、三崎寄宿舎などについての報告が坂田創氏からあった。

今年度は、研究グループを立ち上げた当初から行っている日記の解読、データ化のほかに、坂田関係の資料のデジタル化を進めることを課題として掲げた。こうしておけば、資料が劣化しても、デジタル資料として保存ができるからである。また、資料集の作成も容易になるからである。

さいわい、研究所よりプロジェクトとしてご承認いただき、予算を付けていただいた。



研究プロジェクト報告

予算の範囲内で、坂田関係の貴重な資料をデジタル化する作業を進めており、今年度中に完了する予定である。

「国際理解とボランティア」研究プロジェクト 2005 年度活動報告

古 庄 修

1. 目的

関東学院のキリスト教主義の特色は、「人になれ 奉仕せよ」との校訓の中に示されている。この言葉は、絶対者との真の出会いは、人をして他者への奉仕へと向かわしめるといふ、キリスト教信仰の神髄を的確に表すものである。その意味から言えば、真の神との出会いを教育の場に求め続けてきた本学にとって、キリスト教教育の一貫としてのボランティア活動自体は取り立てて新しいことではない。むしろ本学がその長い歴史を通して取り組んできたもの、つまりそれは関東学院の重要な伝統の一部であるといえる。しかし本学の研究機関が、この校訓の求める奉仕の精神、特にその実践的体験教育を通して始めて獲得しうる異なる世界との共生の精神を涵養する方法論的研究に、真正面から取り組むことはなかったと思っている。そこで当研究プロジェクトでは、本学の特色である「建学の精神：人になれ 奉仕せよ」のタイ北部山岳地区実践的教育現場(関東学院サービス・ラーニングセンター)の設立事業にあわせて、そこでの実験的体験教育のプログラムを構築・実践することを通し、本学に於ける国際サービスラーニングの方法論の確立を目差している。また同時にこの研究プロジェクトの活動が、学院における建学の精神の内実化・活性化に供するものとなるよう願っている。

2. 構成

所 員：古庄修（経済学部）
森島牧人（文学部）

研 究 員：細谷早里（経済学部）
客員研究員：勘田義治（文学部非常勤講師）
島田正敏（六浦小学校校長）
山本直美
（自治医科大学非常勤講師）

3. 研究会活動

第1回「国際理解とボランティア研究プロジェクト」公開研究会

日程：2005年6月20日（月）
16:00～18:00

会場：KGU 関内メディアセンター 8階 801教室

講師：佐々木和之氏

テーマ：「憎悪から和解へ」

第2回「国際理解とボランティア研究プロジェクト」研究会

日程：2005年7月11日（月）
10:00～12:00

会場：キリスト教と文化研究所（2号館301号室）

発表：①「関東学院サービスラーニングセンター建設計画について」

島田 正敏（客員研究員）

②「ティワタ村における調査の報告」

勘田 義治（客員研究員）

協議：①「国際理解とボランティア」研究プロジェクト年間計画（案）

②その他

研究プロジェクト報告

第3回「国際理解とボランティア」研究プロジェクト研究会

日程：2005年11月30日（水）
19:00～21:00

場所：キリスト教と文化研究所（2号館
301号室）

発表：① Olive Branch のティワタ村調査報告
－関東学院サービスラーニングセン
ター建設に向かって－
②「国際理解における開発教育の役割」
細谷早里（研究員）

第4回「国際理解とボランティア」研究プロジェクト研究会

日程：2005年12月8日（木）
16:00～17:00

場所：第1会場 関東学院六浦小学校礼拝堂
第2会場 タイ国チェンマイ市 NBO
会議室

テーマ：「2005年12月22日（木）タイ・日
本子供合同クリスマス交流会

- ① 遠距離テレビ会議システム事前交信テストの実施
- ② 交流会プログラムの作成

第5回「国際理解とボランティア」研究プロジェクト研究会

日程：2005年12月16日（金）
18:00～20:00

場所：キリスト教と文化研究所（2号館301
号室）

テーマ：「2005年12月22日（木）タイ・日
本子供合同クリスマス交流会実施に向け
て」

- ① 実施前最終打ち合わせ
- ② 交流会プログラム最終案
- ③ 交流会タイムテーブル最終案

第6回「国際理解とボランティア」研究プロジェクト公開研究会

日程：2005年12月22日（木）
11:00～12:00

場所：第1会場 関東学院六浦小学校礼拝堂
第2会場 タイ国チェンマイ市 NBO
会議室

テーマ：「タイ・日本子供合同クリスマス交
流会」

内容：

- ① 趣旨説明（森島牧人先生、キリスト教と文化研究所長）
- ② 挨拶（キンバリー先生、エイズ孤児施設「愛の家」責任者）
（松本昌子先生、関東学院長）
（ダウ先生、ティワタ村教会牧師）
- ③ 賛美（きよしこの夜）
1節 タイ語 六浦小学校児童
2節 日本語 ティワタ村教会寮児童、
愛の家児童
3節 それぞれの原語で賛美
- ④ 交流会 六浦小学校児童、ティワタ村教会寮児童、愛の家児童相互に遠隔会議システムを用い交流した。

4. 課題

実施の報告を中心としたプレゼンテーション、およびその報告内容（報告書、DVD、写真パネル等）の作成過程を、奉仕教育の方法論に関する研究の中に位置づけるメディア人文学的領域の確立を目指す。

「キリスト教と日本の精神風土」研究グループ 2005 年度 活動報告

■ 木 紀 男

2005 年度は、12 月までに、下記の 3 回の研究会が開催された。

第 1 回：

日 時： 2005 年 6 月 18 日（土）
於：キリスト教と文化研究所
発題者： 富岡 幸一郎 所員
テーマ： 武士道と内村鑑三

第 2 回：

日 時： 2005 年 9 月 17 日（土）
於：キリスト教と文化研究所
発題者： 三井 純人（客員研究員・カウンセラー）
テーマ： 「原始仏教の特質－比較宗教学の視点から－」

第 3 回：

日 時： 2005 年 11 月 19 日（土）
金沢文庫キャンパス 301A ゼミ室
発題者： ■木紀男（所員）
テーマ： 靖国問題について
－問題とは何か－

昨年までと同じく、年 5 回程度の定例研究会を予定することになっているが、今年度は諸事情により、まだ 3 回しか開催されていない。年度末までに、予定通り 5 回開く予定はあるが、やや時間的に難しい状況にある。上記のうち、第 2 回の研究会の報告については、三井純人客員研究員が、同じテーマで、所報第 4 号に研究ノートとして投稿された。

また、文学部と本研究所とで共催で実施された、生涯学習センターの公開講座「非戦平和の思想を考える」に、本グループから、矢嶋所員、富岡所員、帆刈所員、小川客員研究員が講師として、最後のシンポジウムのコメンテーターとして■木所員ならびに森島所長が参加し、出席者は少なかったものの、本グループの活動の成果を披瀝する機会が与えられたと同時に、今後の研究への示唆も与えられたと言えよう。

研究グループ報告

「いのちを考える」研究グループ 2005 年度活動報告

松田 和憲

2005 年度「いのち」を考えるプロジェクトチームの主な年間活動としては、3人の客員研究員が、大豆生田所員の講座「総合演習」(人間環境学部・人間発達学科)において、「大学生がいのちに出会う」とのテーマに基づき、3回に亘って授業を担当し、その成果を踏まえて、大豆生田所員が本報に「研究ノート」という形で報告を書くことができた。主な取り組みはその点にあり、以下4回にわたる研究会を開催した。

第1回研究会 5月18日(水)

出席者 6名

テーマ: 2005年度の計画

発題者: 松田所員

討議内容: 「大学生がいのちと出会う」をテーマに大豆生田所員担当の人間環境学部1年、総合演習(保育士、幼稚園経論免許取得希望の学生)に後期 10月の3~4回ワークを伴う授業に参加。その前後、グループで準備、成果を共有することとした。

第2回研究会 6月29日(水)

16:10~17:20 出席者 5名

テーマ: 秋学期 人間発達学科の「総合演習」の授業

「大学生がいのちに出会う」の案

発題者: 安達 昇客員研究員・三浦 一郎客員研究員

討議内容:

1. 授業担当日

総括—大豆生田 啓友所員、松田 和憲所員

9月28日 —大豆生田 啓友所員

10月5日 —石谷 美智子客員研究員

10月12日 —三浦 一郎客員研究員

10月19日 —安達 昇客員研究員

10月26日 —まとめ

2. 安達客員研究員 いじめ、限られた生命、ワークシートの活用

三浦客員研究員 いのちに関する問題の自己決定権について

第3回研究会 7月20日(水)

16:30~17:40 出席者 7名

テーマ: 総合演習第2回目授業案

ビデオを通して死の受容を考える。ビデオ「短い命を刻む少女」

発題者: 石谷 美智子客員研究員

討議内容: 人間発達学科「総合演習」の授業 大学生がいのちに出会う」

10月19日安達担当を変更して、9月28日にする。(10月19日は未定)

第1回(安達担当)「生きているってどんなこと」のようなテーマで、プレーストリーミング方式で詩を書く。

ディスカッションの素材「ハムスターのいのち」など

アンケート(「いのち」「死」のイメージなど)は大豆生田所員が行う。

第4回研究会 11月30日(水)

17:00より 出席者 6名

テーマ: 人間環境学部 人間発達学科 総合演習

「いのちを考える」授業の総括

発題者：特になし。

討議内容：

1. 大豆生田、安達、石谷、三浦による授業の振り返り。
2. 学生に良い刺激が与えられたことは評価できる
3. 所報のまとめ方 (1) 概要 (2) ねらい (3) 授業の展開と反応 (4) 考察 (5) まとめ
4. 来年度に継続の可能性

「奉仕教育」研究グループ 2005 年度活動報告

所澤保孝

「奉仕教育の課題と実践」研究プロジェクトチームは、これまで奉仕・体験学習・ボランティアの教育に関するアンケート調査研究、小学校・中学校教科書に見られる奉仕・ボランティア活動の分析的研究、建学の精神・校訓と奉仕教育の関係の研究等を行い、その成果を研究所所報に発表してきた。また昨年度は「関東学院の奉仕教育」と題して関東学院中学・高等学校、関東学院六浦中学・高等学校の実践をまじえて公開シンポジウムを開催した。今年度は奉仕教育の根底をなす人格形成の理論的研究とその学校教育への応用を中心的テーマに、研究会を7回（12月分は予定）、横浜市立大学名誉教授伊藤隆二先生をお招きして講演会を1回実施した。

研究会：

第1回 2005年5月19日（木）

「奉仕教育の研究活動について」

発題者 所澤 保孝（所員）

昨年度の奉仕教育研究会の活動についてまとめと問題の提起を行い、今年度の研究活動について考えられるいくつかのテーマを挙げてその可能性について検討した。

第2回 2005年6月6日（月）

「奉仕教育の理論的研究の展開」

発題者 所澤 保孝（所員）

今年度は奉仕教育の根底をなす人格形成に関する理論的研究を行うこと、分析の枠組みとして「バウンダリーの形成」の概念を用いることについて検討を行い、これに基づいて研究会の分担、場所、スケジュール等を決め

た。また本年度は昨年計画したが実現に至らなかった伊藤隆二先生をお迎えして公開講演会を行うことを再度計画し、実現に向けて努力することを決めた。

第3回 2005年7月4日（月）

「個の確立と奉仕—人間形成と奉仕実践について—」

報告・発題者 高野 進（研究員）

教育の課題は、次の世代を育てあげることである。その場合、まず私たちは、昔から言われてきた「読み」「書き」「ソロバン」を教えることに中心をおく。今日的に言えば、情報を獲得する能力、発信能力、コンピュータ・リテラシーの教育が中心となる。

しかし今日、欠落したものは、「人間」の存在の価値、人間の尊厳の形成である。これは容易に出来るものではないが、これをやらなければ世界はどうなるだろうか。そのために他者、隣人に向かい「対話」してゆくこと、「共に生きる」ことを学ぶことを教えていかねばならない。奉仕の実践を「対話」「共生」の視点から再構築して行く必要がある、という今年の研究会の基底をなす発題が高野研究員からあり、この点に関して議論が行われた。

第4回 2005年9月26日（月）

「奉仕教育とバウンダリーの問題」

報告・発題者 影山 礼子（所員）

奉仕教育の根底をなす人格形成とバウンダリーの関係、バウンダリーの意味、発達、きずな作り、1歳から3歳までの親子の関係、人生や人間関係の法則、バウンダリーに関す

る間違った考え方等、バウンダリーを構築する能力の発達を中心に発表が行われ、これらの点に関して討議が行われた。

第5回 2005年10月24日(月)

「奉仕教育と人格の確立—子どものしつけと人格の形成—」

報告・発題者 所澤 保孝(所員)

人間関係における摩擦の問題、子どものしつけと責任を教えること、しつけの積極的側面と是正的側面、子どもの必要との関係、年齢と限界訓練、しつけのタイプ、子どものしつけと親の責任等、子どものしつけ、愛、教育、奉仕とバウンダリーの関係について発表があり、続いてこれらの点に関してディスカッションが行われた。

第6回 2005年11月21日(月)

「奉仕教育と人格の確立—境界線と神—」

報告・発題者 村上 顕(所員)

私たちに与えられた人類に貢献できる賜物と才能、天職、奉仕への「召命」、仕事と品性との関係。私たちが自分自身の身体をコントロールする責任。バウンダリーの問題と責任の問題との関係、聖書とバウンダリーの関係、神と人間との関係および人間と人間の関

係の癒しについて等、バウンダリーと仕事、自分、神との関係を中心に発表があり、続いてこれらの点に関して討議が行われた。

第7回 2005年12月19日(月)(予定)

「人格の確立と奉仕—総括と問題提起—」

報告・発題者 高野 進(研究員)

公開講演会

2005年10月19日(水)

「奉仕教育と体験活動について—福祉教育・ボランティア学習の理念と実践—」

講演者 伊藤 隆二先生

(横浜市立大学名誉教授)

伊藤隆二先生をお迎えしてキリスト教と文化研究所主催の公開講演会を10月19日(水)午後5時50分から7時20分の間、フォーサイト21の2-202号教室において開催した。

当日は学生、外来者、幼小中高および大学の教職員を含めて約120名の参加があった。伊藤先生の人間性にあふれ、豊富な研究と経験に基づく奉仕教育と体験活動に関する理念と実践の貴重なお話に全員熱心に傾聴し、最後は大きな感謝の拍手の中、成功裡に講演会を終了した。

資料委員会 2005 年度活動報告

矢 嶋 道 文

資料委員会は、(1) 旧「関東学院大学日本プロテスタント史研究所」(1957年～1973年) 所蔵文献の再調査およびその整理、(2) 日本バプテスト史関連資料の発掘・収集、(3) 関東学院史関連資料の発掘・収集、を主目的に2002年度以来活動している。

このうち、(1) については、3年間にわたる調査でおよそ半数が整理・確認されるに至っているが、4年目にあたる本年はこれまでの調査資料を確認・整理するにとどまっている。(2) については、太政官翻訳係『日本西教史』(明治11年)、『米国バプテスト教会日本伝道70年人物物語』などの購入の他、西早稲田キリスト教会館にある「日本バプテスト研究所」保管の米国バプテスト関係資料(日本布教関連資料を含む)を調査し、その内の貴重資料10点、1096頁を複写入手した(右記「資料一覧参照」)。(3) についての新たな資料購入はない。

その他、文学部に寄贈された故今野國男教授の蔵書中、キリスト教関係の資料を中心に選書し「キリスト教と文化」研究所に登録・移管する作業を現在進めている。また、懸案であるキリスト教関連資料の一元的な整理・保管については、図書館本館との対話を持っているが、研究所自体に書庫がなく、残された課題は多い。

「米国バプテスト関係資料」

(日本バプテスト研究所保管)

調査日：2005年8月18日：13時～19時

調査地：西早稲田キリスト教会館「日本バプテスト研究所」

調査員：佐々木・村椿・矢嶋

(複写資料)

- ① Reference Committee reports ; Dec.1915 ~ Jun 1920.
- ② Reference Committee reports ; Dec.1918.
- ③ Reference Committee reports ; Jan.1932.
- ④ Reference Committee reports ; May.1933.
- ⑤ Reference Committee reports ; 1958-1960.
- ⑥ The Seed and the Harvest ; Japan Fellowship of American Baptist Missionaries, 1961.
- ⑦ Minutes of the Committee on Relations ; Mar. 1957 ~ Dec. 1959,
- ⑧ Woman's American Baptist Foreign Mission Society.
- ⑨ 「報告」Hokoku (Dec. 1957 ~) ; Report of the Japan Fellowship of American Baptist Missionaries.
- ⑩ 「報告」Hokoku (Fall 1964 and Dec. 9. 1992.) ; Report of the Japan Fellowship of American Baptist Missionaries.

広報委員会 2005 年度活動報告

簗 弘 幸

広報委員会の役割は、研究所の活動を学内の研究者だけでなく、学外の研究者にも幅広く知って頂けるように、様々なメディアを通じて広報活動を行うことである。すなわち、具体的には、(1) ニュースレター等の刊行物を編集、出版すること、及び (2) 2002 年に開設され 3 年目を迎えたホームページのコンテンツを一層充実することである。

本年度は、次の通り、ニュースレターの編集・発行を行うとともに、ホームページのコンテンツ及び研究会、講演会を収録したビデオライブラリーを充実させることに力を注いだ。

【ニュースレター】

ニュースレター第 12 号を 2005 年 7 月に発行した。

ニュースレター 13 号を 2005 年 12 月に発行した。

ニュースレター 14 号を 2006 年 3 月に発行した。

【ホームページ】

「what's new」のページを恒常的にアップデートした。また、「ニュースレター」のページをアップデートした。特に、2001 年 10 月に催された当研究所開所式の映像記録、及び 2005 年度に行われた研究会、講演会の映像記録をインターネット経由で閲覧できるような環境を提供したことは、本年度に特に進歩した点である。現状では、ウェブサーバの負荷、ストレージの容量等を考慮し、10 分か

ら 20 分程度の講演内容に抜粋して編集してある。これにより、当研究所の活動を幅広く学外の研究者に知って頂けるようになり、より一層活発な討論が期待される。

【ビデオライブラリー】

研究会、講演会の映像記録を DVD のメディアに焼き付けて保存し、希望者には貸出しを可能にした。ホームページに掲載されている映像記録は、研究所開所式を除いて抜粋版であるため、完全な記録が求められる場合を考慮して、ビデオライブラリーを構築している。現在利用できる映像記録は次の通りである。

1. 『キリスト教と文化研究所開所式』2001 年 10 月開催
2. 『坂田先生の生涯と信仰』岸 政邦 氏 (北豊中教会牧師) 講演「坂田祐」研究プロジェクト主催 2005 年 7 月開催
3. 『奉仕教育と体験活動について』伊藤 隆二 先生 (横浜市立大学名誉教授) 講演 奉仕教育研究グループ主催 2005 年 10 月開催
4. 『シンポジウム：非戦-平和の思想を考える』コーディネーター 矢嶋道文先生 (関東学院大学文学部教授) 文学部・キリスト教と文化研究所共催 2005 年 11 月開催

なお、本年度の予算で研究所専用のデジタルビデオカム、及び三脚を購入しており、今後の研究会、講演会の映像を収録し、ビデオライブラリーを一層充実させていく予定である。

所報編集委員会 2005 年度活動報告

安 田 八 十 五

Report of the Bulletin Editorial Committee, 2005

Yasoi Yasuda

1 はじめに

2005 年度の所報編集委員会の編集委員長に安田が就任した。そこで、運営委員会をお願いして、所報に関する規定を改正して頂き、これまで所員 3 名で細々と家内工業的に行っていた編集業務を、2005 年度からは編集体制の強化を計るため、編集委員会を所員 6 名と客員研究員 2 名の計 8 名で構成することにした。また、編集プロセスをマニュアル化し、編集業務のスムーズな進行を心がけた。委員会は 3 回開催し、編集業務、ことに査読・校正等を担当した。

2 2005 年度所報編集委員会の体制と構成

所報編集委員長

安田 八十五（所員・経済学部教授）

所報編集委員（順不同）

帆刈 猛（所員・人間環境学部助教授）

大豆生田 啓友（所員・人間環境学部専任講師）

富岡 幸一郎（所員・文学部教授）

古庄 修（所員・経済学部教授）

三井 純人（客員研究員・カウンセラー）

田代 泰成（客員研究員・横浜女学院中・高等学校宗教科教諭）

3 委員会開催報告

2005 年度の所報編集委員会は、下記に示すように計 3 回開催した。編集作業は、編集委員長が、事務局の支援を受け、印刷所と密接に連絡し進めた。原稿は、すべて電子化し電子メールの添付ファイルで送受信を行った。

第 1 回委員会 2005 年 10 月 5 日

2005 年度の編集方針と編集体制

第 2 回委員会 2006 年 2 月 2 日

初校の校正作業

第 3 回委員会 2006 年 2 月 16 日

再校の校正作業

関東学院大学キリスト教と文化研究所『所報』（『キリスト教と文化』）に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、関東学院大学キリスト教と文化研究所『所報』（以下『所報』という。）の執筆および発行に関し、必要な事項を定める。『所報』の表題は、『キリスト教と文化』とする。

（発行）

第2条 『所報』の発行は、年1回を原則とする。

（編集）

第3条 『所報』の編集は、所員等から選ばれた編集委員会が行う。

（執筆）

第4条 執筆者は原則として本研究所の研究所員、研究員および客員研究員とする。

（原稿）

第5条 原稿は、未発表のものに限り、内容は、論文、研究ノート、翻訳、資料および書評とする。

この他に、研究所主催の講演会、シンポジウムまたは研究会などの原稿も掲載することができる。

2. 本誌はレフェリー制を採用する。

（原稿）

第6条 原稿は研究所が別途定める編集委員会規定にもとづいて作成する。

（配布・保管）

第7条 『所報』は、研究所員、専任教員、学生ならびに本学と研究誌を交換する大学（特例）および学術機関に配布し、図書館と研究所に累加保管する。

第8条 この内規によらない事由が生じたときは、所員会議の議を経て、所長が決定する。

（内規の改廃）

第9条 この内規の改廃は、所員会議の議を経て行う。

附則1 この内規は、2002年11月14日から施行する。

附則2 この内規は、2005年9月29日から改正施行する。

（キリスト教と文化研究所所員会議02年11月14日承認）

（キリスト教と文化研究所運営委員会05年9月29日承認）

関東学院大学キリスト教と文化研究所『所報』（『キリスト教と文化』）編集についての申し合わせ

1. 原稿の執筆を希望する場合は、所定の期日（原稿締め切り日の約1ヶ月前）までに、原稿のタイトルと種類、予定枚数を所定の用紙に記入して、編集委員会に申し込む。
2. 原稿の字数は、原則として横書き16,000字（400字原稿用紙換算で40枚）を基準とし、20,000字（400字原稿用紙50枚）以内とする。ただし、書評については、4,000字（400字原稿用紙10枚）を基準とする。いずれの原稿も、図表、注なども換算して字数に含める。
原稿は、完全原稿で提出するものとする。
原稿は、原則としてフロッピーディスクなどの電子媒体およびプリントアウトしたものを提出する。
3. 本誌は、レフェリー制を採用する。論文と研究ノートについては、編集委員会で審査を行ったうえで、「掲載」「書き直し」あるいは「返却」を決定する。



委員会報告

4. 執筆者には、抜刷 50 部を無料で贈呈する。

追加分については、50 部単位として執筆者の実費負担とする。

5. 本誌は、毎年 3 月に発行する。

原稿の締め切りは 12 月末とする。

6. 執筆者には、原則として初校と再校を見ていただく。校正段階での大幅な変更や書き加えはお断りする。

(キリスト教と文化研究所所員会議 02 年 11 月 14 日承認)

<執筆者紹介> *執筆順

- | | | |
|----|---------|--------------------|
| 1 | 森 島 牧 人 | 所員（所長）・文学部教授 |
| 2 | 大 島 良 雄 | 客員研究員 |
| 3 | 三 浦 一 郎 | 客員研究員 |
| 4 | 伊 藤 隆 二 | 公開講演会講師・横浜市立大学名誉教授 |
| 5 | 坂 田 創 | 客員研究員 |
| 6 | 大豆生田 啓友 | 所員・人間環境学部専任講師 |
| 7 | 安 達 昇 | 客員研究員 |
| 8 | 石 谷 美智子 | 客員研究員 |
| 9 | 三 井 純 人 | 客員研究員 |
| 10 | 村 椿 真 理 | 所員・法学部助教授 |
| 11 | 帆 莉 猛 | 所員・人間環境学部助教授 |
| 12 | 古 庄 修 | 所員・経済学部教授 |
| 13 | ■ 木 紀 男 | 所員・工学部教授 |
| 14 | 松 田 和 憲 | 所員・工学部教授 |
| 15 | 所 澤 保 孝 | 所員・人間環境学部教授 |
| 16 | 矢 嶋 道 文 | 所員・文学部教授 |
| 17 | 箕 弘 幸 | 所員・工学部助教授 |
| 18 | 安 田 八十五 | 所員・経済学部教授 |

関東学院大学キリスト教と文化研究所所報

キリスト教と文化

第4号・通号4号

2006年3月 発行

発行所 関東学院大学キリスト教と文化研究所
〒236-8501 横浜市金沢区六浦東1-50-1
TEL.045(786)7873 FAX.045(786)7806
(URL) <http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/>
(E-Mail) r043080@kanto-gakuin.ac.jp

版下制作 株式会社 関学サービス
〒236-8501 横浜市金沢区六浦東1-50-1
TEL.045(786)7164 FAX.045(786)9898

印刷製本 藤原印刷株式会社